

京 都 市 会 時 報

特 集 号
平成 18 年 回 顧

平成 19 年 5 月

京都市会事務局政務調査課

平成 18 年を顧みて

平成 18 年、京都市は、職員の相次ぐ不祥事により大きく揺れた。4 月以降多数の逮捕職員、懲戒免職者を出し、市民の信頼を大きく損なう深刻な事態に発展した。8 月以降、市会では、原因究明と市民の信頼回復のために、市会史上初めてとなる常任委員会連合審査会の本会議場での開会、12 年振りとなる臨時会開会による調査特別委員会の設置、更に、9 月市会での新たな調査特別委員会の設置と、精力的な議会活動が展開された。

国内では、5 年半の小泉政権の後、「美しい国、日本」を掲げ、初の戦後生まれの首相となった安倍晋三氏が率いる安倍内閣が発足し、改正教育基本法、「防衛省」関連法が成立した。景気拡大が「いざなぎ景気」を超え戦後最長を更新する中、日銀は、ゼロ金利を解除したが、個人消費は足踏みを続け、また、ライブドア前社長及び村上ファンド前代表が粉飾決算やインサイダー取引で逮捕、起訴され、マネーゲームの危うさが露呈した。全国の教育現場では、深刻ないじめ問題による児童生徒の自殺が相次ぎ、また、世界史等必修科目の未履修が発覚する等、混乱が続いた。10 月から 12 月にかけて、福島県、和歌山県、宮崎県の前知事が発注工事に絡む収賄等で次々と逮捕され、公共工事をめぐる根深い談合体質が浮き彫りとなった。明るい話題が少ない中、秋篠宮家に皇室として 41 年振りに男子が誕生し、また、トリノ冬季五輪フィギュアスケート女子で荒川静香選手が我が国唯一の金メダルを獲得した。

世界では、北朝鮮が 7 月のミサイル連続発射に続き、10 月に初の地下核実験を実施し、東アジア情勢が一気に緊迫した。イラク情勢が最大の争点となった 11 月のアメリカ中間選挙は、野党民主党が上下両院で過半数を奪回し、歴史的な大勝を収めた。イラクの内戦状態が続く中、イラク高等法廷はフセイン元大統領に死刑判決を宣告し、12 月 30 日に執行された。イラン核開発問題、イスラエル軍のレバノン侵攻による中東情勢の緊迫化等で原油価格が高騰し、家計や企業活動全般に影響が広がった。インドネシアジャワ島中部で 5 月 27 日に大地震が起き、約 6,000 人が死亡するという大きな被害が生じた。

京都市政においては、財政非常事態が続く中、「新京都市都市経営戦略」の下、経費節減と共に、各分野で様々な重要政策を展開する中、特に、「京都創生」の実現への大きな一歩として、建築物の高さやデザイン、屋外広告物の規制を抜本的に見直す「新たな景観政策」、市内中心部での自動車交通に頼らない「歩いて楽しいまちなか戦略」、放置自転車等の抜本的な解消に取り組む「放置自転車等アクションプログラム」など、50 年後、100 年後の将来の京都のまちづくりを見据えた重要政策に着手した。また、環境政策では、ごみの減量、地球環境の保全を目指して「家庭ごみの有料指定袋制」に移行した。

市会においては、日置文章副議長の退任に伴い、新たに第 81 代副議長に鈴木マサホ議員が就任され、就任後 2 年目を迎えた巻野渡議長と共に、市会の舵取りが託された。また、本格化する地方分権下での「市民に開かれた市会」、「魅力あふれる市会」を目指して、第 1 次の検討に引き続き、第 2 次市会改革検討小委員会での検討が進められた。更に、定例会等では、有料指定袋制の導入、障害者自立支援法施行に伴う負担軽減策、職員不祥事の原因究明・抜本的対策、新たな景観政策等が大きな議論となった。

本書は、京都市政のこの 1 年を回顧し、平成 18 年に起こった事柄の中からその主なものを取り上げて収録していますので、参考資料としてお役に立てば幸いです。

目 次

平成 18 年を顧みて	1
1 副議長の選挙，委員の選任等について	3
2 川中増次郎議員の逝去について	6
3 市会における取組等について	7
4 組織の一部改正等について	10
5 市財政について	24
6 歴史都市・京都創生策 の策定について	35
7 職員による不祥事とその根絶に向けた取組等について	41
8 「京都市「集中改革プラン」について」の策定について	61
9 京都市組織改革方針及び京都市人材育成方針の制定について	64
10 京（みやこ）の環境共生推進計画の策定について	69
11 家庭ごみ収集における有料指定袋制の導入について	76
12 京都文化芸術都市創生条例の制定について	82
13 新京都市観光振興推進計画の策定について ～ゆとり うるおい 新おこしやすプラン 21～	85
14 京都市産業科学技術振興計画の策定について	90
15 障害者自立支援法の施行に伴う本市独自の利用者負担軽減策の実施について	93
16 新たな景観政策の展開について ～時を超え光り輝く京都の景観づくり～	99
17 都心部放置自転車等対策アクションプログラムの策定について	108
18 京都市交通事業第 2 次アクションプログラムの策定について	115
19 京都御池中学校・複合施設（京都御池創生館）の開設について	118
20 京都国際マンガミュージアムの開設について	122
資料	
1 平成 18 年 市会本会議・常任委員会等開会数一覧	128
2 平成 18 年 請願等受理及び処理件数一覧	129
3 平成 18 年 市会本会議における議案審議件数一覧	130
4 平成 18 年 議案審議結果一覧	131
5 平成 18 年 月別・分類別図書増加数一覧	150
6 平成 18 年 月別・分類別図書及び資料貸出状況一覧	152
7 平成 18 年 年表	154

1 副議長の選挙，委員の選任等について

1 副議長の選挙

平成 18 年 5 月 30 日の第 3 回市会（定例会）の本会議において，日置文章副議長の辞職が許可され，直ちに副議長選挙が行われた。

投票の結果，第 81 代副議長に鈴木マサホ議員が就任された。選挙結果については，次のとおり。

投票総数	有効投票		無効投票
64 票	鈴木マサホ議員	45 票	0 票
	藤原冬樹議員	19 票	

2 常任委員会及び市会運営委員会の委員の選任等

平成 18 年 3 月 17 日の第 2 回市会（定例会）の本会議において，常任委員会及び市会運営委員会の委員の選任等（改選）が行われた。

(1) 常任委員会の名称，所管及び定数
従来どおり（別記 1）とされた。

(2) 市会運営委員会の委員数
従来どおりの 15 人とされた。

(3) 各委員会の委員の選任
常任委員会及び市会運営委員会の委員として，3 月 17 日の本会議において，それぞれ別記 3 に記載の議員が選任された。

各委員会の正副委員長の互選は，3 月 17 日の本会議終了後に議場で開催された合同委員会において，議長から別記 3 に記載の議員を正副委員長として一括して指名推選する方法により行われた。

3 特別委員会の設置

(1) 特定の事件を調査する特別委員会
平成 18 年 8 月 31 日の第 4 回市会（臨時会）の本会議において，職員の不祥事に関する調査特別委員会が，また，平成 18 年 10 月 6 日の第 5 回市会（定例会）の本会議にお

いて、市民の信頼回復と服務規律に関する調査特別委員会が設置された。

(2) 予算・決算を審査する特別委員会

委員会の所管について、平成 17 年度から市会事務局が議会費の調製及び執行をしていること等から一部改正し、名称、定数については従来どおり（別記 2）とされた。

なお、委員の選任等については、第 3 回市会（定例会）以後、それぞれ本会議で、委員会の設置、委員の選任及び議案の付託を行った後、当該委員会を開催し、正副委員長の互選が行われた（委員構成と正副委員長については、別記 3 参照）。

（別記 1）

常 任 委 員 会

名 称	所 管	委員数
財政総務委員会	総合企画局，総務局，理財局，産業観光局，収入役，選挙管理委員会，人事委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項	13
文 教 委 員 会	文化市民局及び教育委員会の所管に属する事項	13
厚 生 委 員 会	環境局及び保健福祉局の所管に属する事項	13
建設消防委員会	都市計画局，建設局及び消防局の所管に属する事項	13
交通水道委員会	交通局及び上下水道局の所管に属する事項	17

（別記 2）

予算・決算特別委員会

名 称	所 管	定 数	
普通予算 （決算） 特別委員会	第 1 分科会	総合企画局，総務局，理財局，文化市民局，産業観光局，収入役，選挙管理委員会，人事委員会，教育委員会，監査委員及び市会事務局の所管に属する事項並びに第 2 分科会及び公営企業等予算（決算）特別委員会の所管に属しない事項	23
	第 2 分科会	環境局，保健福祉局（病院事業を除く），都市計画局，建設局及び消防局の所管に属する事項	23
公営企業等予算（決算） 特別委員会	保健福祉局（病院事業のみ），交通局及び上下水道局の所管に属する事項	23	

(別記 3)

(平成 18 年 3 月 17 日現在)

委員会	常任委員会					市会運営委員会 (印 理事・市会改革委員)	特別委員会													
	財政総務	文教	厚生	建設消防	交通水道		普 通 予 算 決 算	公 営 企 業 等 予 算 決 算												
委員長	公柴田	自中村(三)	共西野	民宮本	自田中(七)	自北川	自橋村			共山本										
副委員長	自小林(正)	共玉本	公湯浅	民隠塚	自磯辺	公木村	自寺田	共加藤(広)	自津田(大)	共ふじい	共井坂	公大道	民小林(あ)	自田中(英)	共岩橋	公久保(勝)	民安孫子	自中川	公津田(早)	
定数	13	13	13	13 (欠1)	17 (欠2)	15	46 第一分科会 23		第二分科会 23(欠1)		23 (欠2)									
自 民	4	5	5	4	6	5	8	8	8											
24	小林(正) 繁田中(英) 脇西	加藤(盛) 中村(三) 中村(安) 椋	磯川国富 橋	辺中枝 富村	青井内 寺	木上(与) 海田	加北高 津田(大) 津巻	地川橋(七) 大野	北 繁	川 加藤(盛) 田中(英) 中 川										
共 産	4	4	4	4	4	4	5	7	7	6										
20	倉玉宮山	林本 田本	井河く 藤	坂合た 原	井加藤(西)	上(け) 藤(あ) 野	岩加佐 樋	橋(広) 藤口	赤北ふ 山	阪山い 中	井倉赤 玉	坂林阪 のお本								
公 明	2	2	2	2	2	3	3	4	4	3										
11	柴日	田置	谷湯	口浅	木大	村道	久保(勝) 我	井上(教) 久保(省) 津田(早)	大 道	井上(教) 久保(勝)										
民 主 都	2	2	2	2	2	2	2	4	3	3										
10	今山	枝口	安孫子 塚	小林(あ) 砂	宇都宮	宮本	鈴山	木岸	小林(あ) 山	岸										
無所属	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1										
1	村山																			

その後の異動について

8月30日 川中議員(自) 逝去

2 川中増次郎議員の逝去について

川中増次郎議員（65 歳 自民党市議団 山科区 7 期）は、病気療養中のところ薬石効なく、平成 18 年 8 月 30 日に逝去された。

市会は、18 年 9 月 8 日に開会された第 5 回市会（定例会）の本会議冒頭において、深く哀悼の意を表し、議席に遺影を飾るとともに、議長から逝去の報告の後、全員起立して黙とうを捧げた。その後、市会議員を代表して山口幸秀議員（民主、山科区）が追悼演説を行い、故人の冥福を祈った。

なお、故人は生前、市会議長、市会運営委員長、大都市制度対策委員長、交通水道委員長、普通予算・決算特別委員長、文教観光委員長、文教消防委員長、京都市基本構想審議会委員、京都市監査委員等を歴任され、また、市会議員として長年にわたり地方自治の発展に尽くされた功績により、藍綬褒章の受章をはじめ、京都市有功者、全国市議会議長会、京都府市町村自治功労者の表彰を受けられている。

3 市会における取組等について

1 議員報酬の削減

議員報酬の 5 パーセント削減については、平成 13 年第 1 回市会（定例会）において議員提出の条例案を可決して以後継続してきたが、現下の厳しい財政状況を踏まえ 18 年度も引き続き実施するため、18 年 3 月 17 日の本会議において条例改正案を可決した。

2 臨時会の開会

(1) 無防備・平和都市条例制定請求による臨時会

無防備・平和都市条例の制定を求める住民から、地方自治法第 74 条の規定に基づく直接請求（有効署名数 3 万 6 千 989 筆）を受けて臨時会（第 1 回市会）が開会された。

1 月 23 日の本会議では、市長の意見表明、議案の財政総務委員会への付託、請求代表者の意見陳述機会の財政総務委員会における付与及びその方法の決定の同委員会への委任などを行った。

これを受け、財政総務委員会は、23 日に意見陳述機会の付与方法（人数は 5 人以内、時間は全体で 25 分以内など）を決定し、25 日に請求代表者の意見を聴取したうえ、審査を行い、27 日に討論終了した。

その結果、30 日の本会議で表決し、条例案を反対多数で否決した。

なお、直接請求による臨時会は、平成 5 年 6 月開会の国民健康保険条例改正請求以来 13 年振りである。

(2) 本市職員の不祥事に関する調査特別委員会の設置のための臨時会

ア 臨時会の招集請求と調査特別委員会の設置

平成 18 年に相次いだ本市職員の不祥事について、その原因究明と再発防止策を検討する調査特別委員会を設置するため、地方自治法第 110 条の規定に基づき、8 月 18 日、議長、副議長、市会運営委員及び各常任委員長の 22 名の連名により、臨時会の招集請求を市長に対して行った。

8 月 31 日に臨時会が開会され、市長から抜本改革大綱が示された後、職員の不祥事に関する調査特別委員会を設置した。

議員の招集請求による臨時会の開会は、平成 6 年 7 月の「地下鉄東西線建設費膨張に関する調査について」を議題とした臨時会以来 12 年振り。また、調査特別委員会の設置は、昭和 58 年 3 月の「用地取得等調査特別委員会」以来 23 年振り、さらに、綱紀粛正に関する特別委員会の設置は、昭和 27 年 3 月の「綱紀粛正特別調査委員会」の設置以来 54 年振りである。

イ 不祥事に関する調査等

(ア) 常任委員会連合審査会の開会

議長の指示により速やかに調査に着手するため、臨時会の開会に先立ち、8月21日に常任委員会の連合審査会を開会し、同日から25日にわたり各常任委員会で所管局等に対する集中調査を行うとともに、28日に連合審査会を開会し、市長、副市長に対する総括質疑を行った。

(イ) 調査特別委員会の開会

調査特別委員会は、9月19日に説明聴取と資料要求を行った後、3日間にわたる各局別の質疑を経て、10月2日に市長、副市長に対する総括質疑を行い、10月6日の本会議で、委員長から調査の経過と結果を報告し、調査は終了した。

さらに、10月6日の本会議では、引き続き、抜本改革大綱の取組の点検と不祥事の再発防止を図るため、新たに、市民の信頼回復と服務規律に関する調査特別委員会を設置し、19年2月定例会まで活動を行った。

詳細は、「7 職員による不祥事とその根絶に向けた取組等について」参照。

3 市会改革の取組

(1) 第2次市会改革検討小委員会の設置

地方分権が進展する中、議決機関である議会の果たすべき役割は大きくなっており、議会が、その自主性、自立性を発揮し、行政監視機能の強化及び施策立案機能の充実に努めることはもとより、更に市民の信頼を得られる議会づくりを進めるため、その在り方を検証し、活性化を図ることがより一層要請されている。

これを受け、京都市会では、平成16年3月29日に、市会運営委員会内に市会改革検討小委員会を設置し、16年度中に延べ13回に及ぶ協議を行い、議会の権能や議員活動の根幹にかかわる13の項目について抜本的な改革内容を取りまとめた。

こうした経過と改革の成果を踏まえ、議会機能の充実と活性化を一層図るなど、更なる議会改革の推進を図るため、平成18年1月20日に、市会運営委員会の下に、第2次市会改革検討小委員会を設置した。

京都市会改革検討小委員会の構成員（市会運営委員会理事）

委員長	北川 明	（自民）
委員	井坂 博文	（共産）
	大道 義知	（公明）
	鈴木 マサホ	（民主） 1
	繁 隆夫	（自民）
	倉林 明子	（共産）
オブザーバー	巻野 渡 議 長	（自民）
	日置 文章 副議長	（公明） 2

1 第3回委員会からは、小林あきろう委員（民主）

2 " 鈴木マサホ副議長（民主）

(2) 検討結果

第 1 回委員会は平成 18 年 1 月 23 日に開会し、議会機能の充実、開かれた（魅力ある）市会の推進、議会の IT 化の推進などに係る全 24 項目について検討することとし、11 月 17 日の第 9 回委員会まで検討が重ねられるとともに、8 月には他都市における先進事例（名古屋市会、福岡市議会）の調査が行われた。

この結果、「市会ホームページの充実」、「本会議場での発言時のパネル等の使用や文書質問実施のルール化」、「執行機関設置の審議会への議員の参画の見直し」、「市営住宅家賃滞納についての市長専決処分範囲の拡大」など 7 項目で具体的な見直しを行うこととした。また、委員会での議論は、8 月の常任委員会連合審査会や臨時会における区長に対する本会議や委員会への出席要請、12 月の市民の信頼回復と服務規律に関する調査特別委員会における参考人の出席要請に生かされた。

議論の経過と結果は、平成 19 年 2 月 19 日の第 10 回委員会において報告書として取りまとめられ、同日の市会運営委員会において北川明委員長から報告され、報告書は全議員に配布された。

4 諸規程の改正等

(1) 委員会要綱（18 年 2 月 16 日議運決定）

予算（決算）特別委員会の所管について、平成 17 年度から市会事務局が議会費の調製及び執行をしていること等から一部を改正した。

(2) 市会議員の報酬の額の特例に関する条例の一部改正（18 年 3 月 17 日議決）

議員報酬の 5 パーセント削減の期間を 1 年間延長した。（1 議員報酬の削減 参照）

(3) 市会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程の制定（18 年 4 月 21 日議長決定）

会社法の改正に伴い、資本を資本金に改めた。

(4) 市会委員会モニターテレビによる放映に関する要綱（18 年 9 月 11 日議運決定）

不祥事調査特別委員会のモニター放映の実施に伴い、モニターテレビにより放映する委員会について改めた。

4 組織の一部改正等について

1 市長部局の組織改正と人事異動（特に記載のないものは 4 月 1 日付け）

(1) 組織改正

榊本市政 3 期目の折返点に当たる平成 18 年度は、京都市基本計画第 2 次推進プランに掲げた全ての政策を実現するため、「市政改革」、「財政健全化」に一層取り組むとともに、市政を取り巻く重点課題に積極果敢に挑戦し、京都の発展に弾みをつける重要な年である。

平成 18 年度の組織改正においては、18 年 2 月に、「個性ある政策自治体」、「質の高い効率的な市役所」の実現に向けた取組をより一層推進することを目指して策定した「京都市組織改革方針」に基づき、市民の厚い信頼の下で、京都の未来への展望を確かなものとするため、文化芸術都市・京都の創生、交通政策の推進、循環型社会の構築などの重要政策を着実に推進するための体制の整備を行った。

ア 文化芸術都市・京都の創生に向けた体制の整備

文化を重点戦略の 1 つとする京都創生の取組を一層強力に推進するとともに、文化的、芸術的に世界の中でも格別の位置を占める都市である京都を文化芸術都市として創生するため、文化市民局の体制の整備を行った。

(ア) 文化芸術都市の創生に関する施策の推進を図るための体制の整備

京都文化芸術都市創生条例の制定を機に、文化芸術都市の創生に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策を専担する「文化芸術都市推進室」（「文化芸術企画課」及び「文化財保護課」で構成）を設置した。

また、局の庶務担当課である文化部庶務課については、共同参画社会推進部に移管するとともに、同課の名称を「文化市民総務課」に改めた。

(イ) 文化財を保護し活用するための体制の整備

a 文化財保護行政の一元的な執行を図るため、埋蔵文化財調査センターを文化財保護課に統合した。これに伴い、同課に「保護第二係長」を設置した。

b 世界遺産である元離宮二条城を不朽のものとして未来の世代に継承していくとともに、様々なイベントを通じてその魅力を広く発信していくため、元離宮二条城事務所に「保存整備係長」及び「事業推進係長」を設置した。

イ 「歩くまち・京都」の実現を目指した交通政策の推進体制の整備

京都創生を実現するうえで、景観問題と並ぶ最重要施策である都心地域における「歩いて楽しいまちなか戦略」に本格的に着手するなど、今日的な本市の都市交通に関する重要課題に的確に対応し、「歩くまち・京都」の実現を図る交通政策部門の体制を強化するため、都市計画局都市企画部交通政策課を改組し、同局に「交通政策室」を設置した。同室には、固有の職名を有する「企画課長」と「計画推進課長」を設置し、係長以下の所属職員が両課長の指揮命令の下で業務を行う新課長制を導入した。

ウ 循環型社会の構築を推進するための体制の整備

ごみの減量を目指す有料指定袋制の導入やプラスチック製容器包装分別収集の全市拡大など、循環型社会の構築に向けた取組を一体的に推進するため、環境局地球環境政策部循環型社会推進課を、ごみの収集及び廃棄物指導を担当する同局事業部に移管し、同部の名称を「循環型社会推進部」に改めた。

また、循環型社会推進課の所管する有料指定袋制に関する事務を同部まち美化推進課に、再資源化施設の管理・運営に関する事務を施設部管理課に移管するとともに、循環型社会の構築に関する企画の事務を担当する循環型社会推進課の名称を「循環企画課」に改めた。併せて、クリーンセンターや再資源化施設、最終処分場などを総合化した、環境負荷の少ない「安心・安全」な廃棄物管理システムの整備など、循環型社会の構築における重要施策の一つである適正処理対策を担う施設を所管する組織であることを明確にするため、同局施設部の名称を「適正処理施設部」に改めた。

エ 「子どものための市民憲章」の制定に向けた推進体制の設置

次代の担い手である子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に向け、市民とのパートナーシップにより、京都市民共通の行動規範となる「子どものための市民憲章」の制定を推進するため、「子どものための市民憲章制定推進プロジェクトチーム」(子育て支援政策監をチームリーダーとし、関係局の部長で構成)を、事務分掌規則上の横断的組織として設置した。

オ 市民に厚く信頼される市政運営の確立に向けた体制の整備

平成 18 年 2 月に策定した組織改革方針及び人材育成方針に基づき、市政及び市職員に対する市民の信頼を確保するため、総務局の体制の整備を行った。

(ア) 不祥事の根絶と市民に信頼される人材の育成に向けた体制の整備

更なる服務規律の徹底とコンプライアンス(法令遵守)の確保を図るため、職員研修所が担当する服務監察、公正な職務の執行の確保、職員の倫理の保持等に関する事務を人事部に移管し、同部に「統括監察員」及び「監察員」を設置することで、服務の管理を一元化した。

また、総合的かつ計画的な人材育成を一層効果的に推進するため、職員研修所を、京都御池創生館に開設する専用研修施設を拠点とする研修専門機関と位置付け、その名称を「職員研修センター」に改めた。

(イ) 開かれた市政を推進するための体制の整備

平成 19 年度に予定している文書管理システムの運用開始を見据え、文書管理と情報公開を一体的に行い、IT(情報通信技術)の活用等を通じた更なる情報公開の推進を図るとともに、文書事務における個人情報保護の更なる適正化を図るため、総務部行政改革課の所管する情報公開及び個人情報保護に関する事務を同部文書課に移管した。

カ 管理代行制度の活用による体制の見直し

公営住宅法に基づく管理代行制度の活用等により、都市計画局住宅室住宅保全課を

廃止するとともに、同室住宅政策課と住宅管理課を、住宅政策の推進と市営住宅管理業務の統括を担当する住宅政策課と、市営住宅に関する法的措置等を担当する「管理指導課」に再編した。また、市営住宅の建設、改善工事等を効率的に行うため、同室住宅建設課と住宅改善課を統合し「住宅整備課」を設置した。

キ 土木事務所における市民サービスの向上を図るための体制の整備

市民要望への迅速な対応と公共土木施設の的確かつ効率的な維持管理を図るため、土木事務所の体制の見直しを図った。土木事務所には、事務所の庶務を担当する「事務係長」、道路及び水路の占用に関する事務を担当する「占用係長」のほか、市民要望に基づく日常的な道路の維持業務等を行う「維持サービス係長」、道路パトロールや道路等の応急処理業務を行う「監理係長」、土木事務所で所管する工事を一元的に行う「工事係長」を設置した。

ク 組織運営における機動性の向上

(ア) 係制の廃止の取組の全庁への拡大

本庁及び区役所・支所に引き続き、すべての事業所において新係長制を導入することで、市長部局における係制を廃止した。

(イ) プロジェクトチームの活用

a 総務事務の効率化に向けた調査、研究及び企画を行う「総務事務効率化プロジェクトチーム」を事務分掌規則上の横断的組織として設置した。

b 「子どものための市民憲章」の制定を推進する「子どものための市民憲章制定推進プロジェクトチーム」を事務分掌規則上の横断的組織として設置した(再掲)

(ウ) スタッフ職の活用

スタッフ職の職責をより一層明確にし、市民に分かりやすい行政運営を進めるため、担当部長及び担当課長の職名に担当事務名を付与する制度を設けた。

ケ 事務事業を効率的、効果的に推進するための体制の整備

(ア) 「きょうと男女共同参画推進プラン」の着実な推進を図るため、文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課内の事務分担を見直し、啓発係長を「計画推進係長」に改めた。

(イ) 生活保護世帯数の増加に対応するため、上京、左京、伏見及び醍醐福祉事務所の保護課(支援保護課)に「保護係長」を増設するとともに、醍醐福祉事務所支援保護課を「支援課」と「保護課」に再編した。

(ウ) 5,000万人観光都市・京都の実現に向け、京都市と(社)京都市観光協会の一層の連携を図るため、産業観光局観光部観光振興課内の事務分担を見直し、同協会へ係長級職員を派遣するとともに、同課誘致推進係長を廃止した。

(I) 京都市立病院における総合相談・地域医療連携業務に関する事務を医事課に一元化することに伴い、看護科の保健師係を廃止した。

(オ) 二条駅周辺地区及び太秦東部地区における補償業務が減少したことに伴い、建設局都市整備部拠点整備課の補償係長を廃止した。

コ その他

東京事務所を産業及び観光分野を含めた「首都圏におけるシティセールス」の拠点として位置付け、東京事務所と京都館を組織的に一体化するとともに、同事務所に産業及び観光関連分野のシティセールスを担当する次長を新設した（10月1日付け）。

(2) 人事異動

上記の組織改正を踏まえるとともに、依然として厳しい財政状況の下、地方分権の一層の進展や団塊の世代の職員の大量退職に代表される社会情勢の変化に対応し、「政策推進」、「市政改革」、「財政健全化」の3つのプランに掲げる項目を着実に進ちょくさせるため、改革の意欲にあふれ、進取の気風みなぎる市役所が築けるよう、次のような人事異動を行った。

ア 地域主権時代を切り拓く責任ある執行体制の整備

変化する環境の下で、政策重点化方針に掲げた重要政策を推進するために、課題を先送りせず、困難にも果敢に挑戦し、改革の意欲あふれる職員を抜擢した。特に区役所については、統括機能の更なる強化と職員の意識改革を一層進めるために、意欲ある若手職員の登用と、区役所各部門の連携を強化する配置を行った。

イ 市役所の一体感を高める人事

市役所内部の意思疎通を密にし、庁内の一体感を高め、全庁、全職員が、従来の仕事の進め方にとらわれることなく、一丸となって改革を進めることができるよう、任命権者間や局区間の人事交流を積極的に行った。

ウ 女性職員の登用拡大

将来、女性の部長級職員が各局区において活躍することを見据え、計画的な女性幹部職員の育成を図るため、各局区に女性の管理職を配置するほか、これまで女性職員が配置されることのなかった部署への登用を行った。

(3) 組織数及び異動規模

ア 組織数

		改正前	改正後	差引増減	
本 庁		9局 36室・部 99課	9局 37室・部 96課	1室増 3課減	
会 計 室		1室 1センター	1室 1センター	増減なし	
事 業 所	第1類	13所 41課 24係	13所 41課	24係減	
	第2類	55所 54係	54所	1所減 54係減	
	第3類	38所	38所	増減なし	
区 役 所		11区 3支所 42部 151課 15所 (1所)	11区 3支所 42部 152課 15所 (1所)	1課増	
大 学		2校 8課 3係	2校 8課	3係減	
				計	
				部相当	1増
				課相当	3減
				係相当	81減

イ 人事異動総数及び内訳

異動総数		917人 (うち昇任 318人)
内 訳	局 長 級	19人 (うち昇任 9人)
	部 長 級	58人 (うち昇任 28人)
	課 長 級	252人 (うち昇任 72人)
	課長補佐級	161人 (うち昇任 84人)
	係 長 級	427人 (うち昇任 125人)

2 消防局の組織改正と人事異動（4月1日付け）

(1) 組織改正

ア 火災予防体制の充実強化

住宅用火災警報器等の設置・維持の義務化に伴う住宅防火対策を推進し、京都市基本計画に掲げる数値目標である火災 220 件を達成するための取組を充実するとともに、防火対象物定期点検報告制度等を活用した予防査察を推進することにより、小規模雑居ビルをはじめとする防火対象物の消防法令違反の是正体制を強化するため、予防部の課を廃止し、業務執行上の縦割りの弊害をなくすとともに、新課長制を導入して機動性ある組織運営により火災予防業務をより効率的、効果的に行う体制に改めた。

具体的には、予防部には、「予防課長」、「指導課長」に加え、適正な違反処理を推進するために新たに「違反对策課長」を設置し、火災予防、査察、違反処理、建築、設備、危険物等の法令規制業務などの予防業務を、部長のマネジメントにより、一体的かつ迅速に処理する体制へと改め、火災予防体制の充実強化を図った。

また、事業所査察及び違反是正の強化と住宅用火災警報器の普及を重点とした住宅防火対策の推進を図るため、新たに「査察係長」及び「住宅防火推進係長」を設置した。

イ 調査課の設置

京都市基本計画に掲げる「だれもが安心してくらするまち」の実現を目指し、数値目標である火災 220 件を達成するため、専門的な知識・技能に基づく火災原因の分析と分析結果を火災予防資料に反映させ、迅速かつ適切な予防施策を展開することが今まで以上に必要とされることから、警防部に「調査課」を設置し、責任ある業務執行体制を確立した。

ウ 新係長制等の導入

- (ア) 機動性を生かした組織運営により効果的な事業運営の推進を図るため、新たに総務部庶務課及び消防学校教養課に新係長制を導入し、局本部では、係相当の本部指揮救助隊、消防航空隊及び音楽隊を除き、全ての係を廃止した。
- (イ) 事務事業をより効率的、効果的に推進するため、担当係長制を敷く総務部企画課、警防部指令課及び装備課、消防学校研究課に固有の職名をもつ係長を新たに設置し、その責任と位置付けを明確にするとともに、担当する事務の内容を市民に分かりやすいものとした。
- (ウ) 公正な職務遂行を推進し、コンプライアンス(法令遵守)の確保を図るとともに、的確な法令審査を行うため、総務部企画課に「審査係長」を設置した。
- (エ) 消防団活動のあり方や国民保護への対応、地震火災防御計画や水利整備計画など、多くの警防課題に対処するため、警防部警防計画課に「計画係長」を設置した。
- (オ) 火災の原因試料の鑑識や危険物の性状の試験を行い、火災予防資料の作成を通じて火災予防を更に推進するため、消防学校研究課に「鑑識係長」を設置した。

(2) 人事異動

上記の組織改正を踏まえ、必要な人員を配置した。

また、119番受信時において、より専門的な応急手当の口頭指導を実施するため、救急救命士の資格を有する職員を消防指令センターの各部に1名配置した。

(3) 組織数及び異動規模

ア 組織数

	改正前	改正後	増 減
消防局	6部 15課 14係	6部 14課 3係	1課 11係減

イ 人事異動総数及び内訳

異 動 総 数		158人 (うち昇任 40人, 昇格 22人)
内	局 長 級	2人 (うち昇格 1人)
	部 長 級	6人 (うち昇任 3人, 昇格 1人)
訳	課 長 級	41人 (うち昇任 12人)
	課長補佐級	36人 (うち昇任 1人, 昇格 20人)
	係 長 級	73人 (うち昇任 24人)

3 交通局の組織改正と人事異動（4月1日付け）

(1) 組織改正

平成 15 年度に策定した「京都市交通事業ルネッサンスプラン」に基づき、引き続き経営健全化に取り組むとともに、18 年度の組織改正においては、

- 1 市バス・地下鉄における安全運行の確立
- 2 乗客増、収入増のための積極的な営業推進
- 3 19 年度の地下鉄東西線天神川延伸の開通に向けた取組の推進

のため、局内の体制を整備した。

組織改正の要点は、次のとおりである。

ア 更なる安全運行体制の確立

(ア) 高速鉄道部運輸課に安全運行管理官を設置

J R 西日本の福知山線の脱線事故を教訓とし、現在実施している安全運行への取組を更に発展させ、更なる安全運行に向けての体制を強化するため、地下鉄の運行に関する責任者として「安全運行管理官」を設置した。

(イ) 市バスの全営業所に副所長を設置

バス事業において事故防止の更なる徹底を図るには、運転士へのきめ細かい個別指導の充実と点呼の徹底など、各営業所における事故防止と安全運行の取組を一層強化する必要があるため、4 営業所 1 出張所全てに「副所長」を設置した。

イ 営業推進体制の整備

(ア) 企画総務部企画課営業推進担当課長の設置

市バス・地下鉄両事業を合わせた全局的な営業推進活動に取り組む体制を整備するため、企画課の体制を大幅に再編し、「営業推進担当課長」を設置した。

(イ) 総務課広告係長と企画課営業推進担当係長との統合

営業推進のためには、広告を有効に活用する必要があり、これまで総務課と企画課とが連携して取り組んできたところである。これをさらに一体的に推進するため、企画課の営業推進担当に広告業務を統合し、併せて組織のスリム化も図った。

(ウ) 高速鉄道部営業課（営業推進）担当係長の設置

営業推進体制の整備の一環として、地下鉄事業において駅の有効利用等の増収増客対策を推進するため、高速鉄道部営業課に「営業推進担当係長」を設置した。

ウ 平成 19 年度の地下鉄東西線天神川延伸の開通に向けた体制整備

(ア) 自動車部運輸課に路線再編担当係長の設置

地下鉄の天神川延伸に伴う市バス路線の再編及び市バスの抜本的な路線再編の検討を行うため、自動車部運輸課に「路線再編担当係長」を設置した。

(イ) 高速鉄道部運輸課の開業準備体制の整備

平成 19 年度の地下鉄東西線天神川延伸の開通に向け、高速鉄道部運輸課の営業担当及び運転担当において、日常の業務と並行して開業準備を行うための業務体制

を整備した。

エ 地下鉄への IC カード導入に向けた体制整備

一層のお客様サービスの推進に向け、平成 19 年度春から地下鉄に IC カード「PiTaPa」の導入を予定しており、駅職員への研修など円滑な実施に向けた体制整備を図るため、高速鉄道部運輸課に「IC カード担当係長」を設置した。

(2) 組織数及び異動規模

ア 組織数

区分	改正前	改正後	増減
部相当	3 部, 1 室	3 部, 1 室	
課相当	12 課, 9 事業所	12 課, 9 事業所	
係相当	33 係, 14 区	33 係, 14 区	

イ 人事異動総数及び内訳

	異 動 総 数	71人 (うち昇任 33人)
内 訳	局 長 級	1人 (うち昇任 0人)
	部 長 級	2人 (うち昇任 1人)
	課 長 級	13人 (うち昇任 2人)
	課長補佐級	17人 (うち昇任 12人)
	係 長 級	38人 (うち昇任 18人)

4 上下水道局の組織改正と人事異動（4月1日付け）

(1) 組織改正

平成 18 年度は、「上下水道事業 中期経営プラン」の 3 年目に当たり、このプランを実現するための具体的施策である「第 3 期効率化推進計画」を引き続き着実に実施した。このため、18 年度の組織改正においては、下水道部における設計・建設部門を再編するとともに、組織における機動性の向上を図った。

ア 中期経営プランの着実な推進

(ア) 下水道設計・建設部門の再編

下水道部では、管路設計課と施設設計課を統合して「設計課」を、管路建設課と施設建設課を統合して「下水道建設事務所」を設置することとして、組織のスリム化を図るとともに、事業調整や進行管理をより円滑に行うことができる体制とした。

(イ) 民間委託に伴う組織の見直し

九条営業所管内の水道メーター点検業務を民間委託することに伴い、「九条営業所点検係」を廃止した。

イ 組織運営における機動性の向上

(ア) 係制廃止の取組拡大

機動的な組織運営によって、事務事業を最も効率的、効果的な体制で推進できるよう、総務部営業課、水道部企画調整課、下水道部計画課において係を廃止し、新係長制を導入した。

(イ) お客さまサービス向上のための体制の整備

多様化するお客さまニーズに的確に対応するため、上下水道事業のお客さま窓口である営業所にお客さまサービス全般を処理する担当係長を設置し、お客さま満足度の更なる向上を図った。

(2) 人事異動

「京都市上下水道事業経営戦略」に掲げる「事業推進」、「企業改革」、「財政健全化」を一体的かつ着実に推進するため、重要事務におけるポストの見直しを行った。また、今後も厳しい経営状況が続くと予測されることから、次期経営計画の策定を視野に入れた強力な体制とした。

ア みず政策監の廃止と技術長の設置

上下水道事業の総合的な政策調整を行う「みず政策監」を廃止し、新たに上下水道事業の技術の統括を行うため「技術長」を設置した。

イ 経営戦略の推進と次期経営計画策定に向けた体制の整備

水道技術の総合的な調整を行うため「水道部管理課担当課長」を設置するとともに、上下水道事業の財産管理を強化するため「総務課財産担当課長」を設置した。

また、経営評価や効率化推進計画の進捗管理のため、総務課に「事業管理係長」を設置するとともに、次期経営計画の策定に向けた強力な執行体制の整備を図った。

ウ 若手職員及び女性職員の積極的登用

効率的な事業運営を着実に推進するため、局重要ポストに能力と実績のある職員を配置した。また、女性職員を初めて所属長として配置するとともに、新たに課長級に昇任させるなど、女性職員の積極的登用を図った。

(3) 人事交流

オール京都市として一体となった市政及び上下水道事業を推進するため、18年度も市長部局との間で、事務職及び技術職の人事交流を、課長級、補佐・係長級で実施し、更なる活性化を図った。

(4) 組織及び人事異動の規模

ア 組織数

		改正前	改正後	増減
上下水道局	本庁	3部19課42係	3部16課30係	3課12係減
	事業所	25所	26所	1所増

イ 人事異動総数及び内訳

異動総数		140人（うち昇任 59人）
内訳	局長級	1人（うち昇任 1人）
	部長級	3人（うち昇任 1人）
	課長級	36人（うち昇任 14人）
	課長補佐級	36人（うち昇任 23人）
	係長級	64人（うち昇任 20人）

5 教育委員会事務局等の組織改正と人事異動（4月1日付け）

(1) 組織改正

知・徳・体の調和を図りつつ、すべての子どもの「学力向上と進路保障」に焦点を当て、課題解決に向けた取組を推進するとともに、不登校問題、LD等の子どもへの支援、教職員の資質向上など、今日的教育課題に的確かつ迅速に対応するため、教育委員会事務局等の組織を次のとおり改正した。

ア 学力向上・進路保障推進体制の充実

(ア) 「学力向上プロジェクトチーム」の新設

すべての子どもの学力向上、進路保障を目指し、平成 19 年度当初に各校が独自に作成する「学力向上プラン」や各校ごとに設置される学力向上チームの取組を強力に推進するため、学校指導課に、学力向上・進路指導を担当する担当課長を 1 名、首席指導主事を 3 名増員し、推進体制を整えた。

(イ) 総合教育センターの体制充実

カリキュラム開発支援センターの機能を最大限に生かし、教科指導力の向上、自発的研修意欲を有する教職員への支援体制を磐石にするため、同センターに担当課長を専任配置するとともに、小中連携専任の英語科指導主事を新たに配置し、支援体制の充実を図った。また、将来性ある優れた新規採用教職員の育成を目指し、総合教育センターに副所長を専任配置し、大量採用時代に備えた体制整備を行った。

(ウ) 小中学校におけるLD（学習障害）等の子どもに対する支援体制整備

LD等の子どもに対する支援体制の推進を目指し、総合育成支援課に学校訪問指導や教職員研修を担当する指導主事を 1 名増員した。

(エ) 「21世紀の理科を考える市民会議」の具現化に向けた体制整備

青少年科学センターに指導課長を専任配置し、「理科大好き」な子どもが育つ風土づくりを推進するための体制整備を図った。

(オ) いじめ、不登校問題に対する指導体制の整備

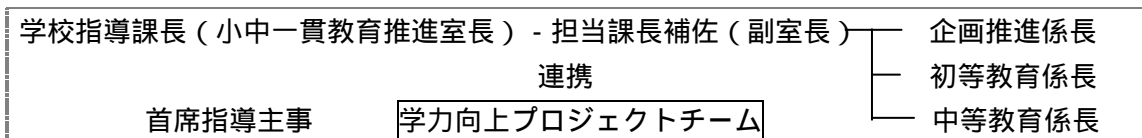
いじめ、不登校問題に迅速・的確に対応するため、生徒指導課首席指導主事を 1 名増員、また、教育相談総合センター（子どもパトナ）にカウンセリングセンター長及び担当係長の専任配置、指導主事カウンセラーの 2 名増員を行い、生徒指導課、教育相談総合センターの一体化を推進するとともに、学校への指導体制の強化を図った。

イ 市民ぐるみの教育改革推進に向けた体制整備

(ア) 小中一貫教育推進体制と教育改革への対応

学校指導課に担当課長補佐及び専任の指導主事を配置し、小中一貫教育の推進体制の強化を図るとともに、担当課長補佐の下、企画推進、初等教育、中等教育の各

担当の総括，学力向上プロジェクトチームとの連携を図るなど，教育改革推進のための体制整備を行った。



(イ) 「放課後子どもプラン」推進体制の確立

地域ボランティアの参画の下，小学校の施設を活用し，自主的な学習機会の提供等により，子どもたちの学力の定着・向上を図り，すべての子どもに安心・安全な放課後の居場所の充実を行う事業の円滑な導入及び全校展開を目指すとともに，地域ぐるみの学校づくりに向けた総合的な取組を推進するため，地域教育専門主事室に，専任の課長・係長を配置した。

(ウ) 中央図書館長への文化人登用等

右京中央図書館（仮称）の開館，生涯学習の拠点としての機能拡大，夜間開館の全館実施，図書館ボランティアの拡大等，本市図書館行政の一層の推進を目指し，中央図書館長に，前京都市立芸術大学長であり，万葉学者として国文学界の重鎮でもある，中西進氏を登用した。

ウ その他の体制整備等

(ア) 下京区の小学校の統合に向けた体制整備

平成 19 年 2 月に提出された地元要望書に基づき，下京区 3 小学校（六条院小，植柳小，崇仁小）を 1 校に統合し，平成 22 年度の新小学校の開校を目指し，総合教育センターに下京区統合小学校開設準備室を新設した。

(イ) 「京都こどもモノづくり塾（仮称）」の開設体制構築

産学公連携の下，小中学生が「モノづくり」を学び，自ら体験する機会を提供する事業を，「京都こどもモノづくり事業推進委員会」と連携して推進していく組織として，学校指導課内に「京都子どもモノづくり事業企画推進室」を新設し，開設準備体制を整備した。

エ 教育委員会事務局等における組織の見直し・定数削減

(ア) 教育委員会事務局等における組織の見直し

教育環境整備室学校冷房化担当・学校指導課西京高等学校新学科企画推進室・同課塔南高等学校教育学科（仮称）開設準備室・下京中学校教育企画推進室・工業高校改革推進室・総合教育センター下京中学校開設準備室については，それぞれ，当初の目的を達したため廃止した。

(イ) 学習施設における定数削減等

すべての子どもの学力保障に向けた取組を学校でやり切るという方針の下，現在

の 23 名の指導主事体制を見直し、12 名の嘱託化を図るとともに、臨時管理用務員の配置を廃止した。また、これらの見直しに伴い、学習施設の管理運営を担当する学校指導課人権教育企画係長と同課人権教育推進係長の業務を統合し、人権教育係長として一本化した。

(2) 人事異動総数内訳

ア 行政職

		事務局内部 の異動	市長部局 への転任	市長部局 からの転入	退 職	合 計
異 動 総 数		65	(8)	8	8	81
内 訳	局 長 級	-	(1)	1	2	3
	部 長 級	6	-	-	2	8
	課 長 級	21	(3)	3	3	27
	課長補佐級	8	(1)	-	-	8
	係 長 級	30	(3)	4	1	35

市長部局への転任者数については、市長部局における異動件数として集計するため、教育委員会分からは除く。

イ 教育職

		事務局内部 の異動	学校からの 転入	退 職	合 計
異 動 総 数		23	44	4	71
内 訳	局 長 級	1	-	-	1
	部 長 級	2	-	-	2
	課長・首席人事主事・ 首席指導主事等	13	18	2	33
	指導主事等	7	26	2	35
	採 用	-	-	-	0

5 市財政について

1 平成 18 年度京都市予算

(1) 予算編成方針

ア 我が国の経済は、「失われた 10 年」と呼ばれる長い停滞から脱しつつあり、企業業績の回復が雇用や所得の改善へとつながり、個人消費や設備投資を中心とした景気回復の足取りが一層確かなものとなっている。京都を取り巻く景気動向も上向きとなり、原油高による先行き懸念はあるものの、明るい兆しが見えてきている。

このような状況の下、政府は、将来世代に責任が持てる財政を確立する必要があることから、2010 年代初頭における国・地方を通じたプライマリーバランスの黒字化を目指し、従来 of 歳出改革路線を堅持・強化することを基本に平成 18 年度予算を編成した。

また、地方財政に関しては、国の歳出予算と歩みを一にして見直すこととされ、定員の純減や給与構造改革等による給与関係経費の抑制、地方単独事業費の縮減などの措置が講じられている。地方交付税及び臨時財政対策債については、地方財政計画の規模が厳しく抑制されたことに加えて、地方税収に伸びが見込めることから、大幅に削減された。これは、他の指定都市に比べて地方交付税等により多くを依存する本市財政にとっては、厳しい内容と言わざるを得ない。

三位一体の改革については、17 年末に、4 兆円を上回る国庫補助負担金改革と、それに伴う 3 兆円規模の所得税から個人住民税への税源移譲の全体像が確定した。真の地方分権を推進するための必須条件であった税源移譲が実現することは評価できる。しかしながら、この国庫補助負担金改革の内容は、単なる補助率の引下げが中心であり、地方の自由度の拡大につながらないばかりか、税源移譲についても、我が国の総人口の 6 分の 1 が居住する政令指定都市に対する特別の配慮はなされておらず、不満の残る内容と言わざるを得ない。今後の第 2 期改革においては、地方の自主性・自立性を高める国庫補助負担金改革と消費税等の都市的税目による税源移譲を行うことにより、地方財政、とりわけ大都市財政の自立を図り、地域主権の確立を実現できるよう努める必要がある。

イ 18 年度の本市の財政状況は、市税や地方交付税等の一般財源等収入に伸びが見込めない一方、児童手当をはじめとする義務的経費が増加し、財源不足額は 17 年度に比べ拡大する見込みとなっていた。このため、18 年度の予算編成に当たっては、引き続き財政非常事態の下にあって、財政健全化の道筋を一層確かなものとし、そのうえで必要な政策を着実に推進することが重要であった。また、これに加えて、障害者自立支援法の施行に伴う応益負担の導入などに対して適切に対処することも重要な課題であった。

ウ 財政の健全化については、引き続き、戦略的予算編成システムにより予算を編成し、市政改革実行プラン及び財政健全化プランに掲げる取組を全庁を挙げて強力に推進することとした。具体的には、事務事業評価制度を活用した政策の「選択と集中」の徹底や職員定数の純減等による総人件費の抑制、地下鉄東西線建設工事の大幅なコスト縮減などによる歳出改革に努める一方、政令指定都市中第 2 位である市税徴収率の更なる向上と保有資産の有効活用を進め、歳入の確保を図った。こうした聖域のない徹底した行財政改革の断行により、17 年度を凌ぐ 96 億円もの財源を確保し、財源不足額も、財政健全化プラン策定時における見込額の半分となる 226 億円にまで圧縮することができた。また、市債発行額についても、17 年度の発行額を下回る額にとどめるとともに、プライマリーバランスも引き続き黒字を確保しており、財政健全化への道筋を一層確かなものとする事ができたと考えている。

なお、不足する 226 億円については、財政健全化プランに掲げたとおり、発行要件が緩和された退職手当債の活用などによる臨時巨額の財政負担の平準化と従来の財政健全化債に替わる行政改革推進債の活用、公債償還基金からの借入といった特別の財源対策により補てんした。

エ 政策の推進のため、局裁量枠の圧縮により捻出した貴重な 40 億円もの財源を配分した政策重点化枠については、政策評価などの結果を踏まえて策定した政策重点化方針に基づき、限られた財源をこの方針に掲げる 6 つの重点分野に思い切って配分した。

この結果、18 年度予算においては、行財政の改革を断行しつつ、基本計画第 2 次推進プランに掲げる政策を中心に、154 項目の新規政策を予算化しており、将来の京都発展に向けて、メリハリの利いた予算が編成できた。

オ 市民の負担への配慮については、障害者自立支援法の施行に伴う障害福祉サービス等の利用料の 1 割負担の導入に対して、障害福祉サービスと自立支援医療等を重複して利用した際の利用料負担を軽減する総合上限制度の創設や、利用者負担の上限額を原則として国の 2 分の 1 に軽減するなどの、低所得者を対象とした、本市独自のいわば「京都方式」の負担軽減策を 3 年間の暫定措置として実施することとした。

なお、18 年 1 月の地下鉄運賃の改定に際しては、利用者負担の緩和のため、運賃改定率を当初計画から抑制した。これにより生じる減収額については、小学生、中学生及び高校生の通学定期券運賃の 1 年間の据置措置による減収額を含め、交通局に対し一般会計による財政支援を講じた。

カ このように、18 年度予算は、基本計画第 2 次推進プランを着実に推進するとともに、市民の負担に対しても適切な配慮をした予算として編成することができた。また、財政の健全化についても、安定的で持続可能な財政の確立に向けて更に前進している。

しかしながら、財源不足額はなお 226 億円もの多額に上っていることに加えて、地方交付税改革の動向をはじめ地方財政を取り巻く状況は依然として不透明である。このため、「立ち止まることのない改革への挑戦」を大胆に進め、引き続き、国や他都市に先んじた、全国でもトップレベルの行財政改革を不退転の決意で断行する。

(2) 予算規模

このような方針の下に編成した 18 年度当初予算の規模は、次のとおりとなった。

区 分	金 額	対 前 年 度 比 較 (%)
一 般 会 計	6,957 億 38 百万円	55 億 78 百万円 (0.8% 増)
特 別 会 計	7,578 億 91 百万円	20 億 56 百万円 (0.3% 減)
公 営 企 業 会 計	2,968 億 46 百万円	16 億 82 百万円 (0.6% 増)
全 会 計 合 計	1 兆 7,504 億 75 百万円	52 億 04 百万円 (0.3% 増)

(3) 市会の審議と予算の成立

平成 18 年度予算その他関連議案は、18 年第 2 回市会定例会に提案され、2 月 17 日に市長の提案説明が行われ、その後、2 月 23 日、24 日の両日にわたる代表質疑で各会派から 10 名の議員が質疑に立ち、市長、副市長及び関係理事者の答弁を求めた。代表質疑終了後の 2 月 24 日、普通・公営企業等予算特別委員会が設置され、これに付託のうえ、慎重審議が行われた。

普通予算特別委員会では、2 月 27 日の会計室及び文化市民局（第 1 分科会）並びに都市計画局（第 2 分科会）を皮切りに各局別に質疑を続け、3 月 9 日には市長、副市長に対する総括質疑を行い、3 月 16 日の討論結了で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定された。

こうして、3 月 17 日の最終本会議において、18 年度当初予算案は原案のとおり可決された。

なお、予算の可決に際し付された付帯決議は次のとおりである。

議第 1 号 平成 18 年度京都市一般会計予算

1 市民の食生活の安全と安心を確保することは、本市の重要施策の一つである。この度、食に携わる食品製造業者、飲食店など業者が取り組む衛生管理を第三者機関が評価し認証する「京（みやこ）・食の安全衛生管理認証制度（仮称）」を創設する事業が提案された。

この認証制度は、市民の食生活の安心を図るとともに、合わせて食品業界の発展に大きく寄与するものでなければならない。

については、制度創設に当たっては、事業所規模の大小を問わず、中小事業所等多くの施設が取得可能な制度となる認証基準など、今後の制度整備において関係業界の理解と協力が得られるまで、慎重かつ十分に協議を行うこと。

2 行政評価システムを活用し、「選択と集中」を徹底した戦略的予算編成も 3 年目を迎えた。政策重点化枠予算要求の内容と査定結果に加えて今回初めて査定理由を公表するなど、予算の透明性を高める努力をしたことは評価されるが、特別の財源対策をはじめ、依然厳しい財政状況であることは変わりなく、今後とも財政健全化プランを軸に不断の努力を行い実効性ある市政運営に努めること。さらに本市の予算や財政状況等を分かりやすく市民に伝えるための更なる工夫と取組をすること。

3 京都御池地下街株式会社の借入れに対する信用補完措置として総額 99 億円の債務負担行為の設定が行われた。健全な財政運営の監視の下で、決して本市が債務負担を行うことのないよう、優秀な実績を持つ経営者の起用とその経営手腕の下で徹底した業務改善と経営活性化策を不退転の決意で着実に遂行するとともに、市民の理解を得るべく十分な説明を行うこと。

4 P F I 手法の導入等により本市の債務負担行為は増額傾向にあり、その総額管理に努められたい。

議第 19 号 平成 18 年度京都市水道事業特別会計予算

京都市の水道水はおいしい水と自負するには、今年度から残存する鉛管を約 4 億円の予算を計上して対応するに当たり、年次的に予算を計上していただくとともに、市民の家屋内での鉛管についても助成制度を確立して、安全安心の水道水としての位置付けをすべきである。

議第 21 号 平成 18 年度京都市自動車運送事業特別会計予算

議第 22 号 平成 18 年度京都市高速鉄道事業特別会計予算

「歴史都市・京都創生の推進」を掲げる京都市にとって、都心地域や観光地の交通環境の改善は喫緊の課題である。

京都市が目指す「歩くまち・京都」を真に実現するためには、都心地域における「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進、L R T 交通社会実験、観光地交通対策等、関係部局及び関係機関とも緊密な連携を図りつつ取り組んでいくことが重要である。

今後、新たに設置される総合交通政策に関する組織体制の下、公共交通を担う交通局として実効ある施策の推進に努めること。

議第 22 号 平成 18 年度京都市高速鉄道事業特別会計予算

地下鉄東西線延伸については、工事費が圧縮されたことを評価し、更に平成 19 年度中の開通に向けて全力を尽くすこと。また、天神川以西の延伸については、総合的な交通政策の視点で、L R T などを含め、今後の在り方を全庁体制で検討すること。

議第 27 号 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(11 家庭ごみ収集における有料指定袋の導入について (P76) を参照)

議第 52 号 京都市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 京都市の介護保険制度の現状をかんがみ、課税層の多段階化を行い、現在の保険料段階 5 段階を 9 段階とすることにより、低所得者へ配慮した制度となった。したがって、新たな制度であることから、市民へのきめ細かな情報提供を行うなど十分に説明責任を果たすよう最大限の努力をすること。
- 2 この度の介護保険制度の改正は、持続可能な制度とするための改革であるとともに、予防重視型システムへの転換である。将来の保険料の上昇を抑えることともなる、介護予防政策を強力に推進すること。

2 平成 17 年度決算

(1) 決算の概要

< 一般会計 >

歳入歳出決算額

区 分	金 額	備 考
歳 入 総 額	6,804 億 16 百万円	
歳 出 総 額	6,715 億 65 百万円	
歳入歳出差引額	88 億 51 百万円	
翌年度へ繰り越すべき財源	84 億 20 百万円	[繰越事業費] 223 億 15 百万円 [未収入特定財源] 138 億 95 百万円
実 質 収 支	4 億 31 百万円	平成 16 年度 11 億 02 百万円 平成 15 年度 12 億 09 百万円
単 年 度 収 支	15 億 33 百万円	平成 17 年度実質収支 - 平成 16 年度実質収支

平成 17 年度当初予算は、安定的で持続可能な財政の確立を目指し、16 年 7 月に策定した「財政健全化プラン」に掲げる中期財政運営の基本方針に基づき、「京都市版行政評価システム」を活用した「戦略的予算編成システム」により、政策重点化枠予算において、局裁量枠の圧縮によって捻出した 40 億円の財源を、政策評価の結果などを勘案して策定した政策重点化方針に掲げる 6 つの重点政策分野に思い切って配分するなど、「基本計画第 2 次推進プラン」を年次計画に従い着実に推進する予算として編成した。更に、17 年 4 月 1 日の京北町との合併を踏まえ、京都市域と京北町域の一体性が速やかに確保できるように配慮した。

また、事務事業評価の結果に基づく各局等主体の施策・事業の再構築や新たな観点による受益者負担の適正化、職員数の適正化等による総人件費の抑制、公共工事のコスト縮減等による投資的経費の抑制や繰出金の適正化など、聖域なき改革を断行するとともに、市税軽減措置の整理合理化など自主財源の拡充強化に努め、「財政健全化プラン」に掲げた具体的取組方策の確実な実行を図った。

17 年度予算の執行に際しては、区役所・支所と理財局が一丸となり、組織を挙げて税収の確保に努めた結果、市税徴収率を 7 年連続向上させ、「財政健全化プラン」に掲げた目標値を 3 年前倒しで達成するなど、累積赤字の解消を目指し、全庁挙げて財源の確保や経費節減に取り組んだ。

17 年度決算は、こうした取組の成果に加え、市民税法人分が大幅な増となったほか、市民税個人分が 8 年ぶり、固定資産税が 4 年ぶりに増収に転じ、市税収入全体としても前年度比 5.3% 増と 4 年ぶりに前年度を上回ったことも相まって、5 年ぶりに実質収支の黒字を確保し、財政健全化に向けて更に前進することができた。

しかしながら、18 年度予算における財源不足額は 226 億円もの多額に上り、引き続き財政非常事態にあることに加え、18 年度の普通地方交付税の算定額が前年度から 159 億円もの大幅な減収となるなど、地方財政を取り巻く状況は一層厳しさを増しているこ

となどから、今後、安定的で持続可能な財政の確立へ向け「財政健全化プラン」、「市政改革実行プラン」に基づく取組を一層強力に推進する必要がある。

< 特別会計 >

国民健康保険事業は、区役所・支所と保健福祉局が一丸となって保険料徴収率の向上に取り組んだ結果、約 4 億円の増収効果を挙げることができたほか、国庫負担金の超過交付などにより、単年度収支は 11 億 72 百万円の黒字となり、累積赤字は 94 億 58 百万円に減少した。

中央卸売市場第一市場事業は、施設使用料の改定に伴い使用料収入が増加し、支出面では、公債費の減少に加え、徹底した経費節減に努めたことにより、単年度収支は 3 億 50 百万円の黒字を確保し、累積赤字は 6 億 51 百万円に減少した。

< 公営企業会計 >

水道事業は、有収水量の減少による料金収入の減収に伴い、経常収益が減少した。しかしながら、支出面において、第 3 期効率化推進計画に基づく人件費等の削減に加え、経費の徹底した抑制に努めたことにより、経常支出が減少したことから、損益勘定は 3 億 44 百万円の 5 年連続黒字となり、累積黒字は 49 億 21 百万円となった。

公共下水道事業は、有収汚水量の減少による使用料収入の減収に伴い、経常収益が減少した。しかしながら、支出面において、第 3 期効率化推進計画に基づく人件費等の削減に加え、経費の徹底した抑制に努めたことにより、経常支出が減少したことから、損益勘定は 7 億 34 百万円の 5 年連続黒字となり、累積赤字は 34 億 15 百万円に減少した。

自動車運送事業は、敬老乗車証の交付方法の見直し等に伴う運送収益の減収などにより経常収益は前年度を下回ることとなった。一方、支出面では、勤奨退職の実施に伴い退職手当が増加したものの、職員数の削減により人件費総額を抑制するなど経費節減に努めた。この結果、損益勘定は 3 億 11 百万円の 3 年連続黒字を確保し、累積赤字は 139 億 18 百万円に減少した。

高速鉄道事業は、東西線六地蔵～醍醐間の開通や運賃改定に伴う運輸収益の増収などにより、経常収益は前年度を上回った。一方、支出面では、支払利息は減少したものの、固定資産減価償却費等の増加により経常支出が増加したため、損益勘定は 187 億 90 百万円の赤字となった。この結果、累積赤字は 2,572 億 37 百万円に増加した。

(2) 決算の認定

市会においては、これらの決算審査を公営企業特別会計及び病院事業、水道事業、公共下水道事業、自動車運送事業、高速鉄道事業等の特別会計は 18 年 9 月定例会で、また、一般会計及びその他特別会計は 18 年 11 月定例会で行い、その結果、決算 22 件はいずれも認定された。

なお、決算の認定に際し付された意見は次のとおりである。

報第 7 号 平成 17 年度京都市病院事業特別会計決算

1 ヘき地における医師確保が深刻な社会問題となっている中、平成 17 年度に市立京北病院において常勤の整形外科医が確保できなかったことにより、市民の医療サービス、更には病院の収益にも大きな影響が出ている。

よって、常勤の整形外科医を早急に確保するとともに、今後とも医療サービスのレベルを低下させないよう、市立京北病院のみならず京都市立病院においても常勤の医師、看護師の確保に万全を期すこと。

2 京都市立病院整備基本計画に基づく、新棟整備プログラムの事業スケジュールが、取組の遅れや課題の検討協議に時間を要していることから、遅延することが明らかになった。

よって、理事者は、早期に実施方針を公表し、整備計画を実施できるよう、市民の理解を得るために最大限の努力をすべきである。

報第 8 号 平成 17 年度京都市水道事業特別会計決算

平成 18 年度から平成 20 年度にかけて道路部分の単独取替工事を年 2,000 件実施するなど、鉛製給水管の解消に向けて鋭意取り組んでいるところである。しかし、平成 17 年度末における道路部分での残存状況が比較可能なデータによると、政令指定都市で一番多い状況である。

よって、国に対して鉛製給水管解消のための補助金創設を要望するとともに、あらゆる工夫をしてできるだけ早期に鉛製給水管の解消を進めるべきである。

報第 10 号 平成 17 年度京都市自動車運送事業特別会計決算

「管理の受委託」方式は、大きな財政効果を挙げているが、安心安全対策の徹底強化を図るために、「全市バス安全運行推進会議」を充実させ、安全管理の実態の把握や事故防止に係る重点目標を明確にして取り組むこと。

報第 13 号 平成 17 年度京都市一般会計歳入歳出決算

1 本市職員による市民税、固定資産税、保育料、市営住宅家賃などの長期滞納問題は、市民から見て到底理解できるものではなく、市長、副市長以下職員一人一人の不祥事を根絶するという意識が希薄であり、身内に甘いと言わざるを得ない。

今後、滞納者対策に取り組むうえにおいて、公務員の信用失墜行為に当たる本市職員への罰則を検討するとともに、徹底した指導の強化に努めること。

2 平成 17 年度決算において、1 億 3,200 万円もの保育料の滞納が明らかになった。さらに平成 13 年度から 17 年度での 5 年間における累積額も 5 億 8,200 万円の多額に上っている。

保育料の徴収率については 17 年度 97.1%となっているものの、より一層徴収体制を強化し、徴収率を向上させることが必要である。

よって、保育料の徴収の在り方について、福祉事務所や滞納整理嘱託員、さらには保育園長との連携の下に検討を図り、抜本的な対策を講じること。

3 平成 17 年度決算において、収入未済額総額は市税徴収率の向上により、前年度より減額になっているが、諸収入のうち、保育料及び生活保護扶助費返還金などの過年度分が前年度より多額になっている。

よって、より一層の徴収の対策を強化すること。

3 国の予算・施策に関する要望・提案行動

本市の平成 19 年度国家予算に関する要望については、50 年後、100 年後の将来を見据えた、世界に冠たる歴史都市・京都にふさわしいまちづくりを進めるために、国の理解と協力が重要な重要課題として、「国家戦略としての京都創生」、「京都市・歴史的都心における放置自転車等対策の推進」、「地球環境改善を目指した都市交通環境改善プロジェクトへの総合支援制度（日本版 CIVITAS）の創設」等、69 項目の要望・提案をとりまとめ、各省庁の概算要求時期に合わせ、18 年 6 月に関係各省庁や地元選出国會議員への要望行動が行われた。また、国の概算要求状況等を踏まえて、69 項目の要望・提案項目から、新たに「障害者自立支援法における適切な報酬体系の確立」を加えるとともに、重点項目として 37 項目を絞り込み、同年 11 月以降、政府閣議決定まで、関係省庁や地元選出国會議員への要望行動が行われた。

さらに、指定都市においては、「平成 19 年度国の施策及び予算に関する提案」及び「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望」を中心とした要望活動が行われたほか、「真の地方分権改革の実現に向けた指定都市のアピール」や、「歳出・歳入一体改革」に向けた緊急意見」などが行われた。

このほか、全国市長会などにおいても、地方分権改革の推進などについて、関係省庁への要望が行われた。

活動経過の概略は、次のとおりである。

(1) 本市独自要望

ア 「平成 19 年度国の予算・施策に関する重点要望・提案」

<6 月> 市長，副市長，関係局長等が関係省庁及び地元選出国會議員に対し要望
(6 月 15 日～)

イ 「平成 19 年度国の予算に関する重点要望」

<11 月～12 月> 市長，副市長，関係局長等が関係省庁及び地元選出国會議員に対し要望(11 月 8 日，12 月 20 日～21 日)

(2) 主な指定都市共同要望

ア 「平成 19 年度国の施策及び予算に関する提案」

<7 月> 本市は，毛利副市長が厚生労働省に要望(7 月 27 日)

イ 「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望」

<10 月> 各政令指定都市議会税財政特別委員長()会議(10 月 23 日)

京都市会は，財政総務委員会が担当

<11 月> 財政総務委員会等による党派別要望活動

(自由民主党：11 月 17 日，日本共産党：11 月 15 日，民主党：11 月 21 日，
公明党：11 月 29 日)

ウ 指定都市共同による国等への主な提言

・「歳出・歳入一体改革」に向けた緊急意見(5 月 18 日)

・「指定都市市長会緊急アピール」(5 月 29 日)

- ・「真の地方分権改革の実現に向けた指定都市のアピール」(7月26日)
- ・「第二期地方分権改革の推進に関する指定都市のアピール」(12月22日)

(3) 府内統一行動

「真の地方分権の実現を目指す京都総決起大会」(11月11日)

(主催：京都市，京都市会，京都府，京都府議会，京都府市長会，京都府市議会議長会，京都府町村会，京都府町村議会議長会)

6 歴史都市・京都創生策 の策定について

1 策定の趣旨

本市では、「国家戦略としての京都創生の提言」を実現するために平成16年10月に「歴史都市・京都創生策（案）」を策定した。

その後2年が経過し、この間、景観については高さ規制の見直しなど新たな景観政策を推進し、文化については「京都文化芸術都市創生条例」、「京都市伝統産業活性化推進条例」を制定し、観光については「新京都市観光振興推進計画」を策定するなど、京都創生の実現に向けた新たな取組を進めてきた。また、国会議員連盟や京都創生推進フォーラムの設立など、新しい動きが生まれている。

「歴史都市・京都創生策」は、こうした状況を踏まえて、京都創生をさらに強力に推進するために、京都市の今後の取組方策と国に求める措置（提案・要望）をより具体的にまとめたものである。

2 構成

総論、景観、文化、観光の4編で構成される。

(1) 総論編

京都創生の意義や目標などについて記載している。

(2) 各論編

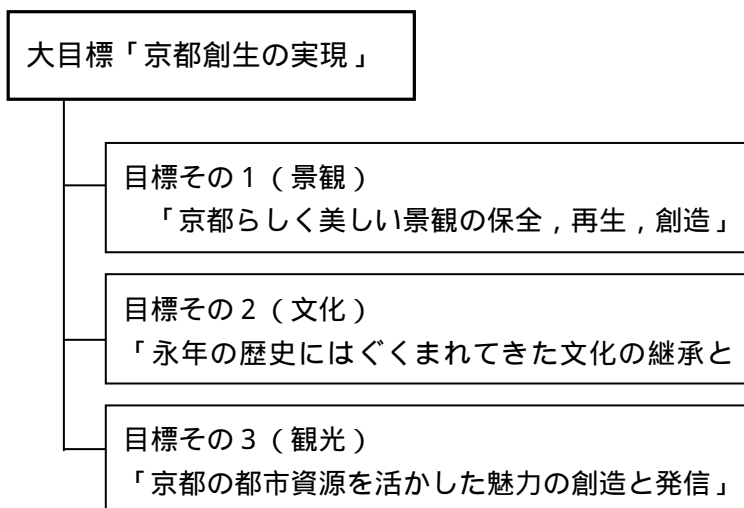
景観編、文化編、観光編で構成され、各分野ごとに、これまでの取組、現状と課題、京都市の取組方針、国への特別措置の提案・要望について記載している。

【国への提案・要望項目数】

	<新> 京都創生策		<旧> 京都創生策(案)
	市の取組項目数	国への要望項目数	国への要望項目数
景 観	46	41	6
文 化	11	11	8
観 光	21	8	2
合 計	78	60	16

3 目標

歴史都市・京都創生策 の大目標及び景観、文化、観光の各編における目標は、次の通りである。



4 概要

(1) 景観編

ア 山並みや町並みの京都らしさ・美しさを高める

〔京都市のこれからの取組〕

(ア) 地区の特性に応じ，きめ細やかに規制・誘導の充実・強化を図る。

地区特性を踏まえ，景観コントロールに必要な事項を基準化。また，建築物の高さが一定以下の場合に不要としている認定・届出対象を拡大する。

夜間景観のあり方の検討や，景観形成の活動を支える人材育成を行う。

(イ) 全市的に高さの最高限度を引き下げる

全市的に建築物の高さの最高限度を引き下げる。また，既存不適格建築物の建て替えを促進する仕組みを検討するとともに，眺望景観を保全するためのガイドラインの策定等の取組を行う。

- 国への要望・提案（抜粋） -

- ・歴史的風土・町並みを守るための財政支援措置の拡充
- ・都市景観に関する研究・教育機関の設立及び京都市における設置
- ・既存不適格建築物の改修及び建て替えに関する支援，誘導 等

イ 「京都の象徴」を守り，育てる

〔京都市のこれからの取組〕

(ア) 「京町家等」を守り，育てる

面的・点的な保全対象の拡大や，修理・修景のための財政的支援の拡充，相続の際の逸失防止に向けた買取り等を実施。また，歴史的建築物等の新築・建て替え等を可能にするため，その意匠を維持・継承しつつ，必要な防火・耐震性を定める規定等を求める。

(イ) 「細街路・袋路」を維持・継承する

建築基準法の規定を活用し，細街路を維持・継承。袋路については，既存建築物の改修や建て替えを地域との連携により推進するとともに，袋路再生型連担建築物

設計制度のさらなる活用等を検討する。

(ウ) 「山紫水明の都」を継承する

a 緑を守り，育てる

民間所有庭園について，史跡，名勝としての指定や，公的資金による公有化，トラストによる保有等を検討。また，三方の山々と山麓部の緑を保全するため，適正な維持管理についての総合的なマネジメントの仕組みを導入する。

さらに，公園，道路空間等の公有地の整備や，民有地の緑化を推進する。

b 水辺を守り，再生する

河川の多自然型としての整備や，水辺空間の整備を推進。また，京都のシンボルである鴨川，桂川について，全流域を通じた美しさの徹底を要する。

(I) 「京の橋」を継承し，あるいは創る

伝統的な橋梁の適切な補修・継承や，鴨川にふさわしい橋づくり，地域の特性に配慮した橋の整備を推進する。

- 国への要望・提案（抜粋） -

- ・京町家等を守るための支援措置の拡充等
- ・保全対象の建築物等に係る固定資産税の特例措置の創設
- ・細街路指定に伴う道路斜線・道路容積率の非適用・緩和の可能化
- ・伝統的な橋梁の継承を可能に 等

ウ 良好な景観の阻害要因を取り除く

〔京都市のこれからの取組〕

(ア) 無電柱化を推進する

効果的な整備手法を検討し，無電柱化の早期達成に向けて取り組む。

(イ) 放置自転車等を追放する

新設・既設駅や，店舗等への自転車等駐車場整備を推進し，都心部では，アクションプログラムに基づいて抜本的な対策を実施するとともに，適切な撤去や啓発指導を行う。

(ウ) まち美化を推進する

市民・事業者・行政の協働による総合的なまち美化を，積極的に推進する。

(I) その他の良好な景観の阻害要因を取り除く

エアコン室外機や洗濯物等，景観阻害要因を取り除くため，市民への呼び掛け等を行う。

- 国への要望・提案（抜粋） -

- ・電線の裏配線・軒下配線方式の確立
- ・抜本的な無電柱化推進制度の創設
- ・自転車等駐車場整備等に係る財政支援措置 等

エ あらゆる景観構成要素等に京都らしさ・美しさを追求する

〔京都市のこれからの取組〕

(ア) 屋外広告物の京都らしさ・美しさを追求する

違反広告物について，撤去・除却・回収等により追放に取り組み，また，デザイン指導の充実など，優良な広告物を誘導する。

- (イ) 道路の京都らしさ・美しさを追求する
地域の特性に応じ、道路、ガードレール等のデザイン・色彩への配慮を行う。
- (ウ) 歩いて楽しいまちを創る
関係機関と連携し、パーク＆ライドや臨時交通規制などの交通対策を推進。また、都心部において「歩いて楽しいまちなか戦略」を推進し、抜本的な交通環境の改善を実現する。
- (I) その他あらゆる景観構成要素を京都らしく・美しく
公共建築物や公共交通等について、京都らしいデザインのあり方の検討、整備の推進、支援等を行う。

- 国への要望・提案（抜粋） -

- ・道路の景観配慮により増加する経費の補助対象化
- ・交通安全関連設備に対する景観への配慮
- ・本格的なトランジットモールの実現 等

(2) 文化編

ア 京都の文化芸術の創生

〔京都市のこれからの取組〕

- (ア) 文化芸術活動と地域のまちづくりとの連携を一体化させた取組
地域のまちづくりと一体化させながら、文化芸術を分かりやすく、身近に感じてもらえるように振興・発信する取組について検討、推進する。
- (イ) 京都芸術センターの機能強化
上記の検討を踏まえながら、他の文化ゾーンとの関係性の中で改めて京都芸術センターの位置付けとあり方を点検する。
- (ウ) 京都の文化芸術の奥深い魅力の発信
悠久の歴史の中で生まれた京都の文化芸術の奥深い魅力の発信に、市民、NPO、企業と協働で取り組む。
- (I) 文化芸術関連機関・施設の交流、連携
京都を文化芸術都市として創生するために、教育機関と文化施設を、それぞれの長を發揮しつつ有機的に連携することが必要であることから、文化芸術関連機関・施設間の一層の交流を図る。

- 国への要望・提案 -

- ・国立京都伝統芸能文化センター（仮称）の整備

イ 古都・京都の文化財の保存・活用による創生

〔京都市のこれからの取組〕

- (ア) 未指定文化財の調査
価値が十分に認識されないまま失われつつある未指定の文化財の調査の実施
- (イ) 出土遺物保存・活用計画の策定
将来の出土量を見据えた出土遺物の収蔵・活用計画の早期策定

(ウ) 無形民俗文化財の記録保存

IT (デジタル技術) 等も活用した記録保存

(エ) 文化財の保存・活用計画の策定

京都市指定文化財の保存計画を策定及び文化財の国内外への発信を目指した活用計画及び史跡等の整備, 活用計画の策定

(オ) 重要文化的景観の選定への取組の推進

京都の特性を表す重要文化的景観の選定の申出に向けた調査などの取組の推進

- 国への要望・提案 (抜粋) -

- ・文化財保存活用のための財政措置の充実
- ・文化財所有者に係る税負担の軽減等
- ・NPOやボランティア等との連携協力による文化財の保存・活用の促進
- ・京都における新たな世界遺産の登録
- ・国立京都歴史博物館 (仮称) の整備 等

ウ 文化財の防火防災対策

〔京都市のこれからの取組〕

(ア) 防火防災対策の課題と対策

地震による大規模な火災への対応のため, 大規模な水利整備と共に, 文化財を地域と一体として守るための対策を構築することが喫緊の課題であり, 平成 18 年度より清水地区で取り組んでいる。

- 国への要望・提案 -

- ・文化財とその周辺地域を守る防災水利整備事業の継続的推進のため, 財政措置の継続

エ 京都の伝統産業の創生

〔京都市のこれからの取組〕

(ア) 伝統産業活性化推進計画の策定

6つの基本施策ごとに具体的施策を盛り込んだ「伝統産業活性化推進計画」を平成 18 年 11 月に策定

- 国への要望・提案 -

- ・日本の文化を支える希少となった伝統産業の技術・技法の後継者への継承及び記録保存のための財政的支援

オ 京都を拠点とした文化行政の創生

京都は, 「京都の文化は日本の文化」といわれるように, 日本の伝統文化が今日も日常生活の中に浸透し, 新たな創造活動の源泉となっている。こうした優れた文化の蓄積を国として活用することが, 我が国の文化の振興にとっても国際的な理解を進めるうえでも有効かつ重要であることから, 文化庁の関西拠点を京都に設置するよう要望する。

(3) 観光編

ア 京都観光の目指すべき目標

下記イ（ア）～（エ）を参照

イ 創生の実現に向けた京都の取組について

〔京都市のこれからの取組〕

「新京都市観光振興推進計画」で、21 の戦略的施策と 100 の推進施策を設定しており、京都自らがこれら 121 の施策を通じた観光振興を行う。京都創生を実現するに当たっては、特に重点的に取り組む施策である「戦略的施策」について次の 4 つが挙げられる。

(ア) 入洛観光客数 5000 万人の実現に向けて

（目標）下位 6 箇月の 1,600 万人を平成 22 年までに 2,000 万人に

(イ) 受入環境整備に向けて

（目標）「案内」、「道路」、「交通」に関する感想で「悪い」と答えた人の割合を、平成 22 年までに平成 16 年のレベルから、それぞれ 2 割以上削減

(ウ) 外客誘致に向けて

（目標）外国人観光客を平成 22 年までに 200 万人に

(エ) 持続可能な観光振興に向けて

（目標）京都観光の持続的発展のため、オール京都の推進体制により観光振興を図る

- 国への要望・提案（抜粋） -

- ・観光基本戦略の策定
- ・京都における最新の観光振興モデルの実施
- ・伝統文化の積極的な発信と体験機会の提供
- ・京町家の再生と活用
- ・観光人材育成の充実
- ・日本を代表する観光地京都における観光客受入環境整備 等

5 今後の活用方法

京都創生策 を基に、国に求める特別措置を整理し、「(仮称)歴史都市京都創生特別措置法(案)」としてまとめ、関係省庁や国会議員に働き掛けるなど、国への要望を積極的に行う。

7 職員による不祥事とその根絶に向けた取組等について

1 はじめに

平成18年は、本市職員の不祥事が続発する年となった。とりわけ、18年度に入ってから、4月には環境局職員の児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反容疑による逮捕、5月には同局職員の銃砲刀剣類所持等取締法違反容疑による逮捕、6月に入ってからも下京区役所職員の傷害容疑による逮捕(女子中学生に対する暴行)、環境局職員の窃盗未遂容疑による逮捕(消費者金融会社の自動現金預払機の破壊)など、不祥事が立て続けに発生する事態となった。

本市では、6月26日から7月31日までを「服務規律等強化月間」と位置付け、不祥事根絶のため、全庁的かつ集中的な取組を行ったところであったが、同月間中においても、南区役所職員が詐欺容疑により逮捕(生活保護応急援護金の詐取)され、環境局職員(2名)が覚せい剤取締法違反により逮捕された。これらの不祥事は、連日、新聞・テレビ等で大きく報道され、市民及びメディア等から厳しい批判があった。

このような事態を受け、8月21日には、本市会で初めてとなる常任委員会連合審査会を本会議場で開催し、市長から不祥事発生の経過等について説明を聴取し、また、常任委員会における局別集中調査(8月21日～25日)を踏まえ、8月28日には市長及び副市長に対する総括質疑を行った。さらに、8月31日には議員の議会招集請求による臨時会が12年振りに開会され、職員の綱紀肅正については54年振りとなる調査特別委員会(職員の不祥事に関する調査特別委員会)を設置した。

同臨時会においては、市長から「信頼回復と再生のための抜本改革大綱」が示されるとともに、市長をはじめとする幹部職員等77人の処分が発表された。

しかし、その後も不祥事が相次ぎ、市会では10月6日に市民の信頼回復と服務規律に関する調査特別委員会を設置し、審査を行った。

ここでは、不祥事等の発生状況等及びその根絶に向けた全市的な取組並びに市会における審議の概要等について述べる。

2 職員(元職員を含む。)の主な逮捕及び処分等事案について

日付	不祥事の概要	処分内容等
18.3.19	環境局職員が酒気帯び運転等を行ったとして道路交通法違反により逮捕	停職3月 (3.30)
4.21	北区役所職員が生活保護費の支給等について、独断で誤った、あるいはさんな事務処理を行い本市に損害を生じさせたとして処分、その後依願退職(12.4生活保護受給者の預金口座から無断で現金を引き出し着服したとして、業務上横領容疑により逮捕)	停職3月
4.21	環境局職員が、女子中学生2人に現金を渡してわいせつな行為をしたとして、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反容疑により逮捕	懲戒免職 (6.23)

18.5.8	環境局職員が自家用車内にナイフを所持し，同僚職員らを脅かす行為を行ったとして，銃砲刀剣類所持等取締法違反容疑により逮捕	停職2月 (6.1)
6.2	下京区役所職員が女子中学生に暴行し，通院加療5日間の傷害を与えたとして，傷害容疑により逮捕	停職6月 (6.9)
6.3	環境局職員が現金を奪う目的で消費者金融店舗の自動現金預払機を損壊したとして，窃盗未遂容疑により逮捕	懲戒免職 (6.9)
7.24	南区役所職員が，北区役所在籍時に，担当世帯の転居に際し，転居に係る敷金等の必要額を知りながら，実際より多い金額を不正に請求し，詐取したとして，詐欺容疑により逮捕	懲戒免職 (7.27)
7.26	環境局職員2名が，覚せい剤取締法違反により逮捕	懲戒免職 (8.1)
8.11	環境局職員が，覚せい剤取締法違反により逮捕	懲戒免職 (8.30)
8.22	環境局職員2名を運転免許証の交付を受けていないにもかかわらず自動車通勤していたことについて処分	分限免職
8.22	環境局職員4名を死獣収集手数料を着服したことについて処分	懲戒免職
8.25	建設局職員が，酒に酔って，帰宅する電車内において，携帯電話を操作している乗客に対し，操作をやめさせるため，これを取り上げようとして，揉み合う中で，携帯電話を破損したとして，器物損壊と暴行の容疑により逮捕	停職4月 (9.14)
9.7	環境局職員が，免許停止中であつたにもかかわらず，公用車を運転していたことについて処分（10.16道路交通法違反容疑により逮捕）	懲戒免職
9.8	建設局職員が，知人のメールを盗み見するなどしたとして，不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反により書類送検	停職1月 (10.25)
10.7	左京区役所職員が酒気帯び運転等を行ったとして，道路交通法違反により逮捕	懲戒免職 (10.10)
10.12	保健福祉局職員が診療所で手提げ鞆を置き引きしたとして，窃盗容疑により逮捕	懲戒免職 (10.16)
10.17	保健福祉局職員が運転免許の交付を受けずに普通乗用車を運転したとして，道路交通法違反容疑により逮捕（その後，覚せい剤取締法違反により再逮捕，業務上過失致死傷罪及び道路交通法違反により再々逮捕）	懲戒免職 (10.25)
10.25	都市計画局職員が所属長等からの度々の指導にもかかわらず，勤務態度を改めず，退庁時には在席するようにとの指示にも従わなかったこと，また，数回にわたって，勤務時間中に歯科医院に通院したことについて処分	停職1月 分限降任
11.13	環境局職員が病気休職又は病気休務の期間中に，配偶者が働いている飲食店に度々出入りし，営業行為を手伝うなど療養に専念していなかったことについて処分	懲戒免職
12.27	環境局職員が複数の臨時職員に対するセクシャルハラスメント行為，タクシーチケットの私的利用，物品販売手数料の無断費消を行っていたことについて処分	懲戒免職

3 不祥事の根絶に向けた全市的な取組

(1) 服務規律等強化月間

すべての職員が市民の信頼回復に向けて意識を共有し、不祥事の根絶に向けて、全庁挙げて、集中的に取り組む「服務規律等強化月間」を実施した。

ア 実施期間

平成18年6月26日～7月31日

イ 取組内容

(ア) 各局区等共通の取組

服務監察会議の開催（6月15日，26日）

管理監督職員のための職場管理講座の実施（7月6日，7日）

服務監による局区等の巡回等（7月11日～期間中）

「市長訓示」の周知と徹底（7月27日，28日）

(イ) 各局区等の取組

職員ヒアリングや研修の実施，事務処理の再点検，局長，所管部長等による事業所訪問の実施など，服務規律を守り，不祥事を起こさないための具体的な取組を盛り込んだ計画を，各局区等ごとに策定し，実施した。

(2) 職員の処分

8月31日，環境局関連，生活保護業務関連における一連の不祥事について，市長をはじめとする幹部職員等77人の処分を行った。

ア 処分の概要

(ア) 市政の最高責任者について

役 職	氏名	処分内容
市 長	榎本 頼兼	平成18年9月分から減給100分の50，6月間
副市長（助役）	毛利 信二	平成18年9月分から減給100分の15，3月間
副市長（助役）	星川 茂一	平成18年9月分から減給100分の15，3月間
副市長（助役）	上原 任	平成18年9月分から減給100分の20，3月間
収 入 役	大槻 泰	平成18年9月分から減給100分の10，3月間

(イ) 処分者数

	減給	戒告	嚴重文書戒告	局区長嚴重注意	計
局 長 級	4	4	1	-	9
部 長 級	1	7	1	14	23
課 長 級	2	11	8	11	32
課長補佐・係長級	1	3	2	-	6
係 員	-	1	1	-	2
計	8	26	13	25	72

イ 処分の内訳

(ア) 環境局関連

環境局長（減給10分の1，3月間），総合企画局長（戒告），総務局長（戒告）など，36人の処分を行った（減給2，戒告17，嚴重文書訓告5，局長嚴重注意12）。

(イ) 生活保護業務関連

保健福祉局長（減給10分の1，3月間），北区長（減給10分の1，3月間），消防局長（減給10分の1，3月間）など，38人の処分を行った（減給6，戒告10，嚴重文書訓告8，区長嚴重注意14）。

(3) 信頼回復と再生のための抜本改革大綱

技能労務職員による不祥事が長年にわたり頻発し，18年度に入り逮捕者を多数出している環境局の解体的な出直しのための改革と，一連の不祥事が発生した生活保護業務に係る不祥事防止のための改革，更には，全庁的に取り組むべき抜本的改革について，その方向性と主要な58の改革策の骨子を実施時期を含め取りまとめた「信頼回復と再生のための抜本改革大綱」を8月31日の市会本会議（臨時会）において示した。

(4) 「信頼回復と再生のための抜本改革大綱」推進本部の設置及び推進本部会議の開催

「信頼回復と再生のための抜本改革大綱」に基づく改革を，全庁挙げて計画的に推進するため，市長を本部長に，副市長，収入役と全局区長等で構成する，「信頼回復と再生のための抜本改革大綱」推進本部を9月1日に設置した。9月8日及び11月9日に推進本部会議を開催し，大綱を推進していくに当たっての本部長からの指示や，大綱に掲げる改革策の各局区等における進ちょく状況の確認を行った。

(5) 職員の処分基準の改定等

ア 「京都市職員の懲戒処分に関する指針」の改正

9月1日，「信頼回復と再生のための抜本改革大綱」に掲げた取組の一つとして，「京都市職員の懲戒処分に関する指針」を改正した。これにより，虚偽公文書等作成や脅迫，住居侵入，無免許運転などの5つの非違行為を項目として明示した。また，従来から指針に定めがあった項目のうち，飲酒運転をはじめとする15項目の基準を厳格化し，政令市で最も厳しい基準と言える内容とした。

また，懲戒処分等の公表基準については，従来免職の場合等に限られていた職員の氏名の公表を，停職以上の場合等とするなど，公表の範囲を拡大した。

イ 「京都市職員の分限免職の基準等に関する要綱」の策定

「信頼回復と再生のための抜本改革大綱」に掲げた取組の一つとして，公務の能率の維持及びその適正な運営の確保を図るため，公務に対する適格性を著しく欠く職員に対して，分限免職処分を行うための基準等に関する要綱を定めた（10月1日施行）。

(6) 不祥事防止のための体制の強化

ア 環境局服務監察チームの新設

9月1日付けで，環境局に理事をトップとし，部長級1人，課長級及び係長級各3人のスタッフからなる服務監察チームを設置し，服務指導の強化を図った（12月1日に，警察官OBを採用し，チームに加えた。）。

また、保健福祉局に課長級1人、係長級3人のスタッフからなる特別査察班を設置し、福祉事務所全体の事務処理、現金管理の適正化を図った。

イ サービスの専任化

10月1日付けで、不祥事の再発防止に専念するため、サービスの広報監との兼職を解き、専任とした。

ウ サービス監視体制の強化

11月1日付けで、出先機関を多く抱える文化市民局、保健福祉局及び建設局に、サービスの統括の下、十分連携を図りながら、局監視主任を中心として、職場巡察や要指導職員の個別指導等を行うため、局長直轄のサービス監視特命チームを立ち上げた。

また、保育所職員による不祥事が続いた保健福祉局には、サービス監視チームの事務を担当させるため、サービス監視担当の係長を新設した。

なお、信頼回復と再生のための抜本改革大綱推進本部の事務を担当させるため、総務局人事部人事課に担当係長を新設した。

4 市会の動き

職員の不祥事に関する市会での主な審査等の経過は以下のとおりである。

4月19日 厚生委員会

一般質問

職員による飲酒運転（2件）について

6月6日 文教委員会

一般質問

下京区役所職員の不祥事について

6月7日 厚生委員会

一般質問

環境局職員の不祥事について

6月12日 財政総務委員会

一般質問

職員の不祥事の根絶について

6月19日 財政総務委員会

一般質問

サービス規律等強化月間の取組について

6月21日 厚生委員会

一般質問

環境局職員の不祥事について

7月19日 厚生委員会

一般質問

環境局職員の不祥事について

7月31日 厚生委員会

所管事務審査（職員の不祥事について（環境局、保健福祉局、総務局合同調査））
要求資料

他の自治体の懲戒処分指針（本市指針と比較して厳しい基準が設けられてい

るもの)について

政令指定都市におけるごみ収集の民間委託状況について

8月7日 財政総務委員会

報告事項

記録媒体(MO)の所在不明について

服務規律強化月間における各局区等の取組状況

職員の処分について(平成18年度)

一般質問

産業観光局, 理財局における服務規律等強化月間について

要求資料

服務監の設置について

服務監のこれまでの取組

不祥事への対策

8月8日 文教委員会

一般質問

職員の不祥事に対する取組について

8月9日 厚生委員会

一般質問

環境局職員の不祥事について

要求資料

死獣収集手数料に関する領収書

8月11日 交通水道委員会

報告事項

上下水道局職員の不祥事について

一般質問

服務規律等強化月間における取組について

8月21日 常任委員会連合審査会

職員の不祥事発生の原因究明と対策に関することについて(市長から不祥事発生の経過等について事情聴取)

本連合審査会の運営については, あらかじめ各常任委員長及び市会運営委員会理事で協議し作成した実施要領(後掲資料1)に基づいて行われた。

8月21日 財政総務委員会

職員の不祥事の原因究明と対策に関する局別集中調査(会計室, 選挙管理委員会事務局, 監査事務局, 人事委員会事務局, 総務局, 総合企画局, 理財局, 産業観光局)

要求資料

技能労務職採用試験実施状況

技能労務職採用基準

他の政令市との懲戒処分率の比較(交通事業を除く。)

年度別技能労務職員採用数(公募による採用者を除く。)

免職処分を受けた後に再度採用された職員の数

複数回懲戒処分を受けた職員とその処分内容

平成17年度に給与差押えを行った職員のうち, 公金を横領した職員数

他の政令市との職員1,000人当たりの逮捕者数の比較
平成15年度から17年度までの懲戒処分の状況
入札・契約制度等について説明・協議等を実施している団体

8月22日 文教委員会

職員の不祥事の原因究明と対策に関する局別集中調査（文化市民局，教育委員会）

文化市民局に対する集中調査では，上京区長，左京区長，下京区長にも出席を求め，質疑を行った。

要求資料

右京区役所における服務規律等強化月間職員アンケートについて
平成18年6月9日付けで処分された下京区役所女性職員の，平成14年度に起こした事件に対する報告と対応の事実経過
管理用務員・給食調理員数について

8月23日 厚生委員会

職員の不祥事の原因究明と対策に関する局別集中調査（環境局，保健福祉局，北区役所）

要求資料

薬物検査ができない根拠について
死獣収集の料金徴収に係る一連の手続について
覚せい剤で逮捕された職員3名の出勤簿
無免許運転で分限免職となった2名の勤務実態について
福祉事務所実態調査の各局区別の状況
東山区役所における元職員の駐車場の利用実態について

8月24日 建設消防委員会

職員の不祥事の原因究明と対策に関する局別集中調査（都市計画局，建設局，消防局）

要求資料

改良住宅等専任管理人の採用実態について

8月25日 交通水道委員会

職員の不祥事の原因究明と対策に関する局別集中調査（交通局，上下水道局）

要求資料

市バス・地下鉄サービスアップ優秀職員モニター制度について
梅津営業所職員が休憩中に発生させた自家用車の事故について
精神の疾患による休職者数について
服務規律等強化月間における事業所巡視について
服務規律等強化月間における職場研修受講者数について

8月28日 常任委員会連合審査会

職員の不祥事発生の原因究明と対策に関することについて（市長及び副市長に対する総括質疑）

実施要領（後掲資料1）に基づいて行われた。

8月31日 第4回市会（臨時会）本会議開会，閉会

市会議第15号 職員の不祥事の原因究明及び再発防止策の検討のための地方自

治法第110条の規定による特別委員会の設置について（後掲資料2を参照）

職員の不祥事に関する調査特別委員の選任

8月31日 職員の不祥事に関する調査特別委員会

正副委員長の互選等

委員長 繁 隆夫 議員（自民）

副委員長 せのお直樹 議員（共産）

〃 柴田 章喜 議員（公明）

〃 安孫子和子 議員（民主）

9月12日 第5回市会（定例会）本会議

一般質問

棕田知雄議員（自民）

- ・ 不祥事に対する市長の存念
- ・ 教育現場職員の不祥事への対応
- ・ 行政機構の根本的な見直し
- ・ 服務監察体制の強化
- ・ 職員への意思伝達方法の改善

橋村芳和議員（自民）

- ・ 市長訓示の徹底等

倉林明子議員（共産）

- ・ 職員の不祥事根絶と有料指定袋制実施の中止
- ・ 運動団体への厳格な対応の徹底
- ・ 現業職場の勤務実態
- ・ 覚せい剤に係る不祥事の原因・背景の全容解明
- ・ 職員採用と処分の甘さの原因・背景の解明

9月13日 第5回市会（定例会）本会議

一般質問

曾我修議員（公明）

- ・ 抜本改革大綱の断行に向けた決意
- ・ ごみ収集業務の50パーセント委託化の方針
- ・ 公務員倫理評価システムの構築
- ・ 職員の停職期間中の社会奉仕活動

9月19日 職員の不祥事に関する調査特別委員会

付議事件調査（説明聴取，資料要求（総務局，環境局，保健福祉局））

京都市職員の不祥事の原因究明及び再発防止策の検討に関すること

要求資料

休暇等を年間10日以上取得した人数（市長部局）（年次休暇（夏期休務を含む。），育児休業，出産休暇を除く。）

休職理由別新規休職者数（市長部局）

技能労務職の局別・職種別人数（市長部局）

給与の差押えを受けた職員数（市長部局）

同一所属10年以上在職者数（全職種 / 市長部局等）

本市の外郭団体への技能労務職員の再就職の状況について

京都市非常勤嘱託員のうち、元技能労務職員の人数（市長部局）
事故欠勤による懲戒処分者一覧（局区別（市長部局）、平成8年以降）
年度別技能労務職員採用数（昭和48年度以降（市長部局）/ 公募による採用者を除く。）

事案発生から処分発令まで30日以上を要した事案（市長部局）

「京都市職員の懲戒処分に関する指針」策定（平成14年10月）及び改正（平成18年4月）の目的

「京都市職員適格性判定委員会」の概要（案）について

一般行政職及び技能労務職の給料の状況（全任命権者、平成18年4月1日現在）

各自治体における管理監督職員に対する懲戒処分の基準

各局区等の連絡車の台数及びその運転手数（平成18年9月1日現在）

職員団体・労働組合の役員と運動団体の役員を兼ねている職員数

転任試験実施状況（技能労務職から一般事務職及び一般技術職への転任）

各まち美化事務所と各クリーンセンター（埋立て含む。）における、建物の延べ面積、竣工年（クリーンセンターについては敷地面積含む。）について

環境局の技能労務職員の一般公募採用職員以外の職員数

環境局事務所の職員数

まち美化事務所における異動基準

環境局事務所における同一所属10年以上在職者数

環境局事業所所在地、最寄の公共交通機関、自動車通勤者数

まち美化事務所、クリーンセンター、埋立事業管理事務所における1日の業務フロー

環境局事業所における事故欠勤者の数（平成18年1～8月）

環境局における技能労務職員の年齢構成

ごみ1t当たりの輸送コスト

環境局事業所における管理職の当該事業所在職年数と病気休務取得者数（平成8～17年度）

技能労務職員50%削減のビジョンについて

まち美化事務所の統廃合に関する具体的なビジョン

業務を委託する際のタイムスケジュール

ごみ収集作業員の作業状況

まち美化事務所における待機時間

平成18年度庸車・委託業者実績及び業績一覧

庸車・委託業者の請負金額

ごみ収集車両の台数

ごみ啓発班の創設に伴う職員不補充の対応について

ごみ啓発班の業務実績

市民美化センターの業務内容と勤務体制

環境局の連絡車運転手の勤務状況

死獣収集業務における公金横領事件の現状報告

服務監察チームの取組について（平成18年9月1日～平成18年9月20日）

本市委託先団体の運営状況に係る事情聴取について

職員の勤務状況

解放市協企画推進委員会合同部会（平成12年12月22日）出席者

停職6月の懲戒処分を行った下京区役所職員の出勤状況について（平成14年7月及び8月）

東山区役所から北区役所に異動した元職員に係る異動の経過

退職手当の返納について

福祉事務所実態調査において不適正な公金管理があった世帯数

過去10年間の保護費の取扱いに関する局長通知の主な内容

応急援護金支給事務の流れ

福祉事務所における現金保管状況（生活保護等関連）

生活保護ケースワーカーについて（平成18年4月24日現在）

下京区役所職員による保育所職員に対する暴力行為について組織として告発しなかった経過

保育所における公務災害認定請求の流れについて

保育所における過去5年間の公務災害の件数と内容

生活保護費及び夏期歳末特別生活資金における窓口払い・宅配の状況

特別査察班による査察の実施について

保健福祉局，福祉事務所，保健所職員数及び特別指定職から事務職になった

職員数

平成18年度給食調理員年齢別人数（平成18年4月1日現在）

給食調理員の公募採用と公募以外の人数について（平成18年4月1日現在）

給食調理員の職務内容について

管理用務員の職務内容について（例示）

平成18年9月13日校長・園長会における主な指示事項について

9月20日 職員の不祥事に関する調査特別委員会

付議事件調査（総務局，文化市民局，建設局，教育委員会質疑）

京都市職員の不祥事の原因究明及び再発防止策の検討に関すること

要求資料

技能労務職における業務内容の見直しを検討している職種とその内容について

平成12年度部落解放市協企画推進委員会合同部会（摘録）

9月25日 職員の不祥事に関する調査特別委員会

付議事件調査（環境局質疑）

京都市職員の不祥事の原因究明及び再発防止策の検討に関すること

要求資料

市民美化センター元職員の所属歴について

平成25年度の収集運搬コストの予測について

環境局の連絡車の日報

異動除外対象者の数について

死獣収集に係る阪神トラック，環境事業協会への委託料

9月26日 職員の不祥事に関する調査特別委員会

付議事件調査（文化市民局，保健福祉局質疑）

京都市職員の不祥事の原因究明及び再発防止策の検討に関すること

要求資料

福祉事務所における被保護者等の現金保管状況（既提出資料の再修正版）

9月28日 建設消防委員会

一般質問

公用車の運行問題について

10月2日 職員の不祥事に関する調査特別委員会

付議事件調査（総括質疑）

京都市職員の不祥事の原因究明及び再発防止策の検討に関すること

要求資料

技能労務職採用実績（平成7年度から平成13年度まで）

市民美化センター元職員小林俊次への指導状況について

10月5日 職員の不祥事に関する調査特別委員会

付議事件調査（討論終了）

会派の調査結果

自民，公明，民主：調査終了

共産：調査継続

審査結果

表決の結果，調査を終了することに決定した。

10月6日 第5回市会（定例会）本会議

京都市職員の不祥事の原因究明及び再発防止策の検討に関すること

職員の不祥事に関する調査特別委員長報告（繁隆夫委員長）

〔調査終了〕

討論：隠塚功議員（民主）

表決：起立（自民，公明，民主，無所属）

梶本市長に対する辞職勧告決議

提案説明：井坂博文議員（共産）

討論：小林正明議員（自民），せのお直樹議員（共産），今枝徳蔵議員（民主）

表決：起立（共産）

京都市職員の前代未聞の不祥事に対する決議

提案説明：日置文章議員（公明）

討論：加藤広太郎議員（共産），大道義知議員（公明）

表決：起立（公明）

市会議第24号 市民の信頼回復と服務規律に関する調査特別委員会の設置について

全会一致により簡易表決された（後掲資料3を参照）。

市民の信頼回復と服務規律に関する調査特別委員の選任

全会一致により簡易表決された。

10月6日 市民の信頼回復と服務規律に関する調査特別委員会

正副委員長の互選

委員長 北川 明 議員（自民）

副委員長 井坂博文 議員（共産）

〃 大道義知 議員（公明）

10月10日 財政総務委員会

要求資料

やまごえ温水プールにおけるセクハラ事件に関する経過について
セクハラ相談体制のフロー図

10月10日 文教委員会

報告事項

左京区役所職員の不祥事について

要求資料

交通局から左京区役所へ転任した職員の採用形態等について

10月11日 厚生委員会

一般質問

職員不祥事の遠因となった人権問題について

要求資料

生活保護業務関連研修の状況

左京区役所における当該職員への研修等の状況

事件の発生要因

10月16日 市民の信頼回復と服務規律に関する調査特別委員会

付議事件審査

京都市職員の倫理の保持と服務規律の確保に関すること

「信頼回復と再生のための抜本改革大綱」等の取組に関すること（職員の逮捕及び処分等について報告を聴取し、質疑を行った。）

要求資料

服務監察チームの主な成果について

福島美代江（朱雀保育所保育士）の休職及び病気休務の状況

北村陽一の勤務状況について

選考採用職員の採用、配属、人事交流に関する資料

特記事項

星川副市長，上原副市長に委員会への出席を求めた。

質疑時間については、あらかじめ正副委員長と各会派の代表者で協議し、会派ごとの持ち時間を設定した。

10月20日 市民の信頼回復と服務規律に関する調査特別委員会

付議事件審査

京都市職員の倫理の保持と服務規律の確保に関すること

「信頼回復と再生のための抜本改革大綱」等の取組に関すること（職員の逮捕及び処分等について報告を聴取し、質疑を行った。）

要求資料

要指導職員の判断の基準，指導上の客観的評価の仕方，日常的な指導の内容

平成18年度の局等連絡車の運行状況について（運転手ごと）

特記事項

星川副市長，上原副市長に委員会への出席を求めた。

質疑時間については、あらかじめ正副委員長と各会派の代表者で協議し、会

派ごとの持ち時間を設定した。

10月24日 文教委員会

一般質問

職員の不祥事に対する取組について

10月26日 建設消防委員会

一般質問

職員の不祥事について

西部公園管理事務所職員の勤務態度について

10月30日 財政総務委員会

報告事項

職員の処分について

京都市人事行政の運営等の状況について

一般質問

やまごえ温水プールでのセクハラ疑惑への対応について

セクシャルハラスメント相談体制の充実について

要求資料

平成11年度からのセクハラ相談件数，解決件数等の状況

11月1日 厚生委員会

実地視察

南まち美化事務所

市民美化センター

南部クリーンセンター

11月8日 厚生委員会

報告事項

保健福祉局服務監察指導チームの設置について

一般質問

ごみ収集業務の民間委託等について

ごみ収集業務従事職員の管理体制について

11月9日 建設消防委員会

一般質問

都市計画局元職員への服務管理等について

11月13日 市民の信頼回復と服務規律に関する調査特別委員会

付議事件審査

京都市職員の倫理の保持と服務規律の確保に関すること

「信頼回復と再生のための抜本改革大綱」等の取組に関すること

(職員の処分及び改革大綱の進ちょく状況等について報告を聴取し，質疑を行った。)

要求資料

佐々木達也への指導及び調査等の経過について

特記事項

星川副市長，上原副市長に委員会への出席を求めた。

11月21日 第6回市会（定例会）本会議

一般質問

田中セツ子議員（自民）

- ・ 抜本改革大綱の進捗状況と今後の取組
- ・ 不祥事の根絶に向けた職場風土の変革
- ・ 本市職員の市営住宅の家賃滞納の解消

井坂博文議員（共産）

- ・ 職員の不祥事の原因究明と抜本的対策
- ・ 覚せい剤に係る職員の不祥事の調査
- ・ 運動団体への対応の見直し
- ・ 全庁的な輸送業務の見直し
- ・ 職員の休暇・休職への対応

11月22日 第6回市会（定例会）本会議

一般質問

日置文章議員（公明）

- ・ 不祥事根絶の取組強化

山口幸秀議員（民主）

- ・ 職員の不祥事根絶に向けた決意

12月8日 財政総務委員会

付託議案審査

議第168号 京都市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

一般質問

職員の市営住宅家賃滞納等に係る指導について

公正職務執行委員会の取組状況等について

12月8日 交通水道委員会

報告事項

財団法人京都市水道サービス協会における施設の一部の不適切な使用について

要求資料

「信頼回復と再生のための抜本改革大綱」策定以降の不祥事防止の取組について
外郭団体における不祥事防止の取組について

12月11日 文教委員会

一般質問

部落解放同盟の活動停止等について

12月14日 市民の信頼回復と服務規律に関する調査特別委員会

参考人の委員会出席要求について

財団法人京都市水道サービス協会における施設の一部の不適切な使用について、
22日の委員会において調査を行うとともに、財団法人水道サービス協会弘元理事長に参考人として出席を求めることに決定した。

12月15日 第6回市会（定例会）本会議

議第168号 京都市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

既に退職した職員が在職中に懲戒免職処分に相当する不祥事を行っていたこ

とが確認された場合，判決の確定前でも退職金の一部又は全部の返還を求めることが可能となる職員退職手当支給条例の改正案が，全会一致で可決された。

報第13号 平成17年度京都市一般会計歳入歳出決算

本市職員による市民税，固定資産税，保育料，市営住宅家賃などの長期滞納問題等について，3個の意見（後掲資料4を参照）が付された。

12月22日 市民の信頼回復と服務規律に関する調査特別委員会

付議事件審査

財団法人京都市水道サービス協会における施設の一部の不適切な使用について（財団法人京都市水道サービス協会における施設の一部の不適切な使用について，参考人から報告を聴取し，質疑を行った。）

京都市職員の倫理の保持と服務規律の確保に関すること

「信頼回復と再生のための抜本改革大綱」等の取組に関すること（改革大綱の進ちょく状況等について報告を聴取し，質疑を行った。）

要求資料

文化市民局における資金前渡の不適切事例

要指導職員 22 名が具体的にどういう状況にあるのか

特記事項

星川副市長，上原副市長に委員会への出席を求めた。

財団法人水道サービス協会弘元理事長に参考人として委員会への出席を求めた。

12月27日 厚生委員会

報告事項

職員の懲戒処分について

(資料 1)

常任委員会連合審査会実施要領

- 1 目 的 京都市職員の不祥事の原因究明と対策に関して、全常任委員会による連合審査会を開会して、不祥事発生の経過等の報告聴取及び総括質疑を行うことにより、当該案件に対する調査を横断的かつ総合的に実施する。(会議規則第 65 条)
- 2 案 件 京都市職員の不祥事の原因究明と対策に関すること
- 3 日 程 8 月 21 日(月)及び 8 月 28 日(月)
- 4 実施方法 (1) 実施場所
市会本会議場

(2) 委員長職務者、副委員長職務者及び委員長職務代行順位
委員長職務者 田中セツ子交通水道委員長
副委員長職務者 西野さち子厚生委員長
柴田章喜財政総務委員長
宮本徹建設消防委員長
中村三之助文教委員長

(3) 傍聴等の取扱い
本会議場傍聴席での傍聴を認める。
また、市政記者等の写真撮影及びテレビ撮影を認める。

(4) 出席を求める理事者
市長、副市長の出席及び発言を求めるほか、関係理事者の出席を求める。

(5) 8 月 21 日の連合審査会の運営
市長から不祥事発生経過等について説明を求める。

(6) 8 月 28 日の連合審査会の運営
各常任委員会の集中調査を踏まえて、市長、副市長に対する総括質疑を行う。

ア 質疑時間
午前 10 時から審査を開始し、1 日の質疑時間 360 分を各会派等の委員数に応じて配分する。

自民	共産	公明	民主・都みらい	無所属	計
130 分 55 秒	109 分 5 秒	60 分	54 分 33 秒	5 分 27 秒	360 分

また、昼休み休憩直後の委員会再開時までに委員長職務者に申出があれば、各会派 10 分間の質疑時間の延長を認める。

イ 質疑の順序

1 巡目は、自民、共産、公明、民主・都みらいの順とし、2 巡目以降は、ドント方式により割り当てる。

各会派等には 25 日の午後 5 時までには質疑者の氏名と順序を委員長職務者に申し出ることとし、この申出のない質疑は認めない。また、順序の入替えも認めない。

なお、委員は複数回の質疑を行うことができる。

ウ 委員の質疑時間

委員の質疑時間は、答弁も含め、おおむね 20 分とする。

ただし、各会派、1 名のみ、会派の残時間の範囲内で、30 分まで質疑を行うことができる。

エ 質疑の方法

質疑をする者は、演壇で行い、質疑の順番が次の委員は、議席前方に設置している「待機席」で待機する。

市会議第 1 5 号

京都市職員の不祥事の原因究明及び再発防止策の検討のための地方自治法第 1 1 0 条の規定による特別委員会の設置について

地方自治法第 1 1 0 条及び京都市会委員会条例第 4 条の規定により，次のとおり特別委員会を設置する。

平成 1 8 年 8 月 3 1 日提出

提出者 市会議員 加藤 盛司 ほか 1 4 名
(市 会 運 営 委 員)

1 委員会の名称及び委員数

職員の不祥事に関する調査特別委員会 2 6 名

2 付議事件

京都市職員の不祥事の原因究明及び再発防止策の検討に関する事

提案理由

本市職員の不祥事の原因究明及び再発防止策の検討のために，特別委員会を設置し，調査を行う必要があるので提案する。

市会議第 2 4 号

市民の信頼回復と服務規律に関する調査特別委員会の設置について

地方自治法第 1 1 0 条及び京都市会委員会条例第 4 条の規定により，次のとおり特別委員会を設置する。

平成 1 8 年 1 0 月 6 日提出

提出者 市会議員 加藤 盛司 ほか 1 4 名

(市 会 運 営 委 員)

1 委員会の名称及び委員数

市民の信頼回復と服務規律に関する調査特別委員会 1 3 人

2 付議事件

(1) 京都市職員の倫理の保持と服務規律の確保に関する事。

(2) 「信頼回復と再生のための抜本改革大綱」等の取組に関する事。

3 審査期間

市会閉会中も審査を行い，その終了まで継続する。

提案理由

市民の信頼回復と服務規律に関して，特別委員会を設置し，審査を行う必要があるので提案する。

報第13号 平成17年度京都市一般会計歳入歳出決算に付す意見

1 本市職員による市民税,固定資産税,保育料,市営住宅家賃などの長期滞納問題は,市民から見て到底理解できるものではなく,市長,副市長以下職員一人一人の不祥事を根絶するという意識が希薄であり,身内に甘いと言わざるを得ない。

今後,滞納者対策に取り組むうえにおいて,公務員の信用失墜行為に当たる本市職員への罰則を検討するとともに,徹底した指導の強化に努めること。

2 平成17年度決算において,1億3,200万円もの保育料の滞納が明らかになった。さらに平成13年度から17年度での5年間における累積額も5億8,200万円の多額に上っている。

保育料の徴収率については17年度97.1%となっているものの,より一層徴収体制を強化し,徴収率を向上させることが必要である。

よって,保育料の徴収の在り方について,福祉事務所や滞納整理嘱託員,さらには保育園長との連携の下に検討を図り,抜本的な対策を講じること。

3 平成17年度決算において,収入未済額総額は市税徴収率の向上により,前年度より減額になっているが,諸収入のうち,保育料及び生活保護扶助費返還金などの過年度分が前年度より多額になっている。

よって,より一層の徴収の対策を強化すること。

8 「京都市「集中改革プラン」について」の策定について

1 策定の趣旨

京都市では、平成 7 年度からこれまで間断なく市政改革に取り組んでおり、平成 16 年度からは、「新京都市都市経営戦略」に基づき、「京都市第 2 次基本計画推進プラン」、「京都市市政改革実行プラン」及び「京都市財政健全化プラン」の 3 つの計画を策定し、新たな行財政改革を強力に推進している。

このような中、平成 17 年 3 月末に、総務省から、各地方自治体においてより積極的な行政改革を推進するための助言として、平成 17 年度を起点としておおむね平成 21 年度までの具体的な取組を示した「集中改革プラン」を平成 17 年度中に策定し、公表することなどを内容とする「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（以下「新地方行革指針」という。）」が示された。

「新地方行革指針」で示された内容については、平成 16 年 7 月策定の「市政改革実行プラン」及び「財政健全化プラン」（期間：いずれも平成 16～20 年度）に基づいて既に取り組を進めており、本市は、国の示す「新地方行革指針」を先取りした全国的にもトップクラスの改革を推進している。

しかしながら、本市は、依然として危機的な財政状況にあるとともに、人口減少社会の到来や、いわゆる「団塊の世代」の大量退職など、新たな環境の変化を迎えているため、「市政改革実行プラン」及び「財政健全化プラン」を補うものとして「京都市「集中改革プラン」について」を策定し、より一層の行財政改革を推進することとした。

2 概要

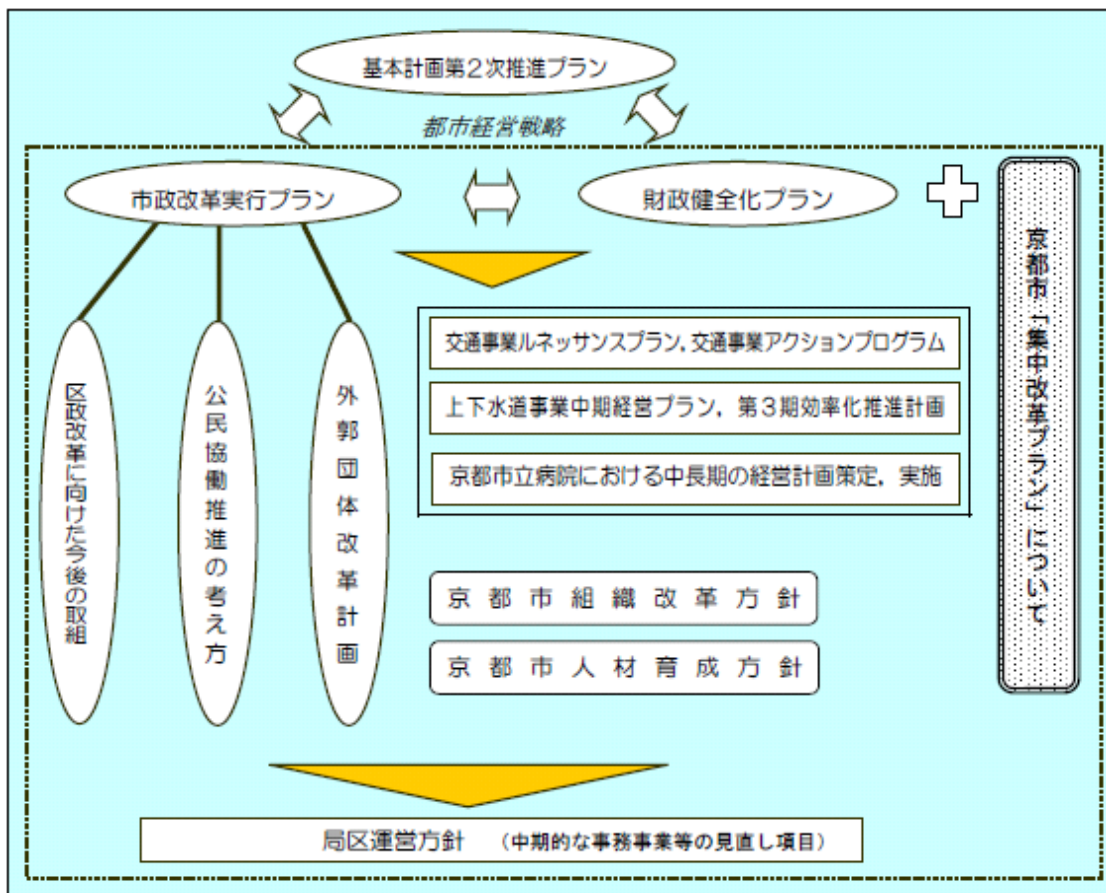
(1) 基本的な考え方

ア 「市政改革実行プラン」及び「財政健全化プラン」は改訂することなく、「集中改革プラン」の期間中、両プランの趣旨を踏まえて、引き続き取組を進める。

イ 「市政改革実行プラン」及び「財政健全化プラン」を補うものとして、「京都市「集中改革プラン」について」を策定する。

ウ 公営企業のうち、交通事業及び上下水道事業については既存の計画を「集中改革プラン」とみなし、病院事業については平成 17 年度内に別途計画を策定する（平成 18 年 3 月策定済み）。

【各計画等の関係イメージ】



: 集中改革プラン

(2) 取組期間

平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 箇年

(参考: 「市政改革実行プラン」及び「財政健全化プラン」の推進期間は, 平成 16 年度から平成 20 年度までの 5 箇年)

(3) 「新地方行革指針」で示された具体的事項の取組方

ア 事務・事業の再編・整理, 廃止・統合

毎年度策定する「局運営方針」において, おおむね平成 19 年度から 21 年度までの間に見直し等を検討する主な事務事業を掲載する。

イ 民間委託等の推進

民間委託等を検討する主な事務事業についても, 「事務・事業の再編・整理, 廃止・統合」と同様に取り組む。

ウ 定員管理の適正化

「市政改革実行プラン」及び「財政健全プラン」の趣旨を踏まえ, 引き続き取組を進めることにより, 平成 17 年度から平成 22 年度当初までの間に, 新地方行革指針の示す 4.6% (本市では 772 人程度に相当) 以上の職員の減員を見込む。

エ 手当の総点検をはじめとする給与の適正化

今後も、常に制度全般の点検、検討を行い、必要な取組を推進する。

オ 第三セクターの見直し

「外郭団体のより抜本的な見直し方策」を策定し、更なる外郭団体改革を推進する。

(ア) 平成 21 年度までの外郭団体の削減目標を「外郭団体総数（47 団体）の約 30%（13～14 団体程度）の削減」とする。（「市政改革実行プラン」：平成 20 年度までに外郭団体総数（45 団体）の 10%（5 団体）以上削減）

(イ) 平成 21 年度までの派遣職員の削減目標を「平成 15 年度の常勤派遣職員数（259 人）の 40%（104 人）以上の削減」とする。（「市政改革実行プラン」：平成 20 年度までに平成 15 年度の常勤派遣職員数（259 人）の 30%（78 人）以上削減）

(ウ) 累積欠損を有する団体（「京都市「集中改革プラン」について」策定時は 8 団体、平成 17 年度決算では 7 団体）に対して、これまで以上に経営健全化に向けた指導調整を行う。

(エ) 外郭団体の経営状況の議会への報告対象を、すべての外郭団体に拡大するとともに、併せて本市の支援状況を報告するなど情報公開をより一層充実する。

カ 経費節減等の財政効果

「市政改革実行プラン」及び「財政健全化プラン」の趣旨を踏まえた取組を進める。

キ その他

上記のほか、市民対応窓口サービス等の向上や市民参加の推進など、引き続き積極的に行財政改革の取組を推進する。

9 京都市組織改革方針及び京都市人材育成方針の 策定について

1 はじめに

本市では、平成 14 年 1 月に策定した京都市組織改革基本方針（案）及び京都市人材活性化基本方針（案）に基づき、21 世紀にふさわしい自治体運営を行うため、その器となる「組織」とそれを動かす「人材」の両面からの改革を行ってきた。

両方針（案）の取組期間が、17 年度末をもって一定の区切りを迎えることから、引き続き、組織の改革と人材の育成を進めることで、「個性ある政策自治体」、「質の高い効率的な市役所」の実現に向けた取組の更なる推進と、より高品質で満足度の高い行政サービスの提供を図るため、18 年 2 月、新たな方針を策定した。

2 京都市組織改革方針の概要

(1) 策定の趣旨

京都市組織改革基本方針（案）に掲げる具体的検討項目の取組期間（平成 13 年度～17 年度）の終了に伴い、同方針（案）をより時代の要請に合致したものに改め、「個性ある政策自治体」、「質の高い効率的な市役所」の実現に向けた取組をより一層推進するための組織改革を目指して、平成 18 年度から 22 年度までの 5 年間を取組期間とする新しい方針を策定した。

(2) これまでの取組

都市経営戦略会議の設置、予算・定数の枠配分方式の導入、部長級以下への権限の大幅委譲、プロジェクトチームの制度化などの取組を通じて、「経営感覚とスピード感のある市政運営」を実現するための基盤を構築した。

(3) 新たな組織改革の視点

ア 経営感覚とスピード感のある市政運営の実現（都市経営戦略の推進）

トップマネジメントの強化、迅速な意思決定とサービス提供を行う組織内分権の推進

イ 市民参加の拡大

地域の個性や独自性の発揮と市民参加の更なる拡大のため、地域における市民の自主的なまちづくり活動のより一層の支援

ウ 新たな行政サービス提供方法の創設

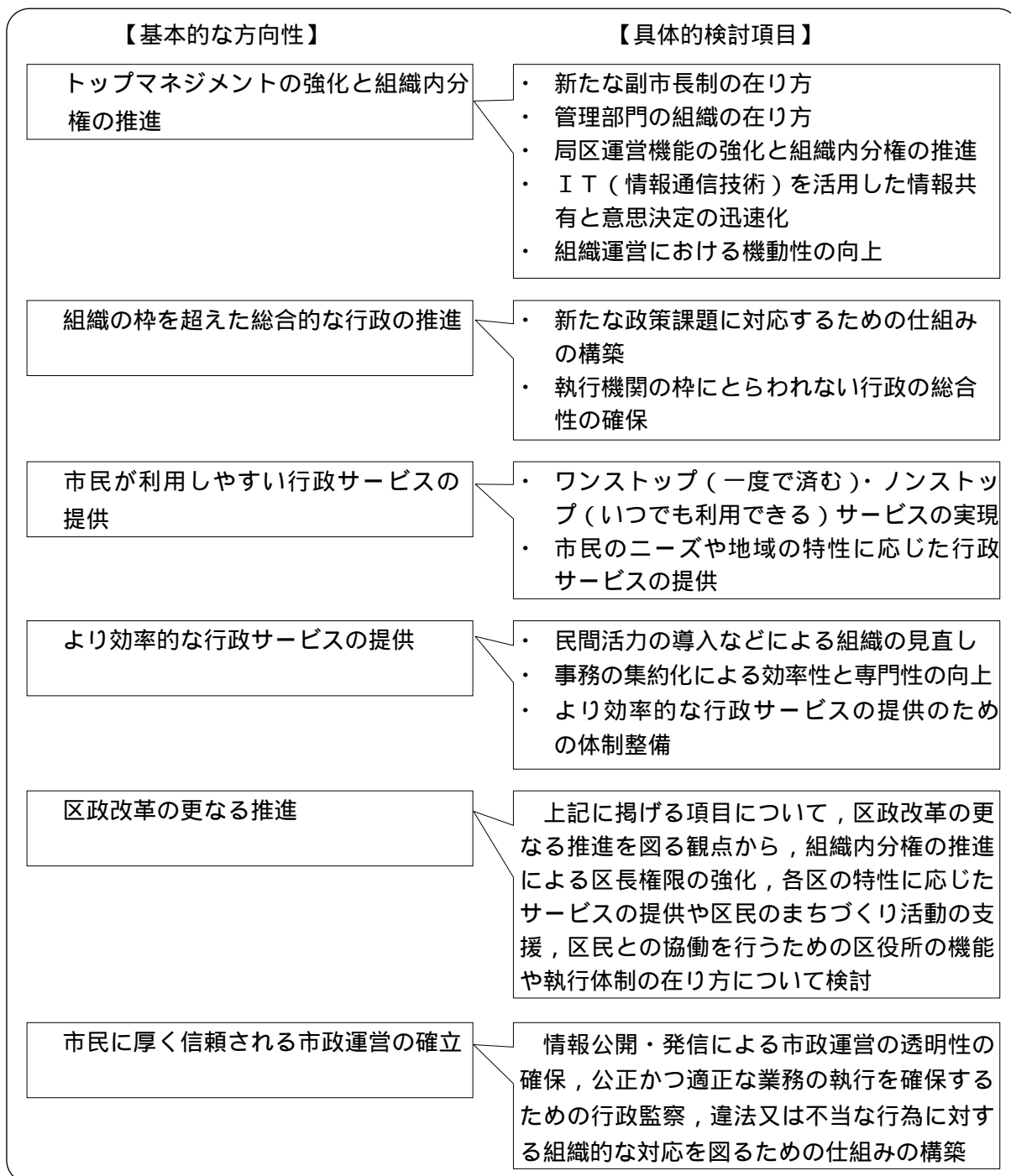
指定管理者制度、地方独立行政法人制度など新たな方法も活用し、最適な行政サービス提供方法を選択

エ 高度情報化の更なる推進

I T（情報通信技術）を活用した市民サービスの向上や行財政改革の推進

- オ 団塊の世代の職員の大量退職
知識や技術の継承と限られた人員での効率的な業務の執行
- カ コンプライアンス（法令遵守）の確保
市民に厚く信頼される公正かつ適正な市政運営の確立
- キ 国の地方自治制度改革の先取と新たな制度の活用
地方制度調査会答申を踏まえた新たな副市長制や他の執行機関との役割分担の検討

(4) 新たな組織改革の基本的な方向性と具体的検討項目



3 京都市人材育成方針の概要

(1) 策定の趣旨

京都市人材活性化基本方針（案）の取組期間（平成 13 年度～17 年度）の終了に伴い、職員の意識改革や能力開発を促進し、より高品質で満足度の高い行政サービスの提供を目指して、18 年度から 22 年度までの 5 年間を取組期間とする新しい方針を策定した。

新しい方針では、今日の京都市政を取り巻く現状や課題を踏まえ、「目指すべき職員像」と「求められる能力・姿勢」を明確にしたうえで、その実現に必要な「人材育成・活性化の重点取組項目」と、人材育成に重要な役割を担う「職員研修の基本方針」を定めている。

(2) 「目指すべき職員像」と「求められるべき能力・姿勢」



(3) 人材育成・活性化の重点取組項目について

ア 人材の計画的な確保・育成

新たな人事評価制度の整備	目標管理制度の拡大
人材育成の観点に立った計画的な人事配置の推進	係長能力認定試験受験率向上の取組
人事管理と職員研修との連動	職域の拡大
女性職員の登用拡大	知識と経験の継承
社会人経験者採用等の実施	職員採用の手法検討

イ 職員の働きがいを高める取組

職員の自主的な取組による業務改善等の更なる推進	
地道に努力し、実績を挙げた者が報われる役職管理の推進	
職務・職責や勤務実績をより考慮した給与制度の整備	
業務に必要な特定資格の取得に対する動機付けの付与	
職員表彰制度の活用	自己申告制度の実施
庁内公募制度の実施	

ウ 働きやすい職場環境の整備

メンタルヘルス対策の推進	仕事と家庭生活の両立
時間外勤務縮減の取組	

エ 不祥事根絶と適正な公務運営の確保

服務規律の徹底と懲戒処分により厳格な運用	分限処分の実施
----------------------	---------

(4) 職員研修の基本方針について

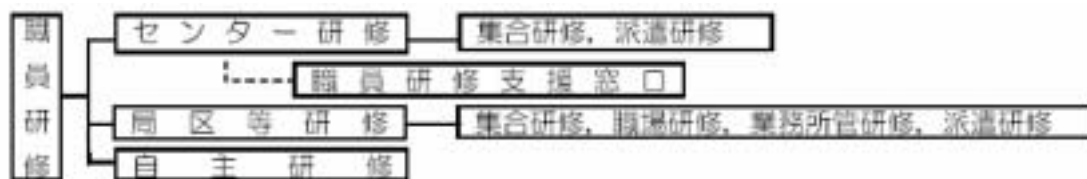
ア 重点目標

市職員の基本である公務員倫理と人権文化をはぐくむ精神の徹底
市民感覚と経営感覚の養成
政策形成能力の開発と業務遂行能力の向上
管理監督職員をリーダーとする職場研修の活性化
自主研修の支援による学習風土の醸成

イ 重点取組項目

組織の中核を担う管理監督職員の指導育成力向上研修の強化
次世代を担う若手職員を育てるフレッシュ・チャレンジ研修の実施
多彩な分野の市民との公民交流セミナーなどの自主研修機会の提供と研修環境の整備
歴史都市京都の学習など京都への愛着を深める研修メニューの充実
研修実施をサポートする職員研修支援窓口及び研修教材閲覧コーナーの開設
職場研修の活性化と局区等における研修実施責任体制の充実
民間の専門知識の活用と職員研修運営会議の設置

ウ 職員研修の体系



10 ^{みやこ}京の環境共生推進計画の策定について

1 策定の背景

本市では、平成 8 年 3 月に「新京都市環境管理計画」を策定し、公害の防止をはじめ、自然環境、歴史的・文化環境及び地球環境の保全と創造のための各種施策を推進してきた。

しかし、計画策定以降の 10 年間で、地球温暖化の進行、廃棄物問題の深刻化、ダイオキシン等有害化学物質の問題化などを受け、国において各種の法整備が進められており、本市でも、これらの環境問題への対応が必要となっている。

このため、本市では、京都市環境審議会から受けた答申の趣旨を尊重し、本市の環境保全に関する長期的目標及び環境の保全に関する個別分野の施策の大綱等を示す、環境行政の新たなマスタープラン「京（みやこ）の環境共生推進計画」を 18 年 8 月に策定した。

2 策定の経過

- 平成 17 年 8 月 ・市長が京都市環境審議会に対し、新京都市環境管理計画の改訂等について諮問 23 日
 ・京の環境共生推進計画部会を設置 23 日
 ・以後、同日に設置された地球温暖化対策計画部会との合同部会を含めて、6 回の部会を開催
- 18 年 3 月 ・「京の環境共生推進計画（仮称）素案」についてパブリック・コメントを募集 3 月 13 日～4 月 11 日
 【実施結果：意見提出者数 24 人，意見数 109 件】
- 7 月 ・京都市環境審議会が市長に対し、新京都市環境管理計画の改訂等について答申 12 日

3 策定の方針

(1) 重点プロジェクトの設定

集中的かつ短期的に解決すべき課題である以下の 3 項目を重点プロジェクトとして設定した。

- 家庭、事業所における二酸化炭素排出量の削減
- 自動車に過度に依存しないまちづくりの推進
- 発生抑制と再使用を重視したごみ減量化の推進

(2) 旧計画策定以降の国の法整備等への対応

「循環型社会形成推進基本法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」等の新たな法整備、「京都議定書」の発効等を受け、廃棄物の発生抑制や再使用の推進、地球温暖化

対策の推進等の今日的な環境課題に対応できる内容とした。

(3) 指標を用いた適切な計画の進行管理システムの構築

計画の適切な進行管理を行うため、環境指標を設定するとともに、二酸化炭素排出量、緑被率等の本市が独自に設定できる事項については、数値目標を示した。

4 計画の基本的事項

(1) 計画の目的・位置付け

「新京都市環境管理計画」(計画期間：平成 8 年度～17 年度)の次期計画として、京都市環境基本条例第 9 条の規定に基づき策定する環境基本計画として位置付けられるものである。



(2) 計画の期間

平成 18 年度から 27 年度までの 10 年間とし、必要に応じて見直しを行う。重点プロジェクトについては平成 22 年までの 5 年間とし、集中的かつ短期的な解決を図る。

(3) 計画の対象

ア 対象とする地域

本市全域とし、国、府及び近隣市町村との連携及び協調により計画を推進する。

イ 対象とする環境の分野

公害による環境汚染の防止にとどまらず、自然環境、歴史的文化環境、本市固有の都市景観の保全、地球環境の保全を含む。新たな環境問題等が生じた場合は、適切に対応する。

5 本市がめざす環境像

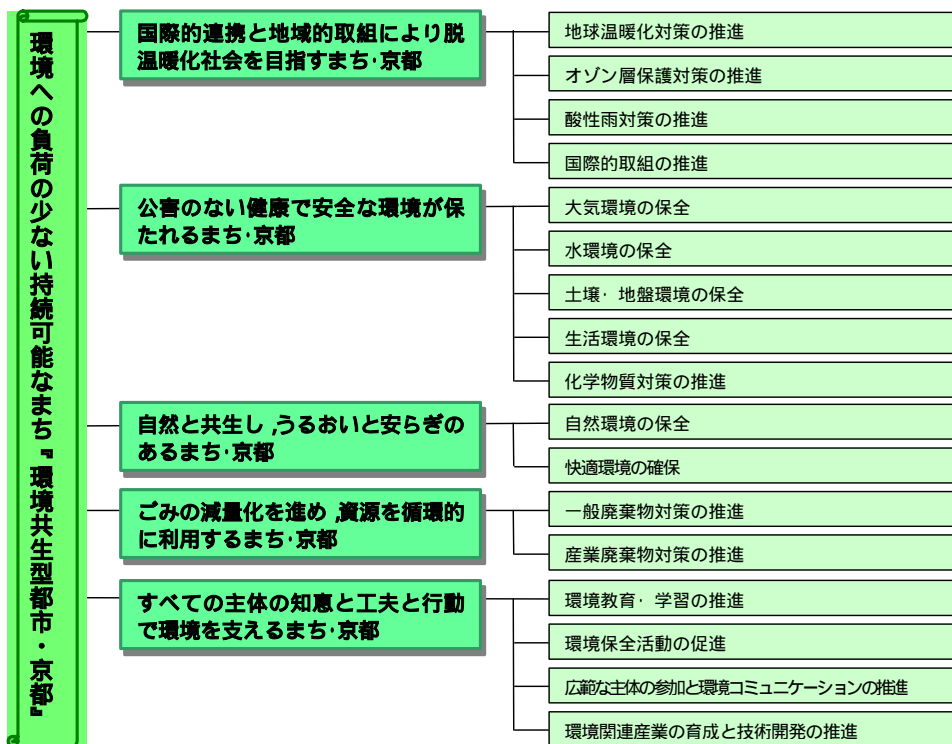
環境への負荷の少ない持続可能なまち『環境共生型都市・京都』

* 『環境共生型都市』のイメージ例

- 「京都のアイデンティティ」の尊重
- 省エネルギー行動の実践や自然エネルギーの利用
- 環境にやさしい交通手段の利用
- 暮らしに対する意識と行動の変化
- 民間活動の活性化

6 基本施策の展開

計画の施策体系



- (1) 長期的目標 1 国際的連携と地域的取組により脱温暖化社会を目指すまち・京都
- ア 目標値等 「京都市地球温暖化対策条例」に規定する平成 22 年までに本市域内における温室効果ガスの排出量を基準年である平成 2 年の 90% に削減すること
 - イ 基本施策 地球温暖化対策の推進, オゾン層保護対策の推進, 酸性雨対策の推進, 国際的取組の推進
 - ウ 環境指標 二酸化炭素排出量 (部門別含む。), 温室効果ガス排出量, 新エネルギー導入量等
- (2) 長期的目標 2 公害のない健康で安全な環境が保たれるまち・京都
- ア 目標値等 大気汚染, 水質汚濁及び騒音に係る京都市環境保全基準等
 - イ 基本施策 大気環境の保全, 水環境の保全, 土壌・地盤環境の保全, 生活環境の保全, 化学物質対策の推進
 - ウ 環境指標 大気汚染, 水質汚濁及び騒音に係る京都市環境保全基準及び公害に関する苦情件数等
- (3) 長期的目標 3 自然と共生し, うるおいと安らぎのあるまち・京都
- ア 目標値等 緑に係る京都市環境保全基準等
 - イ 基本施策 自然環境の保全, 快適環境の確保

- ウ 環境指標 森林面積，市街化区域の緑被率，景観地区（美観地区）指定面積，指定文化財等件数等
- (4) 長期的目標 4 ごみの減量化を進め，資源を循環的に利用するまち・京都
 - ア 目標値等 「京都市循環型社会推進基本計画」及び「新京都市産業廃棄物処理指導計画」に掲げている廃棄物の目標数値
 - イ 基本施策 一般廃棄物対策の推進，産業廃棄物対策の推進
 - ウ 環境指標 一般廃棄物の総排出量や再生利用率，産業廃棄物の再生利用率等
- (5) 長期的目標 5 すべての主体の知恵と工夫と行動で環境を支えるまち・京都
 - ア 目標 適切な情報発信・収集等により，市民，事業者の環境保全活動を促進し，総合的な環境教育・学習を推進すること等
 - イ 基本施策 環境教育・学習の推進，環境保全活動の促進，広範な主体の参加と環境コミュニケーションの推進，環境関連産業の育成と技術開発の推進
 - ウ 環境指標 環境関連施設利用者数，K E S 認証取得件数等

7 重点プロジェクトの推進

本計画では，本市の環境事情や市民ニーズから，優先的に取り組むべき分野を選定し，当該分野における課題を集中的かつ短期的に解決し，また，それらの施策が計画全体を牽引することを目的に，施策の方向及び当面の具体的取組を示す重点プロジェクトを設定した。本プロジェクトは，平成 22 年までを期間とし，取組の短期的かつ集中的な推進を図る。

(1) 重点プロジェクト 1 家庭，事業所における二酸化炭素排出量の削減

【プロジェクト目標】

民生・家庭部門における二酸化炭素排出量を，平成 22 年までに，平成 14 年の 204 万トンから 10%削減し，183 万トンとすること。

民生・業務部門における二酸化炭素排出量を，平成 22 年までに，平成 14 年の 196 万トンから 10%削減し，177 万トンとすること。

項 目	主な取組
省エネルギーの推進	省エネルギー型のライフスタイル・事業活動の促進，中小企業に対する KES 認証制度の推進や ISO14001 の認証取得等の支援 等
新エネルギーの導入促進	住宅用太陽光発電システム助成制度等による新エネルギーの導入促進，バイオディーゼル燃料化事業の拡充 等
廃棄物の減量等による温室効果ガス排出削減対策の推進	京都市ごみ減量推進会議等の取組強化，家庭ごみ有料指定袋制導入によるごみ減量・リサイクルの推進 等
環境教育・学習の推進	京エコロジーセンターを活用した市民への環境意識の定着と実践活動への誘導，環境家計簿の普及の推進 等

(2) 重点プロジェクト2 自動車に過度に依存しないまちづくりの推進

【プロジェクト目標】

自動車排出ガス測定局における二酸化窒素に係る市保全基準を早期に達成し、維持すること。

運輸部門における二酸化炭素排出量を、平成 22 年までに、平成 14 年の 191 万トンから 10%削減し、171 万トンとすること。

項 目	主な取組
自動車からの二酸化炭素排出削減対策の推進	パーク・アンド・ライド等交通需要管理施策（TDM 施策）の推進、低公害車・低燃費車の普及促進 等
移動発生源対策の推進	排出ガス規制の強化、グリーン配送の取組等
環境教育・学習の推進	アイドリング・ストップ運動、エコドライブの推進、ノーカーダーの推進等

(3) 重点プロジェクト3 発生抑制・再使用を重視したごみ減量化の推進

【プロジェクト目標】

平成 22 年度におけるごみの総排出量を、平成 13 年度の 858,257 トンから 5.5%削減し、810,700 トンとすること。

平成 22 年度におけるごみの再生利用量を、平成 13 年度の 95,010 トンから増加させ 212,700 トンとし、ごみの再生利用率を 25%とすること。

項 目	主な取組
発生抑制・再使用を重視したごみ減量化の促進	家庭ごみ収集の有料指定袋制導入によるごみ減量の促進、環境家計簿の活用促進等
分別・リサイクルの拡大	プラスチック製容器包装の分別収集、蛍光管の拠点回収、コミュニティ回収制度の拡充等
環境教育・学習の推進	市民向けごみ減量実践講座等の環境学習の充実、子ども向けの環境教育の充実等

8 環境配慮指針

環境配慮指針とは、「環境への負荷の少ない持続可能なまち『環境共生型都市・京都』」の実現に向け、市民、事業者及び市が環境へ配慮すべき基本的な考え方を示す指針として設定したものである。

(1) 各主体の環境配慮指針

市民、事業者及び市が配慮すべき事項をまとめた指針であり、本計画の 5 つの長期的目標ごとに、各基本施策で掲げた目標を達成するための環境配慮事項を例示し、市民の日常生活や事業者及び市の事業活動において各主体が環境に配慮するうえでの基本的な考え方を示した。

(2) 事業計画別の環境配慮指針

事業者及び行政が開発や施設等の整備を実施するに当たって配慮すべき事項をまとめた指針であり、事業者が、事業計画の構想ないし立案の段階において、環境保全の観点から配慮すべき具体的な事例を示した。

9 計画の推進

(1) 計画推進の基本的考え方

計画の実効性を確保し、計画の着実な推進を図るためには、計画の目標実現に向けた施策、事業及び取組の状況等を定期的に把握し、評価し、適切な見直しを継続していくことが重要である。

このため、本計画の進行管理は、環境マネジメントの考え方に基づき、PDCA サイクルの一連の手續に沿って実施する。

(2) 計画の推進体制

京都市環境保全推進会議の下で、全庁的な合意形成を図り、環境保全に関する施策等の総合的かつ計画的な推進を図る。

また、計画の進捗状況についての点検及び評価結果は、京都市環境審議会に報告し、意見及び提言を受けるとともに、年次報告書「京都市の環境」や環境局のホームページ等により適宜公表し、市民、事業者等からの意見を踏まえ、今後の施策展開等を図る。

(3) 計画の進行管理

基本施策ごとに設定される環境指標に基づき、ISO14001 や事務事業評価を活用し、本計画に係る個別具体的な事業、対策、措置等の実施状況を把握する。

また、計画全体の進行状況の評価については、客観的な評価に配慮し、評価手順や評価の基準等を明確にするなど、市民・事業者等に対して分かりやすく説明できる評価の実施に努める。

これらの点検及び評価結果を踏まえ、関係部局における事業等の改善や見直し、新規の事業等の検討などを行う。

なお、計画策定後も、より適切な環境指標の開発等に継続的に努めるものとし、新規項目の設定、数値の修正等、適宜見直しを行っていく。

(4) 計画推進のための施策

ア 市における率先的取組の実行

「京都市役所 CO2 削減アクションプラン」、ISO14001、KES 等の環境マネジメントシステム、環境会計の取組等に基づき、日常の事務事業活動等における省エネルギー、省資源等の環境負荷を低減するための行動に自ら率先して取り組む。

イ 環境影響評価の実施

「京都市環境影響評価等に関する条例」や「京都市計画段階環境影響評価（戦略的環境アセスメント）要綱」に基づき、事業実施段階よりも更に早い計画段階での

環境影響評価の適正な運用を推進する。また、「京都市環境影響評価等に関する条例」の対象とならない事業計画の立案等の際には、本計画で定めた配慮指針に基づき、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減するなど、環境保全の配慮に努める。

ウ 調査研究の推進

大気汚染、水質汚濁等に関する監視測定体制の充実強化を図るとともに、有害化学物質による環境汚染の実態や健康影響等に関する調査、汚染物質の除去技術等及び生物多様性に係る資料等のとりまとめ手法などに関する調査研究を推進する。

11 家庭ごみ収集における有料指定袋制の導入について

1 導入の目的

平成 18 年 10 月から導入された有料指定袋制の目的は、ごみへの関心を高め、ごみ減量及びリサイクルを一層促進することにある。

特に、脱温暖化社会、循環型社会の実現のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に象徴される社会経済活動を見直して変えることが必要であり、有料指定袋制は、そのきっかけとなるものである。

なお、環境省の調査によれば、家庭ごみ有料指定袋制は既に全国の約 4 割（平成 18 年 1 月時点）の市町村で実施されており、ごみ減量効果も実証されている。



ごみの運搬や焼却は、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出につながり、新製品の生産は、多量のエネルギーを消費することから、ごみの減量とモノの再使用は、地球温暖化防止に資する。

2 導入までの経緯

- 平成 16 年 5 月 ・市長が京都市廃棄物減量等推進審議会（会長・高月紘）に対し、「今後のごみ減量施策のあり方」に関する検討事項の 1 つとして、指定袋制導入の具体的あり方について諮問 25 日
- ・同審議会に指定袋制導入検討部会を設置
 - ・以後、同審議会において、部会委員の市民公募、市民アンケート、青空タウンミーティング、市民意見の募集等を実施
- 平成 17 年 8 月 ・同審議会が市長に対し、導入すべき指定袋は有料指定袋が望ましいと答申 4 日
- 9 月 ・答申を尊重した「家庭ごみ収集における有料指定袋制の導入に向けた基本方針」を公表 16 日
- 10 月 ・基本方針に対するパブリックコメントを募集 10 月 3 日～11 月 2 日
【実施結果：763 通，2,103 件】
- ・基本方針に対する意見交換会を各学区で開催 10 月 4 日～12 月 19 日
【開催実績：212 回，延べ 7,279 人】
【提出された意見書数：4,648 通，7,100 件】
- 平成 18 年 1 月 ・「家庭ごみ収集における「有料指定袋制」導入に向けた基本方針に対する市民意見について」（市民意見の内容を整理分類したお知らせ）を公表 23 日
- ・「家庭ごみ収集における有料指定袋制導入の最終方針について」を公表

- 30日 *後掲(3)
- 平成 18 年 3 月 ・京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正(制度導入の根拠となる条例改正)を自民, 公明, 民主, 無所属の賛成多数で可決 17日 *付帯決議につき後掲(4)
- 4月 ・制度実施に向けた市民説明会を開始
【9月末までに2,300回以上実施】
- 9月 ・「事前無料配布指定ごみ袋セット」の全戸配布を開始, 併せて「^{みやこ}京のごみ減量事典」(総合環境情報誌 *後掲(5(1)))及び「京都市のごみの出し方ルール」(ポスター)を配布
・制度実施に向けた全庁体制での市民啓発
ごみ集積場周辺での啓発 9月11日~9月29日
各区での街頭啓発 9月30日, 10月1日
各区主要ごみ集積場での排出指導 10月2日~10月6日
【動員数: 各局・区の職員 約850人, 延べ約5,500人】
- 10月 ・制度実施 2日
【10月の適正排出率 家庭ごみ: 99.2% 資源ごみ: 94.2%】

3 家庭ごみ収集における有料指定袋制の導入の最終方針

(1) 有料指定袋の容量及び価格

価格設定については, 京都市廃棄物減量等推進審議会の答申及び市民意見等を踏まえ, 家庭ごみ用ごみ袋について1リットル1円を基本として, 45リットル袋を45円とし, 資源ごみ用ごみ袋は半額とする。

また, 少人数家庭の排出状況を踏まえ, 定期収集ごみ袋に5リットル, 資源ごみ袋に20リットルタイプを設定する。

種類	透明度	容量	価格	基本方針
家庭ごみ	半透明	45 ^{リットル}	45円/袋	50円/袋
		30 ^{リットル}	30円/袋	30円/袋
		10 ^{リットル}	10円/袋	10円/袋
		5 ^{リットル}	5円/袋	-
資源ごみ (缶・びん・ペットボトル)	透明	45 ^{リットル}	22円/袋	25円/袋
		30 ^{リットル}	15円/袋	15円/袋
		20 ^{リットル}	10円/袋	-

資源ごみである小型金属類については, 透明な袋であれば指定しない。

(2) 実施時期

平成 18 年 10 月 1 日

(3) 有料指定袋制の実施に伴う新たな環境施策

制度実施による手数料収入の使途については、脱温暖化社会、循環型社会の構築に向け、ごみ減量の取組を一層推進することを基本として、環境意識の向上やまちの美化の推進につながるよう、市民意見を踏まえて検討する。 * 後掲(5)

(4) 市民意見に対する本市の考え方

ア 指定袋の価格・容量について

基本方針に対する市民意見を尊重した設定を行う。 * 前掲(3(1))

イ 分別・リサイクルについて

関連情報を網羅した「^{みやこ}京のごみ減量事典」(* 後掲 5(1))を全戸に配布するとともに、マイバッグ持参キャンペーンの展開等のごみの発生抑制への啓発、リターナブルびんの回収拠点の拡大、蛍光管の拠点回収の創設、コミュニティ回収等の市民の取組に対する支援の充実、平成 19 年 10 月からのプラスチック製容器包装分別収集の全世帯拡大等を図っていく。

ウ 事業者責任について

その明確化と徹底については多くの課題があるが、ごみ処理経費の費用負担等の課題については、今後も国や関係機関に対し粘り強く要望を続けるとともに、ばら売り、量り売りやトレイ回収ボックス設置の促進等について、事業者と連携した取組も検討していく。また、国の「容器包装リサイクル法」改正の動向を注視し、今後必要な対応を行っていく。

エ 市民の意識改革やごみ減量に向けた更なる普及啓発について

あらゆる機会・メディアを通して制度の説明を行い、市民の理解と協力を求めていくことが重要であると考え、日常のごみ問題や地域の美化活動に関しても、市民と連携しながら取り組んでいく。

オ 市民サービスの向上について

親切丁寧なごみ収集作業の充実など、効率的で市民に満足してもらえるサービスの提供に向けて、取組を徹底していく。

カ 不法投棄への的確な対応について

各まち美化事務所における体制の強化や市民との連携による体制構築など、有料化による不法投棄の増加に対する市民の不安を取り除く努力をしていく。

キ 不適正排出への的確な対応について

実施前の十分な周知、制度実施時のマナーの徹底と共に、不適正排出されたごみについては、警告シールを貼付の上、一定期間経過後、各まち美化事務所が回収するとともに、排出状況を反映した指導を徹底していく。

ク 環境美化ボランティア活動への配慮について

地域での一斉清掃等を停滞させないように、市民の美化活動を支援するための専用の袋を用意する。

ケ 生活困窮者や紙おむつを使用されている方への配慮について

ごみ減量の趣旨と福祉的側面とを考慮しつつ、他都市の状況等も参考に研究していく。 * 後掲(5(8))

4 議第 27 号 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例に対する付帯決議（3月17日議決）

<p>家庭ごみ収集における有料指定袋制は、京都議定書誕生の地である京都市として「脱温暖化社会」、「循環型社会」の形成に向けて有効な手段である。しかしながら、この制度は市民に新たな負担を求め、日常生活に密接にかかわるものであり、制度を着実に定着させ、ごみ減量の効果を上げるためには、市民の理解と支援が何よりも必要である。</p> <p>そのため、有料指定袋の導入に当たって、これまで 200 回を超える意見交換会で寄せられた市民の懸念を確実に払しょくするとともに、環境行政が向上したと市民が実感できる取組を並行して実施することが強く求められる。</p> <p>そこで、次の点についての取組を求めるものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 実施に向けては、有料化の趣旨や制度の内容などについて、町内会などを通じて懇切丁寧な説明をし、市民の理解と支援を得るための説明責任を果たすこと。 2 有料化による収入の用途を透明化し、環境行政の着実な向上に役立てること。 3 10月の円滑実施に向けて、市民へのお試し袋を効果的に配布すること。 4 指定袋以外での不適正な排出や不法投棄の発生については、区役所等の協力も得て全庁体制で未然に防止する取組を行うこと。 5 環境行政の最前線であるまち美化事務所職員の服務規律を徹底するとともに、職員の市民サービスの向上に努めること。 6 紙おむつを使用する高齢者、障害者等に対する家庭ごみ有料化に伴う福祉対策を検討、確立すること。 7 事業系ごみ、マンションの業者引取りごみについて分別収集を徹底すること。 8 プラスチック分別収集については、対象地域にその事業の趣旨を十分に説明する等、平成 19 年 10 月の完全実施に向けて万全の準備で取り組むこと。 9 過剰包装等、事業者に対して、強力に指導を行うこと。 10 ごみ減量についてのいわゆる上流対策を進めること。特に、ビール瓶など、リターナブル瓶の再利用の取組を強力に進めること。 11 清掃活動等のボランティア活動への支援を一層強化すること。 12 ごみにかかわる市民からの相談及び苦情処理も含めた体制を確立し、万全を期すこと。 13 今後とも市民との対話を行う体制を確立すること。 <p>（賛成会派）自民、公明、民主、無所属</p>
--

5 有料指定袋財源活用事業の実施状況

(1) 「^{みやこ}京のごみ減量事典」の作成・配布

内 容	ごみの出し方、減らし方等の日常的な項目から、ごみの減量・リサイクルを支援するお店情報、ごみの基本知識等を盛り込んだ総合環境情報誌
作成・配布状況	<p>有料指定袋制の実施に合わせて、平成 18 年 9 月から、「事前無料配布指定ごみ袋セット」、「京都市のごみの出し方ルール」（A3 サイズポスター）と共に市内全世帯に配布</p> <p>市内在住の外国人用に英語、中国語、ハングル版を作成し、各区役所・支所、国際交流会館等で常時配布</p>

作成・配布状況	視覚障害者用に点字・音声テープ版を作成し、個別配布するとともに、各区役所・支所の福祉事務所，図書館等でも閲覧可能
---------	--

(2) コミュニティ回収登録団体への支援制度の拡充（平成 18 年 6 月）

地域での資源集団回収活動を側面から支援するために、定額制の補助金を支給する。

品目	補助金額（年 / 団体）
古紙類	1 万円
古紙類以外の品目も回収する場合	5 千円を追加
古紙類を回収しない場合でも 2 品目以上回収する場合	1 万円
古紙類を回収しない場合でも 3 品目以上回収する場合	1 万 5 千円

古紙類以外の対象品目：アルミ缶，スチール缶，びん（ワンウェイびん），古着，古布，廃食用油

(3) 電動式生ごみ処理機・生ごみコンポスト購入助成制度の創設（8 月）

種 類	申込期間	募集台数	助成額
電動式生ごみ処理機	第 1 期 平成 18 年 8 月 1 日～9 月 30 日	約 8,000	購入額の 2 分の 1 （上限 3 万 5 千円）
生ごみコンポスト	第 2 期 平成 18 年 11 月 1 日～12 月 31 日	500	購入額の 2 分の 1 （上限 4 千円）

(4) 蛍光管の拠点回収制度の創設（10 月）

対象品目	家庭から排出される環型，直管型，電球型の蛍光管 対象外…白熱灯，事業所で使用された蛍光管，割れた蛍光管
回収拠点	蛍光管回収協力店（電器店）… 市内 186 箇所（12 月末現在） 事業者回収拠点 … 上京，左京，山科，南，下京の各まち美化事務所

(5) 防鳥用ネット無料貸与制度の創設（8 月）

ネットの種類	大（3m×4m），小（2m×3m）
貸与条件	複数世帯（概ね 5 世帯以上）が利用するごみ収集場所であること ごみ収集場所ごとに使用責任者を選出すること 等

(6) まちの美化実践活動助成制度の充実（6 月）

概 要	一斉清掃，町内清掃，地域ぐるみの門掃き活動等の公共的な場所での自主的な清掃活動を支援する。
-----	---

給付物品	ボランティア袋 ・普通ごみ用(30 ㇿ, 10 ㇿ) ・資源ごみ用(30 ㇿ), ・公園・緑地ごみ用(45 ㇿ) ・落ち葉等清掃用(45 ㇿ) 軍手
貸与物品	火ばさみ, ほうき, ちりとり

(7) 不適正排出, 不法投棄対策

取 組	内 容
各まち美化事務所に ごみ啓発班の創設	不適正排出ごみのパトロール, 調査, 指導 市民啓発(有料指定袋制の普及, ごみの排出指導等) 防鳥用ネット等の定点管理支援, 住民相談等
不法投棄ごみ対策の 強化	不法投棄への監視強化のため夜間パトロールを実施 まち美化住民協定締結団体の拡大を図り, 地域コミュニティ と連携した不法投棄の監視, 予防体制の構築 郵便局や運送業者からの不法投棄の情報提供や啓発につい ての協力体制の整備

(8) 有料指定袋制実施に伴う福祉対策

対象者	配布枚数	配布方法
家族介護用品給付事業の対象者(高齢者)	年間 60 枚(30 ㇿ) 平成 18 年度は 30 枚	年 1 回 対象者への配布
重度障害者日常用具給付事業の紙おむつ 利用者		
平成 18 年 4 月 1 日以降に出生した新生児を 養育する保護者	1 回限り 40 枚(30 ㇿ)	児童館での引換

6 家庭系ごみ量の状況

(単位: t)

	18 年 10 月ごみ量	18 年 11 月ごみ量	17 年度ごみ量
	前年同期比	前年同期比	対 16 年度比
家庭ごみ	19,248	19,086	278,665
	21.4%	14.8%	1.7%
資源ごみ	953	1,235	17,981
	29.9%	15.6%	+ 1.1%
合 計	20,201	20,321	296,646
	21.8%	14.9%	1.5%

12 京都文化芸術都市創生条例の制定について

1 はじめに

1200 年を超える悠久の歴史の中で、京都の先人たちは、文化の多様な要素を重層的に蓄積するとともに、常に外からの刺激を受容し、新しいものを生み出すための創意・工夫を重ね、優れた文化芸術をはぐくんできた。この京都が将来にわたって、日本はもとより世界の人々を魅了する個性に満ちあふれた都市であり続けるには、優れた文化芸術の保存と継承によって、創造的な活動が不断に行われるとともに、文化芸術が市民の暮らしに息づくことで、市民に大きな喜びをもたらし、京都のまち全体を活気に満ちたものとする必要がある。

については、本市は、市民の皆様と共に京都が文化的、芸術的に世界の中でも格別の位置を占める都市であることを改めて認識したうえで、文化芸術都市の創生に取り組むこととし、条例を制定した。

2 条例制定の経過

「文化首都・京都」を発展させるために、条例を制定することとし、条例に盛り込む基本的事項について検討するため、平成 16 年 10 月に市民、学識経験者や芸術家、企業の代表等で構成する「京都市文化芸術振興条例（仮称）策定協議会」を設置した。

この協議会で検討を重ね、「京都に必要なのは、単なる文化芸術の振興ではなく、文化芸術を中核とする都市づくりである」との認識の下に、市民意見を踏まえた提言「京都市文化芸術振興条例（仮称）に盛り込むべき事項について」がとりまとめられた。

この提言を基に、条例を制定した。

3 条例の概要

(1) 目的（第 1 条）

文化芸術都市の創生に関し、基本理念、本市及び市民の責務並びに施策の基本的事項を定めることにより、文化芸術都市の創生を総合的かつ計画的に推進する。

(2) 定義（第 2 条）

「文化芸術都市の創生」とは、市民の暮らしに根を下ろした文化芸術を一層魅力のあるものとする事により、常に新たな魅力に満ちあふれた都市を創生することをいう。

(3) 基本理念（第 3 条）

- ア 文化芸術が市民に一層身近なものとなり、尊重されるようにすること。
- イ 伝統的な文化芸術の保存・継承、新たに文化芸術を創造する活動への支援及び当

- 該活動を担う人材育成をすること。
- ウ 文化芸術に関する交流を積極的に促進すること。
- エ 文化財の保護・活用，景観の保全・再生，その他文化芸術を振興するための環境の整備に努めること。
- オ 文化芸術活動と学術研究又は産業に関する活動との連携を促進すること。
- (4) 本市の責務（第 4 条）
市民と連携して，文化芸術都市を創生するための施策を総合的に策定し，実施するよう努める。
- (5) 市民の責務（第 5 条）
京都の文化芸術が日々の暮らしの中で豊かにはぐくまれてきたことを深く認識し，これを将来の世代に継承するよう努める。
- (6) 財政上の措置（第 6 条）
文化芸術都市の創生に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講じるよう努める。
- (7) 文化芸術都市創生計画（第 7 条）
ア 市長は，文化芸術都市の創生に関する目標，取組，その他必要な事項を定めた「文化芸術都市創生計画」を定めなければならない。
イ 文化芸術都市創生計画を定めるに当たっては，審議会の意見を聴くとともに，市民の意見を適切に反映するための措置を講じる。
ウ 文化芸術都市創生計画を定めたときは，速やかに公表する。
- (8) 文化芸術都市の創生のための施策（第 8 条～第 21 条）
ア 暮らしの文化に対する市民の関心と理解を深めるための施策
イ 市民が文化芸術に親しむことができるようにするための施策
ウ 子どもの感性を磨き，表現力を高めるための施策
エ 伝統的な文化芸術の保存及び承継等のための施策
オ 新たな文化芸術の創造に資するための施策
カ 文化芸術に関する活動及び地域のまちづくりに関する活動の活性化に資するための施策
キ 国内外の地域との交流を促進するための施策
ク 国内外の人々の関心と理解を深めるための施策
ケ 文化財を保護し，及び活用するための施策
コ 景観を保全し，及び再生するための施策
サ 施設の充実を図るための施策
シ 文化芸術及び学術研究が相互に影響を与え，創造的な活動を新たに生み出すための施策

ス 文化芸術及び産業が相互に影響を与え、創造的な活動を新たに生み出すための施策

セ 市民の自主的な活動を支援するための施策

(9) 審議会（第 22 条～第 24 条）

京都文化芸術都市創生審議会を設置すること並びにその組織及び任期を規定

4 施行期日

平成 18 年 4 月 1 日

13 新京都市観光振興推進計画の策定について

～ゆとり うるおい 新おこしやすプラン 21～

1 はじめに

本市では、市民自らが京都に誇りを持ち、快適に暮らすことのできるまちを目指して、平成 12 年に 約 4,000 万人であった入洛観光客数を平成 22 年までに 5,000 万人へ増やす「観光客 5000 万人構想」を宣言し、平成 13 年に策定した「京都市観光振興推進計画～おこしやすプラン 21～」に基づき、「京都・花灯路」の開催や「界わい観光」の振興など、多彩な観光政策に取り組んできた。その結果、平成 16 年の入洛観光客数が 4,500 万人を突破し、その経済波及効果は 1 兆円を超えるなど、大きな成果を挙げている。

本構想の総仕上げを図るべく、平成 22 年までの 5 年間を取組期間とする「新京都市観光振興推進計画～ゆとり うるおい 新おこしやすプラン 21～」を策定した。

2 計画期間

平成 18 年 1 月から平成 22 年 12 月までの 5 年間

3 計画の背景と位置付け

本市では、昭和 53 年の「世界文化自由都市宣言」において、「広く世界と文化的に交わることによって、優れた文化を創造し続ける永久に新しい文化都市でなければならない。」と目指すべき都市の理想像を掲げた。

そして、同宣言を基に、平成 11 年（1999 年）に、21 世紀の京都のまちづくりの方針を示した「京都市基本構想」を策定し、平成 13 年（2001 年）には、基本構想具体化のための主要な政策を示した「京都市基本計画」を策定した。

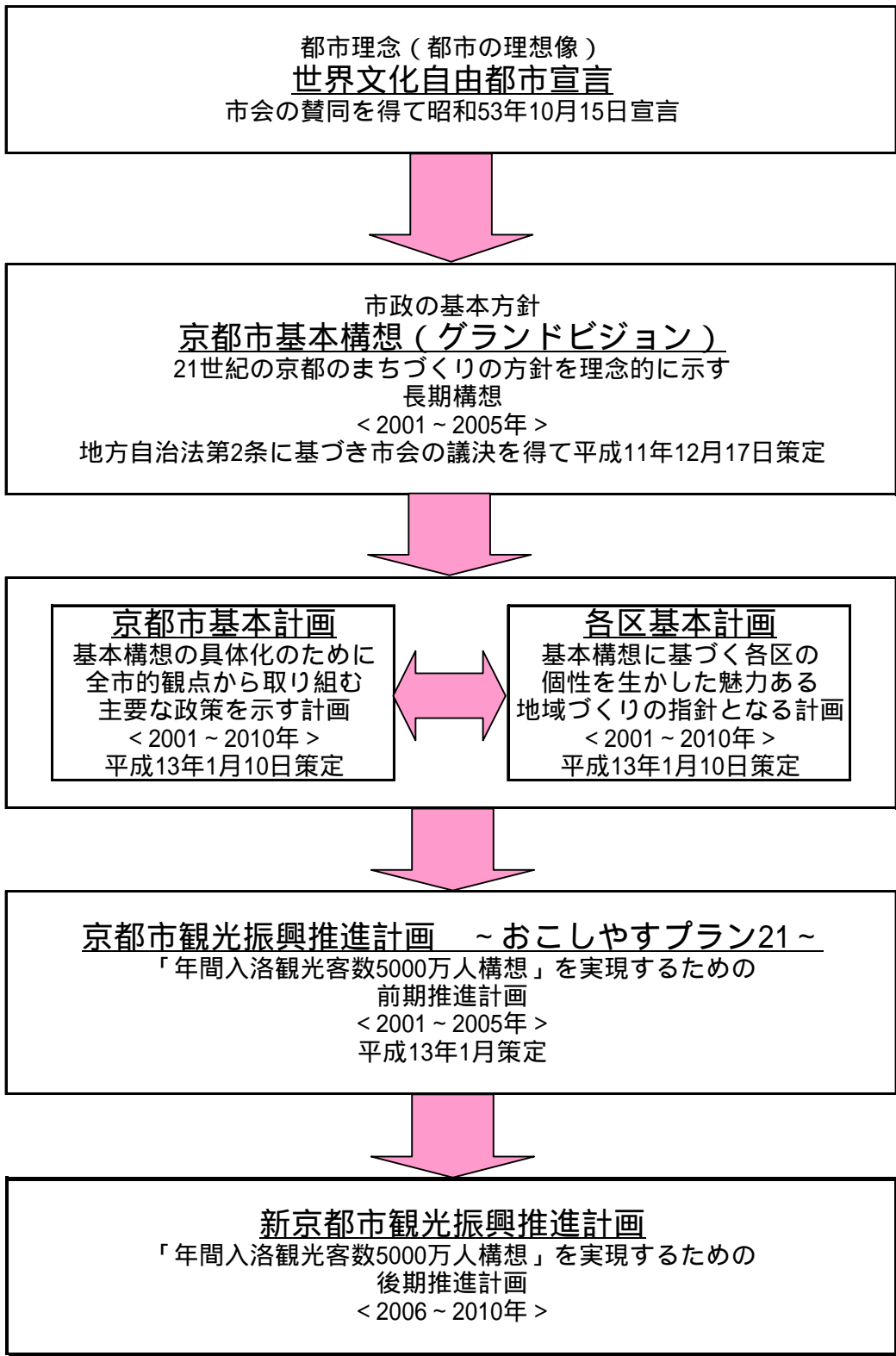
同計画において、平成 22 年を目標年次とする「観光客 5000 万人構想」を掲げると同時に、戦略的かつ具体的に行動するための計画として、「京都市観光振興推進計画～おこしやすプラン 21～」を策定した。

平成 15 年には、「京都創生懇談会」から「国家戦略としての京都創生の提言」が発表された。同提言では、「景観の保全・再生」「伝統文化の継承・発信」「観光の振興」という 3 つの柱を中心に、国家戦略として京都創生を位置付けることを提唱している。

これを受け、本市では「歴史都市・京都創生策（案）」を発表し、観光振興に関しては、「ビジットジャパン基本方針策定と外国人観光促進重点地域の指定」及び「外国語表記の拡充等による受入れ環境の整備」などについての提案を行っている。

こうした取組が行われる中、平成 22 年までに「5000 万人観光都市・京都」を実現するための後期 5 箇年計画として、平成 18 年 1 月からの 5 年間の戦略的な行動計画として「新京都市観光振興推進計画」を策定することとなった。

【京都市総合計画等の体系イメージ】



4 特徴

(1) オール京都の計画

本市はもとより、京都府、京都商工会議所等の施策・事業についても記載し、これまでにない「オール京都の計画」とした。具体的施策においても事業主体を明記し、相互の連携を取りながら目標達成を図る。

(2) 京都からのメッセージ

今日の旅の現状に対する「京都からの旅の提案」と併せ、目標を分かりやすく示し、その実現に向けた決意を広く国内外に伝える「観光振興 5 つの宣言」を掲げた。

(3) 数値目標、優先順位を付け、成果を明確化

成果を明確化するため、分野ごとに達成すべき数値目標、年次目標を可能な限り設定した。また、実効性を高めるため、重点的かつ優先的に取り組むべき 21 施策を戦略的施策と位置付け、着実に推進すべき施策について推進施策として 100 施策を掲げた。

(4) 環境を基軸とした観光振興

地球温暖化防止に関する「京都議定書」採択の地として、環境共存型都市・京都を推進する観点から計画を策定した。

5 計画の概要

(1) 「京都からの旅の提案」(抄)

京都は、それぞれの地域一つ一つが、他の観光都市 1 市に匹敵するほどの優れた観光の魅力を有している。観光客の方々に、市内それぞれの地域・界隈を時間をかけてじっくりと、ゆっくりと巡る「ゆとりの旅」を、京都から提案する。

(2) 観光振興 5 つの宣言

5000 万人観光都市の確かな実現を目指します。

脱クルマ観光を推進します。

観光客と市民の双方にとって、快適で満足度の高いまちづくりを目指します。

観光立国・日本の拠点都市として、外国人観光客誘致を牽引します。

オール京都の観光振興体制づくりを行います。

(3) 21 の戦略的施策

「京都からの旅の提案」及び「観光振興 5 つの宣言」を基に、4 つの分野を設定した。全 121 施策のうち、特に重点的に取り組む「京都おこしやす大学(仮称)」の開設をはじめとする 21 施策を戦略的施策と位置付けている。

4 つの分野と 21 の施策

- ア 入洛観光客数 5000 万人の実現に向けて
 - 「京都おこしやす大学（仮称）」の開設
 - 京都・花灯路の定着と新風物詩の創出
 - 「冬の旅」等の強化・充実
 - 修学旅行生の維持拡大
 - 産業観光の振興
- イ 受入環境整備に向けて
 - 総合観光案内所の整備
 - まちなか観光案内所（仮称）の設置と観光案内図板等のネットワーク化の推進
 - 観光地における交通対策の更なる推進
 - 魅力ある京都の景観形成の推進
 - 観光関連施設のバリアフリー化の推進
- ウ 外客誘致に向けて
 - 海外情報拠点の設置
 - 「国際観光客おこしやすプロジェクト（仮称）」の実施
 - 観光情報多言語化の推進
 - 携帯電話端末等，IT 技術を使った多言語観光情報の提供
 - 国際コンベンションの誘致強化
- エ 持続可能な観光振興に向けて
 - オール京都の体制づくりの推進
 - 京都・観光文化検定試験合格者の観光ボランティアへの起用など，市民ガイドの活性化
 - 京都観光情報の継続的・効果的な発信
 - 人材育成のための観光大学及び学部の設置促進
 - 品格ある風土づくりの推進
 - 持続可能な財政基盤づくりの推進

(4) 100 の推進施策**4 つの分野別の推進施策数**

- ・入洛観光客数 5000 万人の実現に向けて（44 施策）
- ・受入環境の整備に向けて（28 施策）
- ・外国人観光客の誘致に向けて（18 施策）
- ・持続可能な観光振興に向けて（10 施策）

6 策定の経過

- 平成 17 年 6 月 27 日 第 1 回新京都市観光振興推進計画策定委員会
7 月～8 月 作業部会（3 部会：計 9 回）
9 月 20 日 第 2 回新京都市観光振興推進計画策定委員会
11 月 1 日 第 3 回新京都市観光振興推進計画策定委員会
11 月 7 日 パブリックコメント募集（意見数：38 通，85 件）
～ 28 日
12 月 14 日 第 4 回新京都市観光振興推進計画策定委員会（最終案審議）
18 年 1 月 18 日 新計画策定

14 京都市産業科学技術振興計画の策定について

1 はじめに

本市では、京都市基本構想（平成 11 年 12 月策定）を具体化するための施策を示す「京都市基本計画」（13 年 1 月策定）に基づき、産業連関都市の構築を目指し 21 世紀の「ものづくり都市・京都」の活性化を図るため、「京都市スーパーテクノシティ構想」を 14 年 3 月に策定し、創業・新事業創出の取組に加え、立地環境の整備や新規成長産業分野への支援など、産学公連携の下、各種施策に取り組んできた。

こうした中、21 世紀のものづくりの方向性と国内外の状況の変化を踏まえ、「ものづくり都市・京都」の更なる活性化を図るため、京都市スーパーテクノシティ構想を一層推進するための行動計画として「京都市産業科学技術振興計画」を策定した（18 年 10 月）。

この計画は、国の第 3 期科学技術基本計画との整合性を図りながら、産業科学技術振興という視点から「京都市産業科学技術振興計画策定委員会」の委員やスーパーアドバイザーの方々をはじめ、市民、企業等の貴重な意見や提言を基に、産業科学技術振興の基本的方向、重点推進施策及び推進体制を取りまとめたものである。

2 策定の目的

新しい研究成果としての「知」とそれを経済活動や社会生活に役立たせる「技」が活発に交流する科学技術都市を構築する。

3 計画の期間

2010 年（平成 22 年）まで

4 重点推進施策

(1) イノベーション¹を誘発する環境づくり

ア 地域クラスター²形成のための主要施策

- (ア) 京都・地域クラスター形成戦略プラン（仮称）の策定
- (イ) 次期知的クラスター創成事業の推進
- (ウ) 第 1 期近畿地域産業クラスタービジョンとの連携
- (エ) 京都バイオシティ構想の推進
- (オ) 伝統産業の活性化
- (カ) 地域資源を生かした地域クラスター形成

イ 個別施策

- (ア) 産学公連携による柔軟な仕組みづくり
- (イ) 産学公連携による地域における特色ある取組の推進
- (ウ) 産学公連携のための拠点整備の推進
- (エ) 産業科学技術への主体的な市民・企業参画の促進

1 イノベーション

科学的・技術的発見を洞察力と融合し発展させた、新たな社会的・経済的価値を生み出す革新

2 クラスター

ここでは、「特定分野における企業や研究機関等が集積し、協調しつつ同時に競争し、地域経済が活性化している状態」として用いている。

(2) イノベーションを創発する担い手づくり

ア 「知」をはぐくむ

(ア) 研究の推進

技術革新の源泉となる独創的な研究開発の支援
 中小企業等の活性化につながる研究開発の支援

(イ) 人材の育成

多様な人材が活躍できる環境の整備
 科学技術に触れる身近な機会の提供

イ 「技」を磨く

(ア) ベンチャー・中小企業の支援

ベンチャー企業等の事業化促進
 ものづくりを支える中小企業の技術力向上への支援

(イ) 人材の育成

実践的な取組を志向した起業家等の養成
 社会から信頼を得るための人材の育成
 製造現場で中核となる人材の育成

(ウ) 知的財産の活用

京都市知的財産戦略の策定

5 推進体制

本計画を実効性あるものとして着実に具体化し施策を推進するため、「京都市産業科学技術推進委員会（仮称）」を設置する。同委員会においては、国における政策等との連携や活用を行いながら、総合的な施策の方向性、選択と集中による重点化、実施施策の評価等について審議していく。

また、本計画の推進に当たっては、国や府との連携を密に図っていくとともに、大学等や市民、各産業支援機関とも十分協調し、より効率的で効果的な取組を進めていく。とりわけ、本市における中核となる支援機関である京都市産業技術研究所、財団法人京都高度技術研究所及び財団法人京都市中小企業支援センターについては、それぞれの特色を十分発揮させながら、一体的な連携体制を構築することにより、地域クラスターの形成に貢献する。

6 策定の経過

平成 17 年 8 月 19 日	第 1 回策定委員会(委員長選出, 産業科学技術振興について)
10 月 26 日	第 2 回策定委員会(計画の主な視点等について)
18 年 1 月 16 日	第 3 回策定委員会(計画の主な視点等について)
3 月 29 日	第 4 回策定委員会(計画の骨子案について)
6 月 1 日	骨子案について市民意見を募集(~6 月 30 日, 応募意見数 72 件)

8月22日 第5回策定委員会(市民意見の検討, 計画案を検討, まとめ)
10月4日 計画策定

15 障害者自立支援法の施行に伴う本市独自の利用者負担軽減策の実施について

1 はじめに

平成 17 年 10 月に成立した障害者自立支援法（平成 18 年 4 月から一部施行，同年 10 月から全面施行）や児童福祉法の一部改正（平成 18 年 10 月）により，障害福祉サービス，自立支援医療，補装具及び児童福祉施設について，利用者負担の定率 1 割負担制等が導入された。

これに伴い，国が同法に示した利用者の負担軽減措置に加えて，本市では，独自の負担軽減策を講じることとした。

2 障害者自立支援法の概要

同法は，障害のある人の地域生活と就労を進め，自立を支援する観点から，これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービス，公費負担医療等について，共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設した法律であり，自立支援給付の対象者，内容，手続等，地域生活支援事業，サービス提供体制の整備のための計画の作成，費用の負担等を定めている。

(1) 障害者自立支援法の 5 つのポイント

障害の種別（身体，知的，精神）にかかわらず，障害のある人が必要とするサービスを利用できるよう，サービスを利用するための仕組みを一元化し，施設と事業を目的別，形態別に再編

障害のある人に身近な市町村が，責任を持って一元的にサービスを提供

サービスの利用者もサービスの利用量と所得に応じた負担を行うとともに，国と地方自治体が責任を持って費用負担を行うことをルール化して財源を確保し，必要なサービスを計画的に充実

自立支援給付の利用者負担

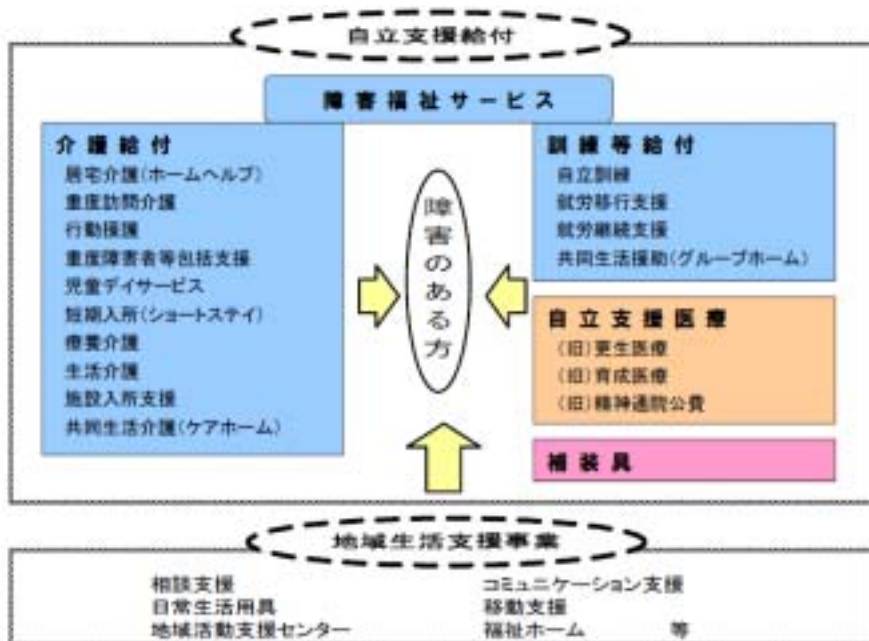
* 定率負担 ... 原則として，利用したサービスの定率 1 割を負担。ただし，所得に応じた月額負担上限額を設定。

* 実費負担 ... 施設等を利用する場合の食費，光熱水費等を原則として実費負担

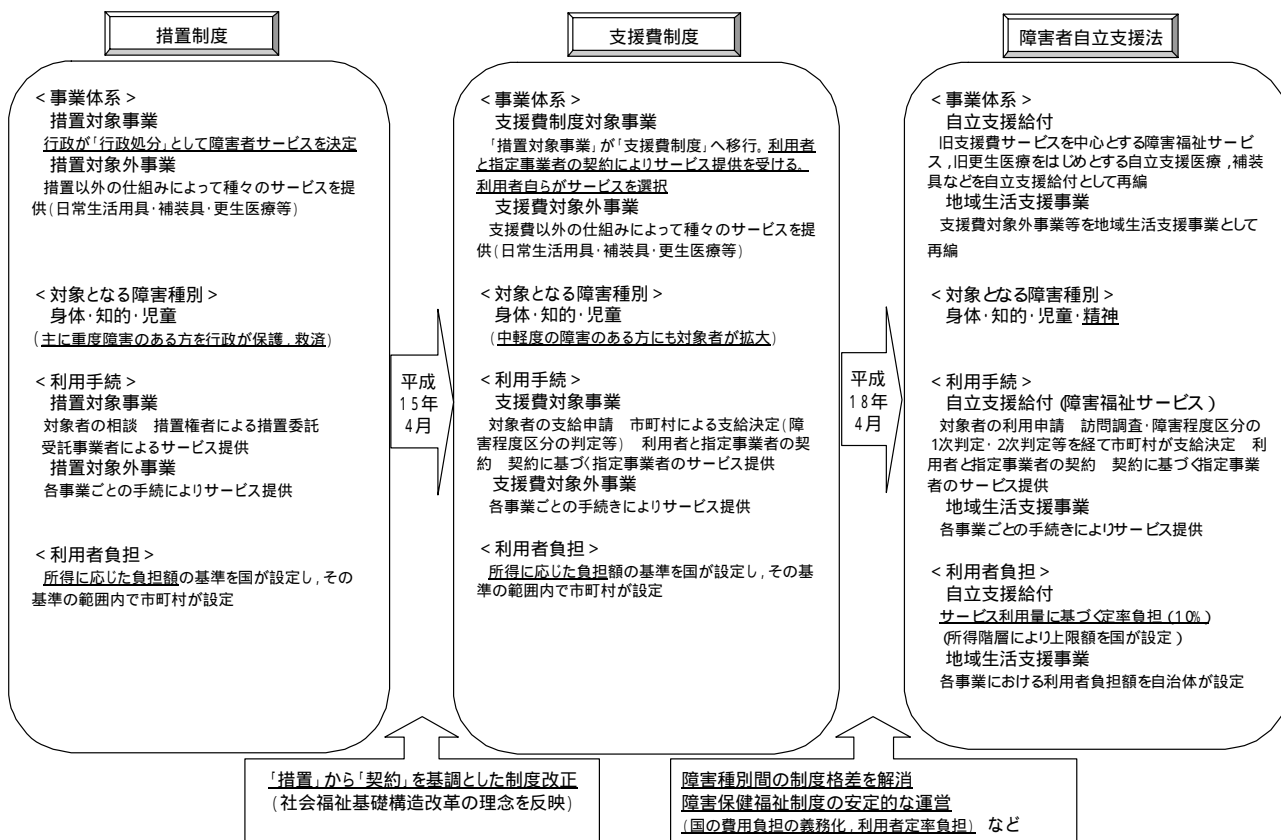
就労支援を抜本的に強化

支給決定の仕組みを透明化，明確化

(2) 新しい障害福祉サービス等の仕組み



(3) 参考：障害者福祉における制度改正の流れ



3 障害福祉サービス等における本市独自の負担軽減策

(1) 概要

障害者自立支援法の施行（平成 18 年 4 月から一部施行，同年 10 月から全面施行）に伴う障害福祉サービス，自立支援医療及び補装具の定率 1 割負担制の導入に際し，3 年間の暫定措置として独自の負担軽減策を講じた（「京都方式」）。具体的には，国が示した月額負担額の上限をおおむね 2 分の 1 に減額，重度障害のある人や低所得者の負担を軽減する階層区分の設定，障害福祉サービスや自立支援医療等を重複して利用する人の負担を軽減する「総合上限制度」を創設した。

(2) 障害福祉サービスに係る定率負担（平成 18 年 4 月から施行）の軽減策

国			京都市※1		
所得階層区分	月額上限		所得階層区分	月額上限	
生活保護受給世帯	0 円		生活保護受給世帯	0 円	
市民税非課税世帯	本人の収入が年間 80 万円以下 (障害基礎年金 2 級相当)	15,000 円	市民税非課税世帯	本人の収入が年間 80 万円以下 (障害基礎年金 2 級相当)	7,500 円
	上記以外	24,600 円		障害基礎年金 1 級及び 特別障害者手当のみ	
市民税課税世帯			上記以外	12,300 円	
			市民税所得割 4 万円未満	18,600 円	
		37,200 円	市民税所得割 4 万円以上	37,200 円	

が京都市独自軽減の部分です。

1 施設入所者は対象外

(3) 自立支援医療に係る定率負担（平成 18 年 4 月から施行）の軽減策

国			京都市※2		
所得階層区分	月額上限		所得階層区分	月額上限	
生活保護受給世帯	0 円		生活保護受給世帯	0 円	
市民税非課税世帯	本人の収入が年間 80 万円以下 (障害基礎年金 2 級相当)	2,500 円	市民税非課税世帯	本人の収入が年間 80 万円以下 (障害基礎年金 2 級相当)	0 円
	上記以外	5,000 円		障害基礎年金 1 級及び 特別障害者手当のみ	
市民税課税世帯	市民税所得割 2 万円未満	5,000 円	上記以外	2,500 円	
	市民税所得割 20 万円未満	10,000 円	市民税所得割 2 万円未満	10,000 円	2,500 円
	市民税所得割 20 万円以上	20,000 円	市民税所得割 4 万円未満	18,600 円	5,000 円
	能付対象外		市民税所得割 4 万円以上	37,200 円	
		能付対象外	市民税所得割 20 万円以上	能付対象外	20,000 円

が京都市独自軽減の部分です。

- 2 精神通院公費の利用は，精神障害者保健福祉手帳の所持者が対象となる。
- 3 医療保険の高額療養費により償還される場合がある。
- 4 育成医療の利用は，世帯の住民税所得割合計額が 2 万円未満の場合は 10,000 円，2 万円以上の場合は 40,200 円の月額上限である。

(4) 補装具に係る定率負担（平成 18 年 10 月から施行）の軽減策

国		京都市	
所得階層区分	月額上限	所得階層区分	月額上限
生活保護受給世帯	0 円	生活保護受給世帯	0 円
市民税非課税世帯	本人の収入が年間 80 万円以下 (障害基礎年金 2 級相当)	本人の収入が年間 80 万円以下 (障害基礎年金 2 級相当)	7,500 円
	上記以外	障害基礎年金 1 級及び 特別障害者手当のみ	
市民税課税世帯	市民税所得割 50 万円未満	上記以外	12,300 円
		市民税所得割 4 万円未満	18,600 円
	市民税所得割 50 万円以上	37,200 円 (児童は 18,600 円)	37,200 円 (児童は 18,600 円)
	給付 対象外	市民税所得割 50 万円以上	給付 対象外

が京都市独自軽減の部分です。

(5) 地域生活支援事業に係る利用者負担（平成 18 年 10 月から施行）

ア 無料とする事業

相談支援事業，コミュニケーション支援事業，移動支援のうち身体介護を伴わないもの，地域活動支援センター事業（精神障害者への相談支援等），社会参加促進事業

イ 実費負担とする事業

地域活動支援センター事業（共同作業所），福祉ホーム事業，盲人ホーム事業

ウ 1 割負担とし，京都方式による負担上限及び総合上限を適用する事業

日常生活用具給付等事業，移動支援のうち身体介護を伴うもの，地域活動支援センター事業（デイサービス），日中一時支援事業（日中短期入所），訪問入浴サービス，生活サポート事業

所得階層区分	月額上限	
生活保護受給世帯	0 円	
市民税非課税世帯	本人の収入が年間 80 万円以下 (障害基礎年金 2 級相当)	7,500 円
	障害基礎年金 1 級及び 特別障害者手当のみ	
	上記以外	12,300 円
市民税所得割 4 万円未満の世帯	18,600 円	
市民税所得割 4 万円以上の世帯	37,200 円	

(6) 重複利用に係る軽減策

在宅で生活する人が、障害福祉サービス、自立支援医療、補装具及び地域生活支援事業を重複して利用する場合に、以下の月額上限額を超える額を償還することにより、障害のある市民の地域生活を保障するセーフティネットを構築するため、総合上限制度を創設する。



(7) その他の軽減策

ア 精神に障害のある人に対する長期入院からの退院支援

精神科病院に長期入院（1年以上）している人の地域生活への移行を支援するため、退院後1年間の自立支援医療（精神通院公費）の通院に係る費用を免除する。

イ 災害等に関する軽減

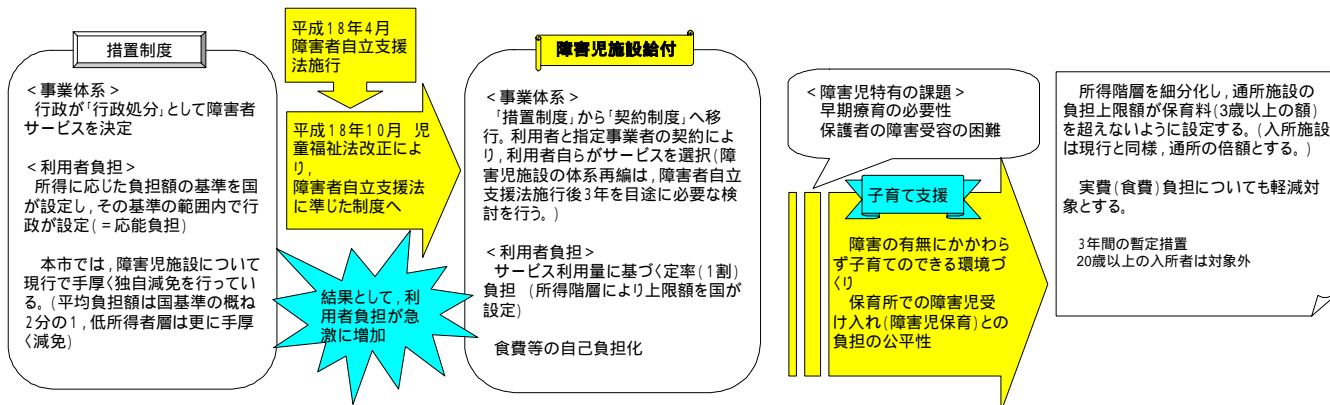
災害等やむを得ない事情により経済的な状況が大幅に変わった場合等に月額上限額を軽減する。

4 児童福祉施設における本市独自の負担軽減策

(1) 概要

平成 18 年 10 月の児童福祉法の一部改正により、児童福祉施設（障害児施設）の利用は措置制度から契約制度に移行し、利用者負担も、利用したサービスの定率 1 割負担に変更されるとともに、食費、光熱水費等が自己負担とされた。本市では、早期療育及び子育て支援の観点から、保育所及び障害児施設（通所）のどちらのサービスを利用して、利用者負担が同程度となるよう独自軽減を行うこととした。

【参考：障害児福祉施設における制度改正の流れと本市独自の負担軽減策】



(2) 児童福祉施設（入所）に係る定率負担の軽減策

国		月額上限	
所得階層区分		定率負担	定率負担 + 食費等
生活保護受給世帯		0円	0円(食費は生活保護で負担)
市民税非課税世帯	収入が年間80万円以下	7,500円	8,500円
	上記以外	12,300円	13,300円
市民税課税世帯	所得割2万円未満	28,200円	29,200円
	所得割2万円以上	28,200円	45,000円

京都市		月額上限 (食費等含む)
所得階層区分		月額上限
生活保護受給世帯		0円(食費は生活保護で負担)
市民税非課税世帯	母子・在宅障害児者世帯等	0円
	収入が年間80万円以下	3,800円
	母子・在宅障害児者世帯等	0円
上記以外		3,800円
市民税課税世帯	所得割2万円未満	6,000円
	所得割2万円以上10万円未満	26,000円
	所得割10万円以上	45,000円

食費・光熱水費として、1箇月に30.4日利用した場合の額を表示

京都市独自の負担軽減策

京都市独自の軽減の部分です。

(3) 児童福祉施設（通所）に係る定率負担の軽減策

国		月額上限	
所得階層区分		定率負担	定率負担 + 食費等
生活保護受給世帯		0円	0円(食費は生活保護で負担)
市民税非課税世帯	収入が年間80万円以下	7,500円	8,500円
	上記以外	12,300円	13,300円
市民税課税世帯	所得割2万円未満	28,200円	29,200円
	所得割2万円以上	28,200円	45,000円

京都市		月額上限 (食費等含む)
所得階層区分		月額上限
生活保護受給世帯		0円(食費は生活保護で負担)
市民税非課税世帯	母子・在宅障害児者世帯等	0円
	収入が年間80万円以下	3,800円
	母子・在宅障害児者世帯等	0円
上記以外		3,800円
市民税課税世帯	所得割2万円未満	6,000円
	所得割2万円以上10万円未満	26,000円
	所得割10万円以上	45,000円

食費・光熱水費として、1箇月に30.4日利用した場合の額を表示

京都市独自の負担軽減策

京都市独自の軽減の部分です。

16 新たな景観政策の展開について

～ 時を超え光り輝く京都の景観づくり～

1 はじめに

京都は、三方を取り囲むなだらかな山並みと市街地を流れる鴨川や桂川などの豊かな自然の中で、1,200年を超える悠久の歴史を積み重ねてきた都市であり、世界遺産をはじめとする数多くの歴史的資産や町並みとが融合し、京都らしい美しい景観をはぐくんできた。

しかし、高度経済成長期以降、とりわけバブル経済期における都市開発の流れの中、市民、行政等による様々な保全・再生の努力にもかかわらず、京都らしい優れた景観が変容し続けている。

本市ではこうした状況を踏まえ、平成17年7月に「時を超え光り輝く京都の景観づくり審議会」を設置し、「歴史都市・京都にふさわしい景観のあり方」について諮問した。同審議会からは、10回に及ぶ審議や公開シンポジウム等を踏まえて、18年11月14日に「最終答申」が提出された。

これを踏まえ、同年11月24日、本市は「快適で、美しい、世界に誇る都市空間」の形成を目指し、建物の高さ規制やデザイン基準の見直し、屋外広告物規制の強化、さらに眺望景観の保全に関する新たな条例の制定など、新たな景観政策の素案を取りまとめた。

その後、見直し案に対する市民の意見などを踏まえ、緑化基準やけらばに関する取扱いなど、8項目の規制策の見直しを行い、また、既存建築物の円滑な建て替え等を促進するための支援・誘導措置等を19年度予算案に盛り込むなどした。

こうした一部の規制策の見直しと支援措置を含めた新しい景観政策を総合的な政策パッケージとして19年2月定例会に提案し、全会一致で可決された。

ここでは、これまでの景観政策をめぐる本市等による取組の経過、時を超え光り輝く京都の景観づくり審議会最終答申の概要及びそれを受けて発表された、新たな景観政策の素案の概要などについて記す。

2 景観政策をめぐる取組の経過

17年7月 時を超え光り輝く京都の景観づくり審議会を設置

18年2月 審議会が「中間取りまとめ(骨子案)」について市民意見を募集(2/17～3/3)

3月 審議会が中間取りまとめを本市に提出

4月 「中間取りまとめ」の報告を受け、本市が建築物の高さ規制やデザイン基準の見直しなどからなる「新たな景観施策の展開について」の基本方針を発表

- 11 月 審議会が「最終答申」を本市に提出
「最終答申」の報告を受け、本市が新たな景観政策の素案を発表
本市が新たな景観政策の素案に対する市民意見を募集（11 月 27 日～
12 月 28 日）
- 19 年 2 月 2 月定例会に新たな景観政策に関する 6 件の条例案を提案（3 月 17 日全会
一致で可決）

3 時を超え光り輝く京都の景観づくり審議会最終答申の概要

17 年 7 月に設置された審議会では、本市から「時を超え光り輝く京都の景観づくりについて～歴史都市・京都にふさわしい京都の景観のあり方について～」について諮問されて以降、10 回の議論を重ね、その 1 年 4 箇月にわたる審議結果を、18 年 11 月に最終答申として取りまとめた。

(1) 京都の景観の現状

これまでの本市の景観の保全・再生への努力にもかかわらず、個人の価値観や生活様式の変化、偏った経済性・効率性の追求などの時代の流れに抗いきれず、京都の伝統文化を伝える重要な景観資源が次々に失われ、歴史都市・京都の景観が変容を続けている。

- 地域の町並みと不調和な建築活動
- 眺望景観や借景の喪失
- 京町家等の歴史的な建造物の消失
- 屋外広告物や放置自転車等による景観の悪化
- 維持管理の行き届いていない森林等

(2) 歴史都市・京都の景観形成のあり方

50 年後、100 年後の京都の将来を見据え、歴史都市・京都の優れた景観を守り、未来の世代に継承することを、現代に生きる人々の使命であり責務ととらえ、京都特有の風土や伝統文化と無関係に変容し続けている京都の景観の現状を打開するため、以下を歴史都市・京都の景観形成の基本方針とした。

- 「盆地景」を基本に自然と共生する景観形成
- 伝統文化の継承と新たな創造との調和を基調とする景観形成
- 「京都らしさ」を活かした個性ある多様な空間から構成される景観形成
- 都市の活力を生み出す景観形成
- 行政、市民、事業者等のパートナーシップによる景観形成

(3) 今後の景観形成のための方策

本市から諮問を受けた、建築物の高さやデザインの更なる規制・誘導、眺望景観や借景の保全、京町家など歴史的建造物の保全とそれを活用した都市景観の形成、看板など屋外広告物や駐輪・駐車対策の強化の 4 つの視点を中心に、以下の項目について、今後の景観形成のための方策を示した。

ア 建築物の高さやデザインの更なる規制・誘導

基本的な考え方

- ・ 市街地における建築物の高さ規制のあり方
盆地景を基本とする京都の風土においては、市街地を取り巻く山並みとの関係の中で、建築物の高さ規制を考える必要がある。
- ・ 地域の景観特性に応じたきめ細やかな規制・誘導
- ・ 高さ与设计に関する規制・誘導手法の再構築
高さの最高限度の引下げ
デザイン基準の明確化
許可制による良好な建築物の誘導手法の導入

地域別の規制・誘導に関する方策

- ・ 三方の山々と山麓部周辺
- ・ 三方の山々の内縁部における住宅地等
- ・ 歴史的市街地
- ・ 高度集積地区等の南部地域
- ・ その他の地域等

イ 眺望景観や借景の保全

基本的な考え方

- ・ 京都の眺望景観や借景の特色
- ・ 眺望景観や借景の視点場、視対象及び中間領域の特性
- ・ 眺望景観や借景の保全のための規制・誘導の方策のあり方

守るべき京都の眺望景観や借景の抽出

京都の眺望景観や借景の分類（下記参照）と規制・誘導に関する手法

- ・ 境内の眺め
- ・ 通りの眺め
- ・ 水辺の眺め
- ・ 庭園からの眺め
- ・ 山並みへの眺め
- ・ 「しるし」への眺め
- ・ 見晴らしの眺め
- ・ 見おろしの眺め

その他の眺望景観や借景の保全方策

眺望景観や借景の保全に関する新たな施策

ウ 京町家など歴史的な建造物の保全とそれを活用した都市景観形成

京町家など歴史的な建造物の保全

- 京町家等を活かした歴史的景観の再生手法の導入
- 京都らしい風情を残した通り景観の保全・再生
- 京町家の保全・再生のための多様な取組の実施

エ 看板など屋外広告物，駐輪・駐車対策等の強化

屋外広告物対策

- ・屋外広告物の規制・誘導策の強化
- ・違反屋外広告物に対する指導の徹底

放置自転車・駐車対策

- ・放置自転車等の撤去の取組強化
- ・駐輪スペースの確保
- ・駐車対策

オ 緑の保全及び緑化の推進

カ その他の景観形成に関する方策

景観に配慮した道路，河川，公共建築物等の整備

夜間景観の形成

景観形成に向けた市民等の参加促進

景観形成に関する教育の充実と活動を支える人材の育成

(4) 景観政策の推進に関する事項

ア 景観形成のためのマスタープランの策定

イ 総合的な景観形成の取組の実施

ウ 関係機関との連携

4 新たな景観政策の素案の概要

時を超え光り輝く京都の景観づくり審議会の最終答申を受け，18年11月に「快適で，美しい，世界に誇る都市空間」の形成を目指し，建物の高さ規制やデザイン基準の見直し，屋外広告物規制の強化，さらに眺望景観の保全に関する条例の制定など，新たな景観政策の素案を取りまとめるとともに，素案に対する市民意見の募集を行った。

今回の見直しは，歴史都市・京都にふさわしい優れた景観づくりを進めていくため，都市景観の重要な構成要素である建物の高さやデザイン，屋外広告物について，地域ごとの特性に合わせて一体的な整備を図っていこうとするものである。

【地区別の目標】

地域	地 区	目 標	
三方の山々と山麓部周辺	世界遺産周辺	歴史的環境を保全する	
	歴史的建造物・景勝地周辺（世界遺産周辺を除く）	自然景観と調和した歴史的環境を保全する 優れた眺望景観や借景を保全する	
	住宅市街地	住宅地	山並みと調和した歴史的環境を保全する
		生活幹線道路沿道	良好な居住環境の保全や山並み景観との調和を図る
三方の山々の内縁部の住宅地等	歴史資産周辺	歴史資産周辺の歴史的環境を保全する	
	住宅市街地	住宅地	三方の山並み景観に配慮した良好な居住環境を保全する
		生活幹線道路沿道	良好な居住環境との調和を図る
	幹線道路沿道	低層の住宅地に配慮した沿道景観の形成を図る	
	水辺空間	水辺空間や緑地と一体となった良好な景観を保全する	
	商業地等	地域拠点における商業・業務機能や学術研究機能の維持・増進を図る	

歴史的市街地	歴史的 都心地区	幹線道路 沿道地区 (田の字地区)	隣接する職住共存地区との調和を図るとともに、京都にふさわしい現代的な沿道景観を形成する
		職住共存 地区	京都らしい歴史的な町並み景観と調和した職と住が適切に共存する快適な集住空間を形成する
	職住共存市街地		京都らしい歴史的な町並み景観と都市としての活力が調和した職住共存の中低層の市街地空間を形成する
	南部歴史的市街地		伏見らしい歴史的な町並み景観と都市としての活力が調和した職住共存の快適な中低層の集住空間を形成する町並み景観に配慮しつつ、商業機能の維持・増進を図る
	水辺空間 や緑地空 間周辺	小河川沿岸	水辺空間や緑地と一体となった良好な景観を保全する
		鴨川西岸の 市街地	鴨川の良好な水辺空間と鴨川東岸から西岸を見た良好な景観を形成する
		鴨東地域	水辺空間や緑地空間と歴史的建造物が一体となった京都の風情ある景観を形成する
	世界遺産等の周辺		世界遺産等の周辺の良好な環境を保全する
	幹線道路沿道		隣接する歴史的な町並みに配慮した新たな沿道景観を創造する
	西部・南部市街地		近接する明治期からの市街地と調和した新しい町並み景観とコミュニティ豊かな都市空間を形成する
商業地等		都市拠点・地域拠点における商業・業務機能等の維持・増進を図る	
地西部	工業地	ものづくり都市としての工業機能の維持・増進を図るとともに、住工が共生できる環境の形成を図る	
	住宅地	新しい町並み景観とコミュニティ豊かな都市空間を形成する	
南部地域	高度集積地区	(「高度集積地区整備ガイドプラン」の見直しの結果を踏まえて設定)	
	工業地	ものづくり都市としての工業機能の維持・増進を図る	
	住宅市街地	良好な住環境を保全し、形成する	
	商業地等	町並み景観に配慮しつつ、商業機能の維持・増進を図る	
地東部	住宅市街地	良好な住環境を保全し、形成する	
	商業地等	商業・業務機能の維持・増進を図る	

【地域類型図】



(1) 高さ規制の見直し

ア 市街地全域での高さの見直し

(ア) 基本的な考え方

三方のなだらかな山並みに配慮し、都心部から三方の山裾に近づくに従って、次第に建物の高さの最高限度が低くなるような構成を基本とする。

(イ) 地域の景観特性に応じたきめ細やかな規制

京町家等の伝統的な建物による歴史的な町並みや三方の山々の内縁部に広がる戸建住宅を中心とした住宅地など、地域ごとの特性に応じて高さの見直しを行う。特に歴史的都心地区や世界遺産の周辺、鴨川や桂川などの水辺周辺では、特徴ある景観を保全するために、高さ規制を強化する。

(ウ) 都市に必要な機能への配慮

これまで 31m 高度地区に指定されていた西部の工業地域や、高さ規制が設けられていなかった南部の工業地域についても、市街地全体での景観形成を図る観点から、高さ 20m への見直しを行う（工場等の建物については、高さ 31m まで）。

また、都市や地域の拠点、学術研究地区等の都市活動上必要な地区については、景観に配慮しつつ、一定の土地利用に配慮した高さとする。

イ 景観誘導型許可制度の創設

周囲の町並み景観に配慮した優れたデザインの建築計画により、中長期的にみて地域の景観の向上に資する建物や、景観に十分な配慮をしつつ都市機能の整備が図られる建物については、地域の特性や地域の将来の景観像も十分に考慮したうえで、高さの限度を一定の範囲で上回ることを認める景観誘導型の許可制度を設ける。この制度は専門家の参加する第三者機関による審査や、建築主等による周辺住民等への説明などを通じて、判断や手続の公平性、透明性を確保したものとす。

(2) デザイン基準の見直し

ア 市街地全域でのデザイン基準の見直し

建物の色彩や形態、意匠等に関する基準を充実、明確化し、市街地のほぼ全域をデザイン基準の対象とする。

三方の山々と山麓部周辺では、自然的景観を維持し、緑豊かな住環境を形成するため、風致地区制度を活用する。

歴史的市街地では、京町家等の伝統的な建物による歴史的な町並みを保全するため、美観地区制度を更に活用するとともに、良好な市街地景観の創出を図るため、新たに美観形成地区制度も導入する。

三方の山々の内縁部、南部地域やその他の地域では、良好な景観形成を図るため、建造物修景地区の制度を活用する。

イ 世界遺産をはじめとする数多くの歴史的資産や風情ある町並みの保全

世界遺産の周辺の風情や境内地からの眺め、伝統的な建物による町並み景観など、京都のもつ美しい景観を保全するため、風致地区や美観地区を拡大するとともに、基準内容の見直しを行う。

ウ 地域の景観特性に応じたきめ細かな基準の設定

水辺空間や緑地空間等の特徴的な景観を有する地域、通り景観に特色のある沿道など、まとまりのある地区ごとに細分化し、それぞれの景観特性に対応する基準を設ける。更に、京都らしい歴史的な町並み景観と調和した形態、意匠、色彩等となるようにデザイン基準を明確化する。

エ 主要な幹線道路におけるデザイン基準の設定

良好な沿道の町並みの景観形成を図るため、歴史的市街地内のすべての幹線道路においてデザイン基準を定め、更に、山麓の緑の眺望がひらける幹線沿道においても、新たにデザイン基準を設ける。

<p>美観地区</p>	<p>市街地の美観の維持向上を目的とする美観地区を、地域の特性を活かすために細分化する。</p> <hr/> <p>山麓型の美観地区 山麓の景観に配慮する低層の和風の建物が立ち並び、良好な町並み景観を形成している地区</p> <p>旧市街地型の美観地区 歴史的市街地で、京都の町の生活の中から生み出された特徴のある形態又は意匠を有する建物が存し、趣のある町並みの景観を形成している地区</p> <p>山並み背景型の美観地区 背景となる山並みと調和する、屋上景観に配慮した建物が立ち並び、良好な市街地の景観を形成している地区</p> <hr/> <p>岸辺型の美観地区 河川から望む眺望が保全され、趣のある岸辺の風景が残る地区</p> <p>歴史遺産型の美観地区 伝統的な建物からなる趣のある町並みが残された地区及び世界遺産等の周辺でこれらの歴史的な建物等と調和する、趣のある町並み景観を形成している地区</p> <p>沿道型の美観地区 歴史のある通りで、趣のある沿道景観を形成している地区及び中高層建築物等が群として構成美を示し、沿道景観を形成する地区</p>
<p>美観形成地区</p>	<p>良好な市街地景観の創出を目的として、美観形成地区を新設する。</p> <hr/> <p>市街地型の美観形成地区 歴史的市街地等、既に市街地が形成されている地域で、良好な町並み景観の創出を図る地区</p> <p>沿道型の美観形成地区 自然風景への眺望に配慮し、幹線沿道の良好な景観の創出を図る地区</p>
<p>建造物修景地区</p>	<p>市街地の特色ある景観の形成を目的とした建造物修景地区を、地域の特性をより活かすために細分化する。</p> <hr/> <p>山麓型の建造物修景地区 山麓の景観に配慮するとともに、山麓の自然環境に調和する、良好な市街地の景観の形成を目的とする地区</p> <p>岸辺型の建造物修景地区 河川から望む山並みの眺望に配慮し、岸辺の趣を活かした景観の形成を目的とする地区</p> <p>山並み背景型の建造物修景地区 背景となる山並みの稜線や緑と調和する、良好な市街地の景観の形成を目的とする地区</p> <p>町並型の建造物修景地区 地域の景観の特性を活かしながら、当該地域の景観を向上させる必要がある地区</p>
<p>風致地区</p>	<p>世界遺産の周辺の歴史的環境と山並みへの眺望景観の保全を図るために風致地区を拡大</p>

(3) 屋外広告物の規制の見直し

ア 良好な景観形成のための規制の見直し

屋上看板については、全市で表示を禁止する。他の屋外広告物については、高さ、大きさ、色彩の規制を強化する。更に、点滅照明の屋外広告物への使用を全面的に禁止する。また、田の字地区等の幹線道路においては、道路上空に突き出す袖看板等を禁止する。

イ 地域ごとの景観特性に応じた規制の見直し

風致地区や美観地区などの景観特性や建物の高さ規制の見直しに対応した規制となるよう規制区域を見直し、これまで9種類であった規制区域を21種類に細分化する。

ウ 世界遺産の周辺等における規制の強化

世界遺産の周辺等の景観を保全するため、屋外広告物の規制を強化する。

エ 優良な屋外広告物の誘導

景観に配慮した優良な屋外広告物については、許可期間の延長や許可基準の緩和措置などを導入する。

オ 屋外広告物の施工業者への対応

京都市において屋外広告物を施工する業者は、本市への登録が必要となる。条例等に違反した悪質な業者は、営業停止や登録の取消しなど厳しく対応するとともに、これらの処分の結果を公表する。

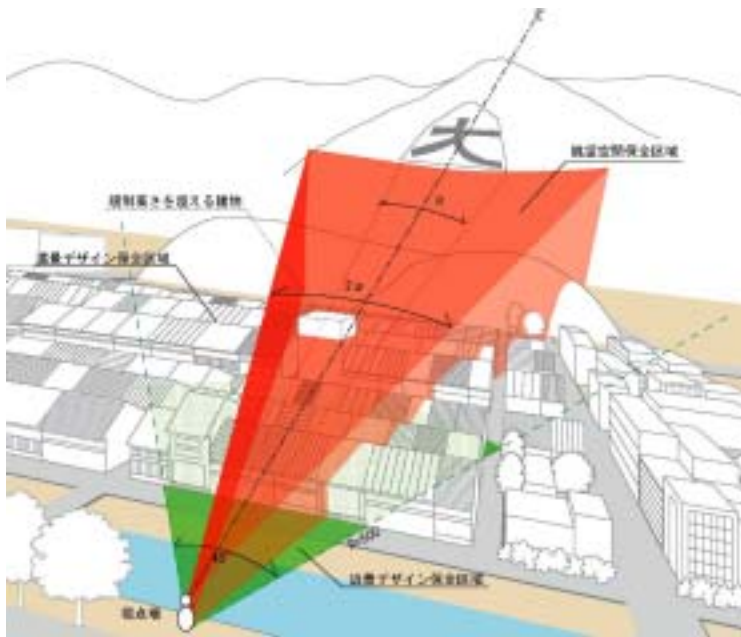
カ 既に許可を受けている屋外広告物

条例の改正後、1回に限り引き続き許可を受けることができる（許可期間：3年間）。その後（条例改正から3～6年後）は、新しい基準に合わせた改修等が必要となる。

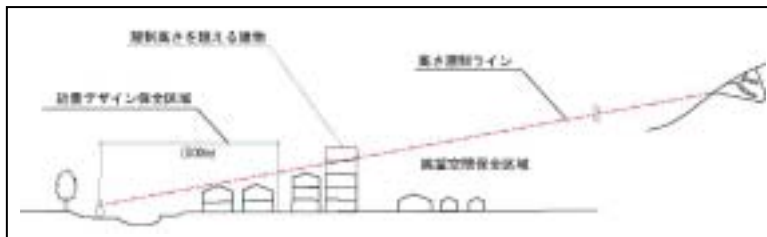
(4) 眺望景観の保全に関する条例の制定

京都には、歴史的な建造物、河川等の自然環境、そして三方の山並みなどが一体となって調和している優れた眺望景観や、比叡山などの遠くの景観要素を庭園に取り込み、一体的な景観として眺める「借景」の文化が歴史的にはぐくまれてきた。

このような優れた眺望景観や借景を保全するため、新たな条例を制定する。



【眺望景観・借景の規制概念図】



【断面図】

17 都心部放置自転車等対策アクションプログラムの策定について

1 はじめに

本市では、京都市自転車総合計画に基づき、自転車等駐車場の整備や放置自転車の撤去を精力的に行ってきた。その成果として、市内全体の放置自転車台数は計画策定前に比べ、大幅に減少している。

しかし、都心部では、収容台数を大きく上回る数の自転車や原動機付自転車等がこの地域に流入し、駐輪スペースの不足と駐輪マナーの悪さにより大量の自転車等が放置されている。

京都の魅力と活力が凝縮されている都心部には、大量の自転車や原動機付自転車等が放置され、安全で快適な通行を阻害するとともに、良好な景観を損ねまちの魅力を低下させている。

そのため、抜本的な放置自転車等対策を実施し、安全かつ快適な歩行・走行空間を確保するとともに、良好な景観を保全することにより、歩いて楽しいまちづくりを推進する必要がある。

本市では、「歩いて楽しいまちなか戦略」の一環として、平成18年に2度にわたり行った放置自転車等の実態調査結果などを踏まえ、都心部での放置自転車問題の抜本的解決に取り組んできたが、18年10月、今後5年間で集中的に取り組む放置自転車対策のメニューとスケジュールを明らかにした「都心部放置自転車等対策アクションプログラム」を策定した。

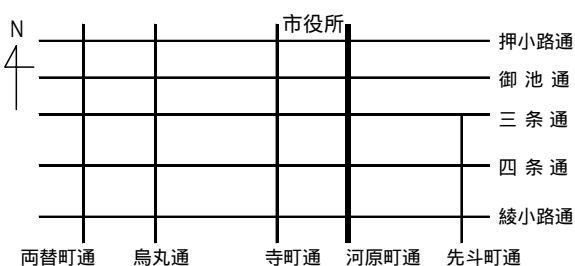
2 アクションプログラムの概要について

(1) 位置付け

本プログラムは、京都市自転車総合計画に基づき、歩いて楽しいまちなか戦略の一環として、都心部(先斗町通、綾小路通、両替町通、押小路通に囲まれた地域をいう。)での放置自転車問題の抜本的解決を図るため、平成18年度から平成22年度までの5年間で集中的に取り組むメニューである(後掲(図1)参照)。

(2) 対象地域

都心部：先斗町・綾小路通・両替町通・押小路通に囲まれた地域(ただし、アクション2,3については、本市全域を対象としている。)



(3) アクションプログラムの構成

「駐輪スペースの確保」と「駐輪マナーの向上」を柱に5つのアクションから構成される

駐輪スペース確保のプログラム

ア アクション1

2,500台分の自転車等駐車場の整備（18年度～22年度）

第1弾として、18年11月に生祥小学校プール跡地での整備に着手

現行の付置義務により今後設置予定の約800台分と併せ、計3,300台分を確保
対策強化による放置自転車の減少効果を兼ね併せると、都心部における
平日昼間の駐輪ニーズをカバー

整備候補地	整備方式	収容台数	事業期間
生祥小学校プール跡地	地上1階式	530台	平成18～19年秋
御射山公園地下	地下1階式	1,270台	平成19～21年度
新京極公園地下	地下1階式	700台	平成20～22年度
計	-	2,500台	-

イ アクション2（自転車駐車場付置義務の見直し（強化）（21年度））

(ア) 政令指定都市で最も厳しい付置義務基準の設定

a 対象となる店舗面積の引下げ（案）

施設の種類	現行店舗面積	見直し案
小売店舗	400㎡以上	200㎡以上
遊技場	300㎡以上	150㎡以上
銀行・信用金庫	500㎡以上	250㎡以上

b 対象施設の拡大（案）

スポーツ施設・学習施設・レンタルビデオ店・カラオケボックス・コンビニ
エンスストア・飲食店・映画館など

(イ) 対象地域：本市全域

(ウ) 今後、実態調査・制度検討を行った上で、京都市自転車等駐車対策協議会（後掲 1参照）に諮り、京都市自転車等放置防止条例を改正

ウ アクション3（民間自転車等駐車場整備助成金制度の創設（20年度））

(ア) 民間事業者の参入を促進する仕組みづくりとして、都心部や駅周辺など自転車等駐車場が不足している地域における民間自転車等駐車場の整備（自動車駐車場からの転換を含む。）に対する助成金制度を創設

(イ) 対象地域：本市全域

(ウ) 今後、制度の調査・検討を行った上で、京都市自転車等駐車対策協議会に諮り、京都市自転車等放置防止条例を改正

駐輪マナー向上のプログラム

エ アクション4（地域との協働による啓発・監視活動（19年度））

市民，事業者，行政のパートナーシップにより，効果的で持続力のある活動を展開

(ア) 都心部放置自転車追放協議会（仮称）の設置

…地域住民・商業関係者・鉄道事業者・行政機関で構成

(イ) 地域主体の啓発・監視活動の実施

…追放協議会の実践活動として，啓発・監視活動を継続的に実施

撤去との連動を図る（オ(ウ)）。

(ウ) 自転車等駐車場の利用促進

…商店街等と連携したサービス提供等，買い物客など短時間駐輪者への対策

オ アクション5（放置自転車撤去の強化（19年度））

放置自転車撤去に向けた保管所の整備，撤去強化区域の拡大等を実施し，都心部で現行の約2倍の撤去が行える体制を構築

(ア) 保管所の整備… 約1,500台収容。19年度に開設予定

（市全体の保管台数9,150台 10,650台）

(イ) 自転車等撤去強化区域の拡大

a 都心部（先斗町通・綾小路通・両替町通・押小路通に囲まれた地域）全域を新たに「自転車等撤去強化区域」に指定(後掲 2参照)

b 現在の自転車等撤去強化区域は，次の10箇所

北大路駅周辺，桂駅周辺，出町柳周辺，西院駅周辺，京都駅周辺，西京極駅周辺，四条大宮周辺，四条烏丸周辺，三条木屋町周辺，四条河原町周辺

(ウ) 機動力のある撤去活動の展開

a 撤去回数・台数の大幅増（現行の約2倍）

b 追放協議会の啓発・監視活動と連携・連動した撤去の強化
放置状況に応じた臨機応変な撤去を展開（前掲工(イ)）

c 夜間・休日撤去の実施

木屋町・祇園界隈で行っている夜間撤去や，休日における撤去を都心部で実施

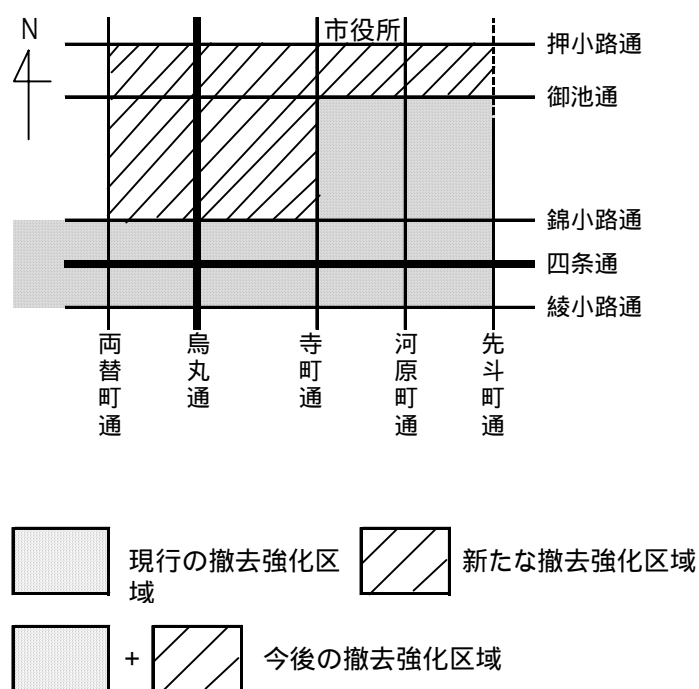
(参 考)

1 京都市自転車等駐車対策協議会

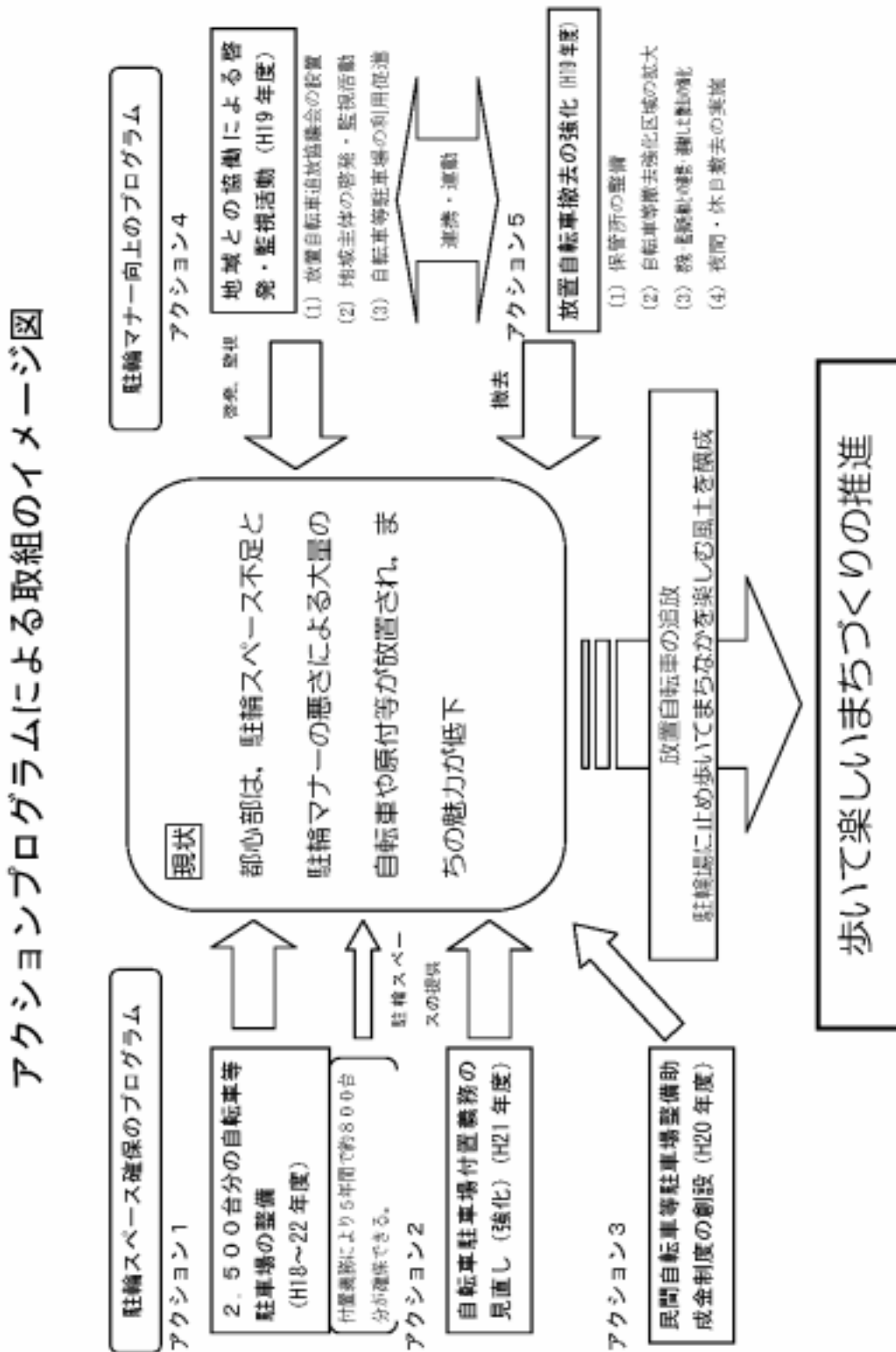
自転車法（自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律）に基づき，京都市自転車総合計画の策定のため，平成10年12月に設置した，本市の諮問機関であり，全市レベルの重要事項について，調査・審議する。

2 自転車等撤去強化区域

現行都心部の撤去強化区域は，三条木屋町・四条烏丸・四条河原町の周辺
 平成19年度に現行に加え，新たに都心部（先斗町通・綾小路通・両替町通・押小路通に囲まれた地域）全域を撤去強化区域とする。



(図1) アクションプログラムの取組イメージ図



3 スケジュールの概要

各取組のスケジュールは、おおむね次のように想定している。

なお、啓発・監視活動及び撤去の強化については、継続して実施していく。

取組項目		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
＜駐輪スペース確保のプログラム＞						
アクション1						
公共自 転車等 駐車場 の整備	生井小学校プール敷地 (530台)		整備			
	御針山公園地下 (1,270台)			整備		
	新京極公園地下 (700台)				整備	
アクション2 付置義務の見直し (強化)						
			見直し・検討		○新制度開始	
アクション3 民間自転車等駐車場整備 備助成金制度の創設						
			調査・検討	○制度開始		
＜駐輪マナー向上のプログラム＞						
アクション4						
地域と の協働 による 啓発・ 監視活 動	放置自転車追放 協議会設置	準備会開催○	○協議会設立			
	地域主体の 啓発・監視活動			啓発・監視		
	利用促進			促進		
アクション5						
放置自 転車撤 去の強 化	保管所整備		整備			
	撤去強化区域 の拡大		○拡大			
	撤去の強化			強化		
	夜間・休日撤去 の実施			実施		

4 アクションプログラムの推進に当たって

都心部において、ゆったりと歩いて、楽しく買物などができる魅力あふれるまちを実現していくためには、市民や商業者、関係機関など多くの関係者とのパートナーシップの下、取り組んでいく必要がある。

そのため、アクションプログラムの推進に当たっては、より効果的な取組となるよう更に地域との連携や民間活力の導入に努めていく。

18 京都市交通事業第 2 次アクションプログラムの策定について

1 策定の趣旨

京都市交通局では、「京都市基本計画」(平成 13 年から 22 年まで)に掲げる「歩くまち・京都」の実現と、将来にわたり市民の足を確保するという公営交通としての責務を果たすため、15 年度からの事業再生計画「京都市交通事業ルネッサンスプラン」(以下「ルネッサンスプラン」という。)及びその行動計画「京都市交通事業アクションプログラム」(以下「アクションプログラム」という。)を策定した。

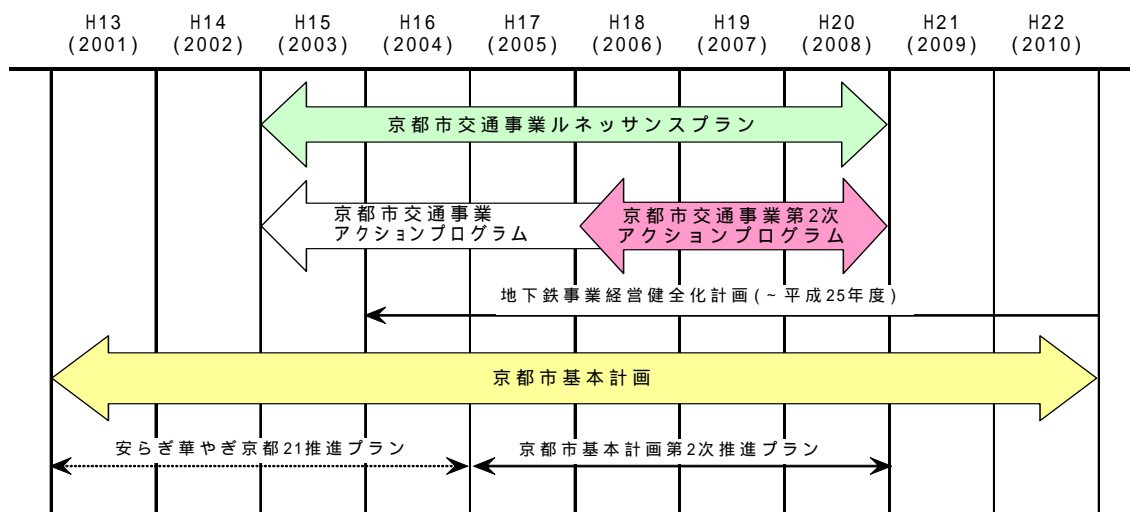
この間、市バス事業の「管理の受委託」の事業規模の 2 分の 1 までの拡大、職員数の削減や諸手当の廃止等による総人件費の抑制など、その着実な推進に努め、バス事業の 2 年連続の黒字化など、順調に目標の達成を視野に入れつつある状況に至っている。

この度、アクションプログラムが策定後 3 年を経過し相当の進捗よくが図られたことから、その実施状況を点検したうえで、平成 16 年 3 月に策定した「地下鉄事業経営健全化計画」、

平成 17 年 4 月の「京都のバス事業を考える会」からの答申、公営交通事業を取り巻く経営環境の変化に伴う様々な課題を踏まえて「京都市交通事業第 2 次アクションプログラム」を策定し、交通事業の一層の経営健全化を推進しようとするものである。

2 第 2 次アクションプログラムの位置付けと計画期間

ルネッサンスプランの計画期間(平成 15 年度から平成 20 年度まで)の後半 3 年間の行動計画として位置付け、平成 18 年度から 20 年度までの 3 箇年を計画期間とするが、可能な限りルネッサンスプランの前倒しの目標達成を目指す。



3 第 2 次アクションプログラムの 5 本の柱 ～ すべてはお客様のために ～

第 2 次アクションプログラムでは、お客様に愛され信頼される市バス・地下鉄を目指して、5 本の柱を掲げ、24 の事業項目を設定した。

「すべてはお客様のために」を合言葉に、ルネッサンスプランの実現に向け、交通局の全職員が一丸となって全力で取り組む。

5 本の柱と主な取組内容

(1) 安全・安心・快適な市バス・地下鉄の運行 ～ “安全第一” と “快適” をモットーに ～

市バスの事故防止を徹底するため、管理の受委託事業者を含む「全市バス安全運行推進会議」の新設や、全営業所に「副所長」を配置するほか、「交通局安全対策委員会（バス部会）」において事故要因の分析など事故の発生状況を取りまとめ、的確な防止策を確立し着実に実施するなど、現場における事故防止と安全運行の取組を一層強化する。

地下鉄では、JR 西日本の福知山線の脱線事故を教訓に、地下鉄の運行に関する責任者として「安全運行管理官」を設置し、定期教育訓練等の実施を徹底する。また、消防局と協力し設置した「京都市高速鉄道防火安全対策委員会」と「交通局安全対策委員会（地下鉄部会）」を中心に、災害やテロを想定した訓練の実施や対応マニュアルの整備、地下鉄各駅への防火戸の設置など、より安全な地下鉄を目指した取組を進める。

また、市バス・地下鉄をお客様に快適に御利用いただけるように、「京都市交通事業審議会」の提言や「京都のバス事業を考える会」の答申を踏まえ、地下鉄東西線天神川駅開業と JR 新駅開業への適切な対応をはじめとして、路線・ダイヤを改善するほか、バス待ち環境や案内表示の改善などに努める。

(2) 乗客増、収入増のための積極的な営業推進 ～ ますます便利で魅力的に ～

地下鉄事業では、定期入れや財布からカードを出すことなく改札機にかざすだけで通過できる、大変便利な IC カード乗車券を平成 19 年春から導入し、利便性を向上させる。

また、既存の売店に比べ品揃えを強化する「ミニ・コンビニ」を烏丸線北大路駅へ新規に出店するとともに、他の乗降客の多い駅では、フレッシュジューススタンドや、新たな業態として女性向け雑貨店を出店するなど、快適でにぎわいのある駅を目指した「駅ナカビジネス」の展開を進め、お客様サービスの向上と増収を図る。さらに、駅周辺地域の観光・公共施設との連携により、地域の魅力を積極的に宣伝し乗客増を目指す。

バス事業では、観光系統の「洛バス」や定期観光バスの更なる利用促進策を展開し、関係機関と連携した積極的な観光客誘致事業を実施することにより乗客増を目指す。

広告事業では、「広告販売促進チーム」を新設し、既存広告の稼働率向上を図るとともに、地下鉄駅構内の柱に広告を巻くアドコラム広告をはじめ、魅力ある新たな広告を導入し、増収に積極的に取り組む。

(3) 経営健全化へ向けた取組の推進 ～ 市民の足を守る強い決意をもって ～

バス事業では、ルネッサンスプランの目標である平成 21 年度での経常収支の均衡及びその継続に向けて、取組の大きな柱である「管理の受委託」の市バス事業全体の 2 分の 1

までの拡大計画を 1 年前倒しし、平成 19 年度までに完了させる。

生活支援路線の効率性と利便性の向上を目指す「小型バス・ジャンボタクシー代替モデル実証実験」については、平成 18 年度も実験を継続し、平成 19 年 4 月以降の運行の在り方についての方向付けを行い、市民の足を守るための取組を推進する。

地下鉄事業では、「地下鉄事業経営健全化計画」の目標である平成 23 年度での現金収支（償却前損益）の黒字化に向けて着実に取組を推進するため、新たに地下鉄駅職員業務の一部を平成 19 年度以降、順次、民間委託化することにより、平成 21 年度には約 60 人の職員を削減するなど、引き続き総人件費の抑制や経費の削減に努め、交通局の経営健全化を一層推進する。

(4) 職員の育成と案内・相談の充実によるお客様第一のサービス提供 ～ お客様満足度 “日本一” を目指して ～

地下鉄東西線の天神川延伸を契機に、新たな市バス・地下鉄案内所の設置と既存案内所の機能の充実を図るとともに、「利用者アンケート」やホームページを活用して「お客様の声」を積極的に聴取し、お客様サービスの向上に努める。また、市バス・地下鉄職員の接遇状況を調査する「市バス・地下鉄サービスアップ優秀職員モニター制度」や各種研修を実施し、お客様への心配りや親切な応対ができる職員を育成するなど、更に高い志をもって、お客様サービス日本一を目指す。

(5) 人や環境にやさしい公共交通優先型の社会への貢献 ～ 「歩くまち・京都」の新しい価値観の創造へ ～

地下鉄は、地球環境に大変優しい公共交通機関（CO₂ 排出量が自家用車の 20 分の 1）である。

現在、市西部地域と都心部間の広域的な鉄道ネットワークの形成を図るため、東西線（二条～天神川間）の建設を進めており、当初完成予定の平成 20 年 3 月を早め、早期開通を目指して建設工事を着実に推進する。

市バスにおいては、引き続きノンステップバス等の低床型車両の導入や、これに合わせたバス停留所施設の改善に取り組むほか、天然ガスバスやアイドリングストップバス等の低公害車両など、環境に優しい車両の導入に努める。

また、公共交通の利用促進に向けた交通社会実験等に果たす市バス、地下鉄の役割は大きいことから、「歩いて楽しいまちなか戦略推進協議会」等の各種協議会へ参画することにより、公共交通優先型の「歩くまち・京都」の実現に向けた取組に対し、交通事業者としての役割を積極的に担う。

19 京都御池中学校・複合施設（京都御池創生館） の開設について



1 はじめに

京都御池創生館は、平成 15 年 4 月に 3 中学校を統合して開校した京都御池中学校の新校舎を核施設に、中京区東部の地域に必要性の高い乳幼児保育所、老人デイサービスセンター、地域包括支援センター、御池通にふさわしいオープンカフェなどの商業施設やオフィススペース等を併設する全国に例を見ない複合施設として、平成 18 年 4 月 1 日に開館した。

本施設は、中学生の学びの場であるとともに、多世代が交流・共生する、人づくり・まちづくりの拠点である。また、災害応急用物資備蓄倉庫や防災井戸を設けるなど、地域の安心・安全を守る機能を備えた施設でもある。さらに、屋上緑化や燃料電池を導入するなど環境にも配慮している。

なお、施設の整備に当たっては、昨今の社会経済状況下におけるコスト縮減の必要性や複合施設の維持管理の観点などから、PFI手法を導入して実施し、大幅な削減を図った。

2 施設の概要等

- (1) 所在地 中京区御池通柳馬場東入東八幡町 579 番地ほか(元柳池中学校跡地及び東側隣接地)
- (2) 敷地面積 約 8,400 平方メートル
- (3) 施設規模 構造種別 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
階数 地上 7 階(一部 6 階)、地下 1 階
建築面積 約 4,000 平方メートル
延床面積 約 20,000 平方メートル

(4) 施設のあらまし

ア 人にやさしい施設

京都御池中学校，乳幼児保育所，老人デイサービスセンター等，乳幼児から高齢者までが集う複合施設であり，中学生の確かな学力をはぐくみ，豊かな心と生きる力を養う場となる，地域の子育て支援及び高齢者福祉の拠点施設

イ 環境にやさしい施設

屋上緑化，井戸水・雨水の利用，再生資材の使用等による環境負荷の低減，太陽光・風力発電装置の設置，次世代エネルギーである燃料電池の導入など子どもから大人までが環境を学びあえる環境にやさしい施設

ウ 安心・安全な施設

耐震性に優れた建物，災害応急用物資備蓄倉庫や防災井戸の設置等，地域の安心・安全の核となる施設

エ 御池通のにぎわい形成に資する施設

御池通に面して商業施設を設置するなど，御池通のにぎわいの形成に資する魅力的な施設

(5) 施設内容

ア 京都御池中学校（約 12,800 平方メートル）

- ・ 教室 24 室，多目的教室（少人数教室），図書室等
- ・ 運動場，体育館，プール等

イ 乳幼児保育所（約 1,000 平方メートル）

- ・ 保育室（定員 90 人：0 歳児～5 歳児）
- ・ 子育て支援室，一時保育室等

ウ 老人デイサービスセンター（約 650 平方メートル）

- ・ 機能訓練室，食堂，浴室等

エ 地域包括支援センター（約 100 平方メートル）

- ・ 相談室，介護機器展示コーナー

オ 拠点備蓄倉庫（約 180 平方メートル）

- ・ 災害応急用物資備蓄倉庫

カ オフィススペース

- ・ 大講義室，執務室等

キ 商業施設

- ・ レストラン，オープンカフェ等

ク 地域便益施設

ケ 観光トイレ

(6) 施設の愛称

市民に広く愛される施設となるよう，愛称を公募した。243 件の応募作品の中から「創生」をキーワードに施設の愛称を「京都御池創生館」に決定した。

3 事業の概要

(1) 事業の運用方法

P F I 手法（類型： B T O 方式）

P F I 手法

公共施設等の設計，建設，維持管理等に民間の資金や経営能力，技術的能力を活用することにより，効率的かつ効果的に公共サービスの提供を図る手法

< P F I 手法導入事例 >

- ・京都市立小学校冷房化等事業
- ・伏見区総合庁舎整備等事業
- ・京都市立音楽高等学校移転整備事業

B T O 方式

民間事業者が，自ら資金調達を行い，施設を建設し，契約期間にわたる運営・管理を行って，事業期間の終了後，公共部門に施設を移管する方式。

(2) 事業期間

建物の設計・建設年度 平成 16 年度，17 年度

施設の維持管理 平成 18 年度～32 年度（15 年間）

(3) 総事業費

約 63 億 2,000 万円（従来手法に比べ，30%（約 27 億円）の経費節減）

(4) P F I 手法の導入の利点と効果

- ア 従来手法と P F I 手法を比較した結果の経費縮減
- イ 施設建設費等の財源負担の平準化（単年度当たりの支出が過大にならない。）
- ウ 民間事業者のアイデアやノウハウの活用
- エ 民間事業者への新たな事業機会の創出
- オ 低廉かつ良質な公共サービスの提供
- カ 公民の役割分担の見直し

4 事業の経過

平成 14 年 4 月	城巽，柳池，滋野の 3 中学校を統合（一次）し，京都城巽，京都柳池の 2 中学校を開校
15 年 4 月	京都城巽，京都柳池の 2 中学校を統合（二次）し，京都御池中学校（元城巽中学校跡地）を開校
5 月	京都御池中学校・複合施設整備に P F I 手法を導入することを公表
5 月	事業の実施方針の公表
16 年 3 月	事業者の決定
5 月	事業契約を締結

平成 17 年 8 月	商業施設への出店店舗決定
18 年 3 月	建物の竣工
4 月	京都御池中学校移転・各施設開所

20 京都国際マンガミュージアムの開設について



1 はじめに

日本のマンガやアニメが世界的に大きな注目を集め、現代の重要な表現の一つとして認知されつつある中、本市と日本唯一のマンガ学部を持つ京都精華大学との共同事業により、京都国際マンガミュージアムが、平成 18 年 11 月 25 日に開館した。

このミュージアムは、生涯学習・芸術文化・新産業創出・地域活性化など、幅広い分野で限りない可能性を秘めるマンガ文化の収集・展示・研究・人材育成・学習などの諸機能を備えた新たな都市戦略として位置付けられる日本初の総合的拠点施設である。

20 年には、第 9 回国際マンガサミットが京都市で開催されることが決定しており、京都国際マンガミュージアムを中心に国際文化交流や観光振興に大きく寄与するものと期待されている。

2 施設の概要等

- (1) 所在地 中京区烏丸通御池上る西側（元龍池小学校）
- (2) 開館時間 午前 10 時～午後 8 時（入館は午後 7 時 30 分まで）
- (3) 休館日 毎週水曜日（祝日の場合は翌日）、年末年始、その他展示替えのための臨時休館
- (4) 入館料 一般 500 円，中・高校生 300 円，小学校 100 円，幼児以下無料
- (5) 施設規模 延床面積 5,010 平方メートル，地上 3 階，地下 1 階
現存校舎（本館・講堂（昭和 4 年竣工）及び北校舎（昭和 12 年竣工）を増改築
京都精華大学 国際マンガ研究センターを併設
- (6) 施設内容 1 階：子ども図書館（親子でマンガに親しめる，子ども向けの絵本を集めたスペース）
マンガ本の壁
多目的映像ホール，ミュージアムショップ，喫茶スペース，人工芝グラウンド，地域会議室，地域集会室等

2 階：ギャラリースペース（歴史的に貴重なマンガ本等の展示）

マンガ本の壁

龍池歴史記念室

事務所等管理スペース

3 階：研究室

マンガ本の壁

地下：収蔵スペース

マンガ本の壁：1 階から 3 階廊下等に総延長 140 メートルにわたり，高さ 2.3 メートルの書庫に約 5 万冊の閲覧自由のマンガが並んでいるもの

(7) 収蔵内容 開館時 約 20 万点（平成 20 年度には 30 万点に充実予定）

現代の国内マンガ本を中心に明治期以降のマンガ関連歴史資料，世界各国の著名マンガ本，雑誌，アニメーション関連資料等を収蔵

例：戦後復興期のマンガ「赤本」

マンガ雑誌の創刊号コレクション（日本初の子ども向けマンガ雑誌「少年バク」から「少年ジャンプ」まで）

日本人が初めて創刊した風刺漫画雑誌「絵新聞日本」等

(8) 事業主体 本市，京都精華大学（共同事業）

(9) 総整備費 約 12 億円

3 機能

(1) 資料の調査研究

マンガの歴史・文化の調査・研究，マンガの学際的総合研究，国際レベルでの学術的な探求に貢献

(2) 博物館・図書館の展開

マンガ及び関連資料の収集・保存，資料の閲覧・データの検索，マンガの文化・研究に関する展示

(3) 研究者・専門家の育成

研究者や学生の研究支援，クリエイターの養成，学芸員・司書の育成

(4) 新産業の創出

産・学・公連携によるビジネスモデルの研究・開発，観光誘致の推進，ミュージアム施設・機能の研究・開発

(5) 生涯学習・文化の創造

マンガを通じた国際文化交流，幼児・児童を対象にした学習プログラムなどの開発，地域社会に向けたワークショップ及び各種講座などの開講

4 管理・運営

(1) 建物等管理方法

本市と京都精華大学との使用貸借契約に基づき，京都精華大学が利用・管理

(2) 運営方法

意思決定機関：京都国際マンガミュージアム運営委員会（本市，京都精華大学 ほか）

事務局：京都精華大学を中心として組織

5 今後の事業展開

(1) 平成 18 年度中 第一次事業展開

博物館・図書館機能の充実

生涯学習機能の提供（ワークショップや公開講座の実施など）

(2) 平成 19 年度 第二次事業展開

研究機能の強化（国内外研究機関との交流機会の整備，データ検索システムの構築開始など）

(3) 平成 20 年度 第三次事業展開

新産業創出，人材育成機能の展開（研究成果を活かしてのベンチャービジネス支援，学芸員，司書の育成など）

第 9 回国際マンガサミットの開催

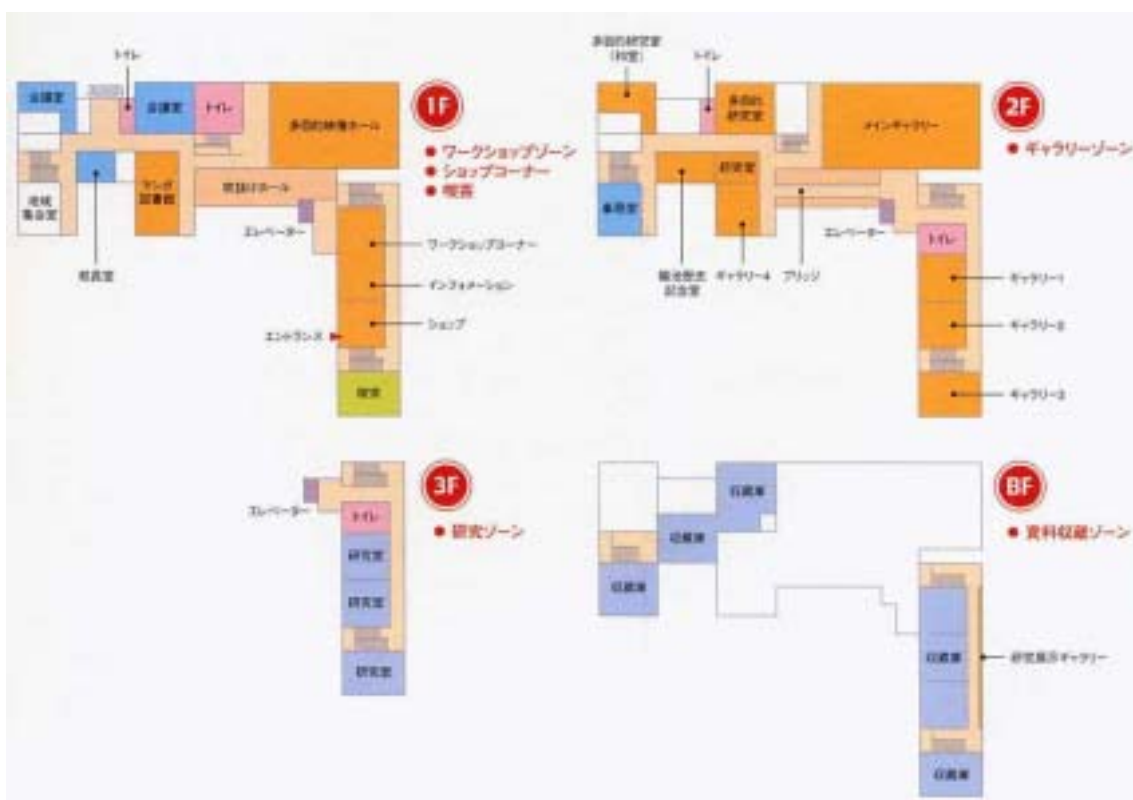
6 事業の沿革

平成 15 年 4 月	京都精華大学から本市にマンガミュージアム構想の提案
12 月	本構想に本市が協力することについて基本合意
16 年 10 月	市長定例記者会見で構想を発表
12 月	「京都国際マンガミュージアム（仮称）構想」策定フォーラムを開催
17 年 10 月	第 9 回「国際マンガサミット（世界漫画家大会）」京都市開催決定
10 月	都心部小学校跡地活用審議会が龍池小学校跡地の活用計画案を承認
18 年 10 月	正式名称・シンボルマーク等（後掲）が決定
11 月	開館

シンボルマーク及びロゴ



フロア案内図



資 料

1 平成18年 市会本会議・常任委員会等開会数一覧

本 会 議 , 市 会 運 営 委 員 会 等														
	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	計	備考(内数)
本会議	2	3	2		4			1	4	1	3	1	21	
市会運営委員会	5	4	7	2	7			3	5	4	3	4	44	理事会 18 回 合同委員会 1 回
常 任 委 員 会														
財政総務委員会	3	1	3	1	3	2	1	4	1	2	1	3	25	実地視察 2 回 連合審査会 2 回
文教委員会	1	1	3	2	2	2	1	4	1	3	1	2	23	実地視察 2 回 連合審査会 2 回
厚生委員会	2	1	3	1	2	2	2	4	3	2	2	3	27	実地視察 1 回 連合審査会 2 回
建設消防委員会	2	1	3	2	2	2	1	4	1	3	1	2	24	実地視察 3 回 連合審査会 2 回
交通水道委員会	2		2	1	1	1	2	4	1	2		1	17	実地視察 3 回 連合審査会 2 回
計	10	4	14	7	10	9	7	20	7	12	5	11	116	
予 算・決 算 特 別 委 員 会														
普通予算 特別委員会		11	10		5						3	3	32	第1分科会 12 回 第2分科会 12 回
公営企業等予算 特別委員会		6	6								1	2	15	
普通決算 特別委員会											13	5	18	第1分科会 7 回 第2分科会 7 回
公営企業等決算 特別委員会									10	1			11	
計		17	16		5				10	1	17	10	76	
特 別 委 員 会														
職員の不祥事に関する調査特別委員会								1	4	2			7	
市民の信頼回復と服務規律に関する調査特別委員会										3	1	2	6	
計								1	4	5	1	2	13	
そ の 他														
市会改革検討 小委員会	1	1		1	1	1	1		1	1	1		9	

2 平成18年 請願等受理及び処理件数一覧

区 分 委員会別		請 願									陳情 受理 件数
		受 理 件 数			処 理 件 数					継 続	
		繰越し	新	計	採択	不採択	審議未了	取下げ	計		
1/1 } 3/17 3/17 改選	財政総務	211	0	211	0	211	0	0	211	0	1
	文 教	0	20	20	0	0	20	0	20	0	1
	厚 生	5	670	675	1	0	1	0	2	673	3
	建設消防	7	0	7	2	0	0	0	2	5	1
	交通水道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	223	690	913	3	211	21	0	235	678	6
3/18 } 12/31	財政総務	0	2	2	0	0	0	0	0	2	5
	文 教	0	2	2	0	0	0	0	0	2	4
	厚 生	673	250	923	1	691	0	5	697	226	14
	建設消防	5	15	20	5	0	0	4	9	11	1
	交通水道	0	1	1	0	0	0	0	0	1	2
	計	678	270	948	6	691	0	9	706	242	26
通年合計		223	960	1183	9	902	21	9	941	242	32

3 平成18年 市会本会議における議案審議件数一覧

区 分 会 期		議員提出議案				市長提出議案					合 計
		条 例	意 見 書	決 議 議 案 そ の 他	小 計	条 例	予 算	決 算	そ の 他	小 計	
第 1 回市会 (臨時会)	1/23 ~ 1/30					1				1	1
第 2 回市会 (定例会)	2/17 ~ 3/17	1	6		7	46	35		55	136	143
第 3 回市会 (定例会)	5/16 ~ 5/30		7		7	14	3		38	55	62
第 4 回市会 (臨時会)	8/31			1	1						1
第 5 回市会 (定例会)	9/8 ~ 10/6		7	2	9	7		8	47	62	71
第 6 回市会 (定例会)	11/17 ~ 12/15		7		7	5	3	14	39	61	68
合 計		1	27	3	31	73	41	22	179	315	346
審議結果	可決 ¹	1	21	3	25	69	41		175	285	310
	認定 ²					3		22	1	26	26
	修 正										
	継 続										
	否 決		6		6	1				1	7
	撤回								3	3	3

1 同意又は可と認める場合を含む。

2 承認を含む。

4 平成18年 議案審議結果一覧

1 議員提出議案

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	公 明	民 主	無	提 出 会派等
第 2 回 市 会 (定例会)	3.17	3.17	市会 1	京都市会議員の報酬の額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決						市会運営委員
	3.17	3.17	市会 2	中小企業制度融資の改善を求める意見書の提出について	可決						全会派
	3.17	3.17	市会 3	更なる総合的な少子化対策を求める意見書の提出について	可決						自民, 公明
	3.17	3.17	市会 4	地方議会議員年金制度に関する意見書の提出について	可決		×				自民, 公明, 民主
	3.17	3.17	市会 5	道路整備の促進及び道路財源の確保に関する意見書の提出について	可決		×				自民, 公明, 民主
	3.17	3.17	市会 6	電気用品安全法(PSE法)の円滑な施行を求める意見書の提出について	可決		×		×	×	自民, 公明
	3.17	3.17	市会 7	電気用品安全法(PSE法)施行の見直し並びに猶予期間の再延長を求める意見書の提出について	否決	×		×			民主

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	公 明	民 主	無	提 出 会派等
第 3 回 市 会 (定例会)	5.30	5.30	市会 8	出資法及び貸金業規制法の改正に関する意見書の提出について	可決						全会派
	5.30	5.30	市会 9	都市農業振興策の強化を求める意見書の提出について	可決						全会派
	5.30	5.30	市会 10	「がん対策基本法」の早期制定を求める意見書の提出について	可決						全会派
	5.30	5.30	市会 11	脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進を求める意見書の提出について	可決						全会派

第 3 回 市 会 (定例会)	5.30	5.30	市会 12	医療制度改革に対する意見書の提出について	可決		×		×	×	自民, 公明
	5.30	5.30	市会 13	医療制度改革関連法案の取下げを求める意見書の提出について	否決	×		×			民主
	5.30	5.30	市会 14	2008 年主要国首脳会議(サミット)の京都開催に関する決議について	可決		×				自民, 公明, 民主

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	公 明	民 主	無	提 出 会派等
第 4 回 市 会 (臨時会)	8.31	8.31	市会 15	京都市職員の不祥事の原因究明及び再発防止策の検討のための地方自治法第 110 条の規定による特別委員会の設置について	可決						

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	公 明	民 主	無	提 出 会派等	
第 5 回 市 会 (定例会)	10.6	10.6	市会 16	京都市農業委員会委員の推薦について	可決						市会運 営委員	
	10.6	10.6	市会 17	肝炎問題の早期全面解決とウイルス性肝炎持続感染者の早期救済を求める意見書の提出について	可決						全会派	
	10.6	10.6	市会 18	障害者自立支援の一層の充実を求める意見書の提出について	可決						自民, 公明	
	10.6	10.6	市会 19	医療制度「改革」の見直しを求める意見書の提出について	否決	×		×			共産	
	10.6	10.6	市会 20	介護保険制度の抜本的見直しを求める意見書の提出について	否決	×		×	×	×	共産	
	10.6	10.6	市会 21	北朝鮮のミサイル発射及び核実験予告に断固抗議する決議について	可決							全会派
	10.6	10.6	市会 22	榊本市長に対する辞職勧告決議について	否決	×		×	×	×		共産

第 5 回 市 会 (定例会)	10.6	10.6	市会 23	京都市職員の前代未聞の不祥事に対する決議について	否決	×	×		×	×	公明
	10.6	10.6	市会 24	市民の信頼回復と服務規律に関する調査特別委員会の設置について	可決						市会運営委員

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	公 明	民 主	無	提 出 会派等
第 6 回 市 会 (定例会)	12.15	12.15	市会 25	認定子ども園の実施に関する意見書の提出について	可決						全会派
	12.15	12.15	市会 26	難病対策の充実に関する意見書の提出について	可決						全会派
	12.15	12.15	市会 27	医師，看護師等の医療従事者の確保対策の推進を求める意見書の提出について	可決						全会派
	12.15	12.15	市会 28	「日本司法支援センター」の更なる体制整備と充実を求める意見書の提出について	可決						全会派
	12.15	12.15	市会 29	森林，林業，木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について	可決						全会派
	12.15	12.15	市会 30	固定資産税の安定的確保（償却資産の評価制度の堅持）を求める意見書の提出について	可決						全会派
	12.15	12.15	市会 31	国際刑事裁判所設立条約批准に関する意見書の提出について	可決						自民， 公明， 民主

- (注 1) 自民 = 自由民主党京都市会議員団
 共産 = 日本共産党京都市会議員団
 公明 = 公明党京都市会議員団
 民主 = 民主・都みらい京都市会議員団
 無 = 無所属議員

(注 2) × は議案に対する各会派等の態度 = 賛成，× = 反対

2 市長提出議案

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	公 明	民 主	無
第 1 回 市 会 (臨時会)	1.23	1.30	議 590	京都市無防備平和都市条例の制 定の請求について	否決	×		×	×	×

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	公 明	民 主	無
第 2 回 市 会 (定例会)	平成 17 年度分									
	2.17	2.24	議 591	平成 17 年度京都市一般会計補正 予算	可決					
	2.17	2.24	議 592	平成 17 年度京都市介護保険事業 特別会計補正予算	可決		×			
	2.17	2.24	議 593	平成 17 年度京都市老人保健特別 会計補正予算	可決					
	2.17	2.24	議 594	平成 17 年度京都市地域水道特別 会計補正予算	可決					
	2.17	2.24	議 595	平成 17 年度京都市土地区画整理 事業特別会計補正予算	可決					
	2.17	2.24	議 596	平成 17 年度京都市市街地再開発 事業特別会計補正予算	可決					
	2.17	2.24	議 597	平成 17 年度京都市基金特別会計 補正予算	可決					
	2.17	2.24	議 598	平成 17 年度京都市市公債特別会 計補正予算	可決					
	2.17	2.24	議 599	平成 17 年度京都市病院事業特別 会計補正予算	可決					
	2.17	2.24	議 600	平成 17 年度京都市水道事業特別 会計補正予算	可決					
	2.17	2.24	議 601	平成 17 年度京都市公共下水道事 業特別会計補正予算	可決		×			
	2.17	2.24	議 602	平成 17 年度京都市自動車運送事 業特別会計補正予算	可決					
2.17	2.24	議 603	平成 17 年度京都市高速鉄道事業 特別会計補正予算	可決						
2.17	3.17	議 604	京都市立大学奨学基金条例の一部 を改正する条例の制定について	可決						

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	公 明	民 主	無
第 2 回 市 会 (定例会)	2.17	3.17	議 605	京都市国際親善交流基金条例の 一部を改正する条例の制定につ いて	可決					
	2.17	3.17	議 606	京都市創業支援工場条例の一部 を改正する条例の制定について	可決					
	2.17	3.17	議 607	京都市公設小売市場条例を廃止 する条例の制定について	可決					
	2.17	3.17	議 608	京都市社会福祉奨学基金条例の 一部を改正する条例の制定につ いて	可決					
	2.17	3.17	議 609	京都市保育所条例の一部を改正 する条例の制定について	可決					
	2.17	3.17	議 610	京都市児童館及び学童保育所条 例の一部を改正する条例の制定 について	可決		×			
	2.17	3.17	議 611	京都市老人いこいの家条例の 一部を改正する条例の制定につ いて	可決					
	2.17	3.17	議 612	京都市知的障害者授産施設条例 の一部を改正する条例の制定につ いて	可決					
	2.17	3.17	議 613	京都市共葬墓地条例の一部を改 正する条例の制定について	可決					
	2.17	3.17	議 614	京都市むくの木学園条例を廃止 する条例の制定について	可決					
	2.17	3.17	議 615	京都市ひばり学園条例を廃止す る条例の制定について	可決					
	2.17	3.17	議 616	京都市麦の穂学園条例を廃止す る条例の制定について	可決					
	2.17	3.17	議 617	京都市国民保護協議会条例の制 定について	可決		×			
	2.17	3.17	議 618	京都市国民保護対策本部及び緊 急対処事態対策本部条例の制定 について	可決		×			
	2.17	3.17	議 619	京都市消防本部及び消防署の設 置等に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	可決					

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	公 明	民 主	無
第 2 回 市 会 (定例会)	2.17	3.17	議 620	京都市野外教育センター奥志摩 みさきの家条例の一部を改正す る条例の制定について	可決					
	2.17	3.17	議 621	京都市魚アラリサイクルセンタ ー(仮称)新設工事(飼料化設備 工事等)請負契約の締結について	可決					
	2.17	3.17	議 622	納所排水樋門(仮称)新設及び洛 南排水樋門撤去工事委託契約の 締結について	可決					
	2.17	3.17	議 623	市道路線の認定について	可決					
	2.17	3.17	議 624	市道路線の廃止について	可決					
	2.17	3.17	議 625	市道路線の変更について	可決		×			
	2.17	3.17	議 626	損害賠償の額の決定について	可決					
	2.17	2.24	議 627	不動産の取得について	可決					
	2.17	3.17	議 628	阪神高速道路株式会社による京 都市道高速道路 1 号線等の新設 等に係る同意について	可決		×			
	2.17	3.17	議 629	京都市立小学校冷房化等事業実 施契約の締結について	可決					
	2.17	3.17	議 630	京都御池中学校複合施設整備等 事業実施契約の変更について	可決					
	2.17	3.17	議 631	訴えの提起について	可決					
	2.17	3.17	議 632	訴えの提起について	可決					
	2.17	3.17	議 633 ~ 662	訴えの提起(裁判上の和解を含 む。)について	可決					
3.13	3.17	議 663	京都市長等の給与の額の特例に 関する条例の一部を改正する条 例の制定について	可決						

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	公 明	民 主	無
第 2 回 市 会 (定例会)	平成 18 年度分									
	2.17	3.17	議 1	平成 18 年度京都市一般会計予算	可決		×			
	2.17	3.17	議 2	平成 18 年度京都市母子寡婦福祉 資金貸付事業特別会計予算	可決					
	2.17	3.17	議 3	平成 18 年度京都市国民健康保険 事業特別会計予算	可決		×			
	2.17	3.17	議 4	平成 18 年度京都市介護保険事業 特別会計予算	可決		×			
	2.17	3.17	議 5	平成 18 年度京都市老人保健特別 会計予算	可決					
	2.17	3.17	議 6	平成 18 年度京都市地域水道特別 会計予算	可決					
	2.17	3.17	議 7	平成 18 年度京都市京北地域水道 特別会計予算	可決					
	2.17	3.17	議 8	平成 18 年度京都市特定環境保全 公共下水道特別会計予算	可決					
	2.17	3.17	議 9	平成 18 年度京都市中央卸売市場 第一市場特別会計予算	可決					
	2.17	3.17	議 10	平成 18 年度京都市中央卸売 市場第二市場・と畜場特別会 計予算	可決					
	2.17	3.17	議 11	平成 18 年度京都市農業集落排水 事業特別会計予算	可決					
	2.17	3.17	議 12	平成 18 年度京都市土地区画整理 事業特別会計予算	可決					
	2.17	3.17	議 13	平成 18 年度京都市駐車場事業特 別会計予算	可決		×			
	2.17	3.17	議 14	平成 18 年度京都市市街地再開発 事業特別会計予算	可決					
	2.17	3.17	議 15	平成 18 年度京都市土地取得特別 会計予算	可決					
	2.17	3.17	議 16	平成 18 年度京都市基金特別会計 予算	可決					
	2.17	3.17	議 17	平成 18 年度京都市市公債特別会 計予算	可決					
2.17	3.17	議 18	平成 18 年度京都市病院事業特別 会計予算	可決						

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	公 明	民 主	無
第 2 回 市 会 (定例会)	2.17	3.17	議 19	平成 18 年度京都市水道事業特別 会計予算	可決					
	2.17	3.17	議 20	平成 18 年度京都市公共下水道事 業特別会計予算	可決					
	2.17	3.17	議 21	平成 18 年度京都市自動車運送事 業特別会計予算	可決		×			
	2.17	3.17	議 22	平成 18 年度京都市高速鉄道事業 特別会計予算	可決					
	2.17	3.17	議 23	一般職の職員の給与に関する法 律等の一部を改正する法律の施 行に伴う関係条例の整備に関す る条例の制定について	可決		×			
	2.17	3.17	議 24	京都市職員定数条例の一部を改 正する条例の制定について	可決		×			
	2.17	3.17	議 25	京都市公益法人等への職員の派 遣等に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	可決					
	2.17	3.17	議 26	京都市立学校授業料等徴収条例 の一部を改正する条例の制定に ついて	可決		×			
	2.17	3.17	議 27	京都市廃棄物の減量及び適正処 理等に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	可決		×			
	2.17	3.17	議 28	京都文化芸術都市創生条例の制 定について	可決					
	2.17	3.17	議 29	京都市久世ふれあいセンター条 例の一部を改正する条例の制定 について	可決					
	2.17	3.17	議 30	京都市横大路運動公園条例の一 部を改正する条例の制定につい て	可決					
	2.17	3.17	議 31	京都市印鑑条例の一部を改正す る条例の制定について	可決					
	2.17	3.17	議 32	京都市中央卸売市場業務条例の 一部を改正する条例の制定につ いて	可決					
2.17	3.17	議 33	京都市障害者自立支援法の施行 に関する条例の制定について	可決		×				

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	公 明	民 主	無
第 2 回 市 会 (定例会)	2.17	3.17	議 34	障害者自立支援法の施行に伴う 関係条例の整備に関する条例の 制定について	可決		×			
	2.17	3.17	議 35	介護保険法等の一部を改正する 法律の施行に伴う関係条例の整 備に関する条例の制定について	可決		×			
	2.17	3.17	議 36	京都市精神保健福祉審議会条例 の一部を改正する条例の制定に ついて	可決					
	2.17	3.17	議 37	京都市重度心身障害者医療費支 給条例の一部を改正する条例の 制定について	可決					
	2.17	3.17	議 38	京都市衛生関係手数料条例の一 部を改正する条例の制定につい て	可決					
	2.17	3.17	議 39	京都市国民健康保険条例の一部 を改正する条例の制定について	可決					
	2.17	3.17	議 40	京都市歴史的細街路にのみ接す る建築物の制限に関する条例の 制定について	可決					
	2.17	3.17	議 41	京都市建築基準条例の一部を改 正する条例の制定について	可決					
	2.17	3.17	議 42	京都市ラクト健康文化館条例の 一部を改正する条例の制定につ いて	可決					
	2.17	3.17	議 43	京都市教職員の給与等に関する 条例の一部を改正する条例の制 定について	可決		×			
	2.17	3.17	議 44	京都市生涯学習総合センター条 例の一部を改正する条例の制定 について	可決					
	2.17	3.17	議 45	京都市図書館条例の一部を改正 する条例の制定について	可決					
	2.17	3.17	議 46	京都市野外活動施設花背山の家 条例の一部を改正する条例の制 定について	可決					
2.17	3.17	議 47	京都市学校歴史博物館条例の 一部を改正する条例の制定に ついて	可決						

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	公 明	民 主	無
第 2 回 市 会 (定例会)	2.17	3.17	議 48	京都市子育て支援総合センター こどもみらい館条例の一部を改 正する条例の制定について	可決					
	2.17	3.17	議 49	京都市教育相談総合センター条 例の一部を改正する条例の制定 について	可決					
	2.17	3.17	議 50	全国自治宝くじ事務協議会を設 ける普通地方公共団体の数の増 加及びこれに伴う全国自治宝く じ事務協議会規約の変更に関す る協議について	可決					
	2.17	3.17	議 51	近畿宝くじ事務協議会を設ける 普通地方公共団体の数の増加及 びこれに伴う近畿宝くじ事務協 議会規約の変更に関する協議に ついて	可決					
	3.1	3.17	議 52	京都市介護保険条例の一部を改 正する条例の制定について	可決		×			
	3.17	3.17	議 53	助役（副市長）の選任について （上原任）	同意		×			
	3.17	3.17	議 54	京都市固定資産評価審査委員会 委員の選任について （土居澄江）	同意					
	3.17	3.17	議 55	京都市固定資産評価審査委員会 委員の選任について （前田八一）	同意					
	3.17	3.17	議 56	京都市固定資産評価審査委員会 委員の選任について （田畑佑晃）	同意					
	3.17	3.17	議 57	京都市固定資産評価審査委員会 委員の選任について （松浦正弘）	同意					
	3.17	3.17	議 58	京都市固定資産評価審査委員会 委員の選任について （岩本一）	同意					
	3.17	3.17	議 59	京都市固定資産評価審査委員会 委員の選任について （百合口賢次）	同意					

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	公 明	民 主	無
第 2 回 市 会 (定例会)	3.17	3.17	議 60	京都市固定資産評価審査委員会 委員の選任について (内藤郁子)	同意					
	3.17	3.17	議 61	京都市固定資産評価審査委員会 委員の選任について (清水義子)	同意					
	3.17	3.17	議 62	包括外部監査契約の締結につい て	可決					
	3.17	3.17	諮 1	人権擁護委員の推薦について (林勇)	可と 認める					

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	公 明	民 主	無
第 3 回 市 会 (定例会)	5.16	5.30	議 63	平成 18 年度京都市国民健康保険 事業特別会計補正予算	可決					
	5.16	5.30	議 64	平成 18 年度京都市老人保健特別 会計補正予算	可決					
	5.16	5.30	議 65	平成 18 年度京都市中央卸売市場 第一市場特別会計補正予算	可決					
	5.16	5.30	議 66	京都市非常勤職員公務災害等補 償条例の一部を改正する条例の 制定について	可決					
	5.16	5.30	議 67	京都市市税条例の一部を改正す る条例の制定について	可決		×			
	5.16	5.30	議 68	京都市農業委員会の選挙による 委員等に関する条例の一部を改 正する条例の制定について	可決		×			
	5.16	5.30	議 69	京都市衛生関係手数料条例の一部 を改正する条例の制定について	可決					
	5.16	5.30	議 70	京都市国民健康保険条例の一部 を改正する条例の制定について	可決					
	5.16	5.30	議 71	京都市地区計画の区域内におけ る建築物の制限に関する条例の 一部を改正する条例の制定につ いて	可決					
	5.16	5.30	議 72	京都市道路附属物駐車場の自転 車等の駐車料金に関する条例の 一部を改正する条例の制定につ いて	可決					
	5.16	5.30	議 73	京都市消防団員等公務災害等補 償条例の一部を改正する条例の 制定について	可決		×			
	5.16	5.30	議 74	京都市火災予防条例の一部を改 正する条例の制定について	可決					
	5.16	5.30	議 75	京都市立小学校条例の一部を改 正する条例の制定について	可決					
	5.16	5.30	議 76	京都市立中学校条例の一部を改 正する条例の制定について	可決					
	5.16	5.30	議 77	旧京都市西部クリーンセンター 焼却炉等解体及び撤去工事請負 契約の締結について	可決					

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	公 明	民 主	無
第 3 回 市 会 (定例会)	5.16	5.30	議 78	京都市北部クリーンセンター新 設工事(工場棟新築工事等)請負 契約の変更について	可決					
	5.16	5.30	議 79	J R 山陰本線嵯峨嵐山駅自由通 路新設工事委託契約の締結につ いて	可決					
	5.16	5.30	議 80	市道路線の認定について	可決					
	5.16	5.30	議 81	市道路線の廃止について	可決					
	5.16	5.30	議 82	地方自治法等の一部を改正する 法律(平成 14 年法律第 4 号)に よる改正前の地方自治法第 242 条の 2 第 1 項第 4 号の規定による 訴訟に係る費用の負担について	可決					
	5.16	5.30	議 83	訴えの提起について	可決					
	5.16	5.30	議 84 ~ 107	訴えの提起(裁判上の和解を含 む。)について	可決					
	5.16	5.30	議 108	訴訟上の和解について	可決					
	5.16	5.30	議 109	調停の成立について	可決					
	5.30	5.30	議 110	京都市人事委員会委員の選任に ついて(松井珍男子)	同意		×			
	5.30	5.30	議 111	京都市監査委員の選任について (青木ヨシオ)	同意		×			
	5.30	5.30	議 112	京都市監査委員の選任について (久保省二)	同意		×			
	5.30	5.30	諮 2	人権擁護委員の推薦について (伊藤由子)	可と 認める					
	5.30	5.30	諮 3	人権擁護委員の推薦について (坂根悦子)	可と 認める					
	5.16	5.30	報 1	京都市市税条例の一部を改正す る条例の制定について	承認		×			
	5.16	5.30	報 2	診療報酬の算定方法に関する厚 生労働大臣の告示に伴う関係条 例の整備に関する条例の制定に ついて	承認					
	5.16	5.30	報 3	京都市教職員の給与等に関する 条例の一部を改正する条例の制 定について	承認					

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	公 明	民 主	無
第 5 回 市 会 (定例会)	9.8	9.22	議 113	健康保険法等の一部を改正する 法律の施行に伴う関係条例の整 理に関する条例の制定について	可決		×			
	9.8	9.22	議 114	障害者自立支援法の一部の施行 に伴う関係条例の整備に関する 条例の制定について	可決		×			
	9.8	9.22	議 115	京都市知的障害者授産施設条例 の一部を改正する条例の制定に ついて	可決					
	9.8	9.22	議 116	京都市重度心身障害者医療費支 給条例の一部を改正する条例の 制定について	可決					
	9.8	10.6	議 117	京都市道路の位置の指定の基準 の特例に関する条例の全部を改 正する条例の制定について	可決					
	9.8	10.6	議 118	京都市都市計画関係手数料条例 の一部を改正する条例の制定に ついて	可決					
	9.8	10.6	議 119	消防組織法の一部を改正する法 律の施行に伴う関係条例の整理 に関する条例の制定について	可決					
	9.8		議 120	京都市焼却灰溶融施設(仮称) 新設工事(工事棟新築工事等) 請負契約の締結について	10月6日 議案の 撤回を 承認					
	9.8		議 121	京都市焼却灰溶融施設(仮称)新 設工事(電気設備工事)請負契約 の締結について	10月6日 議案の 撤回を 承認					
	9.8	10.6	議 122	京都市崇仁コミュニティセンタ ー等新築工事請負契約の締結に ついて	可決					×
	9.8	10.6	議 123	一級河川白川改修(今出川分水路 新設)工事請負契約の変更につい て	可決					
	9.8	10.6	議 124	一級河川七瀬川改修工事請負契 約の変更について	可決		×			
	9.8	10.6	議 125	指定管理者の指定について(京都 市桂授産園)	可決					
	9.8	10.6	議 126	市道路線の認定について	可決					
	9.8	10.6	議 127	市道路線の廃止について	可決					

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	公 明	民 主	無
第 5 回 市 会 (定例会)	9.8	10.6	議 128	土地改良事業の計画の概要の策 定について	可決					
	9.8	10.6	議 129	巨椋池排水機場管理協議会規 約の設定及び巨椋池排水機場 管理協議会の設置の協議につ いて	可決					
	9.8	10.6	議 130	訴えの提起について	可決					
	9.8	10.6	議 131 ~ 161	訴えの提起（裁判上の和解を含 む。）について	可決					
	9.8	9.12	議 162	控訴の提起について	可決					
	10.6	10.6	議 163	京都市人事委員会委員の選任に ついて（彦惣弘）	同意					
	10.6	10.6	議 164	京都市教育委員会委員の任命に ついて（鈴木千鶴子）	同意		×			
	10.6	10.6	諮 4	人権擁護委員の推薦について （大湾みどり）	可と 認める					
	10.6	10.6	諮 5	人権擁護委員の推薦について （柏井真理子）	可と 認める					
	9.8	10.6	報 4	平成 17 年度京都市地域水道特別 会計歳入歳出決算	認定					
	9.8	10.6	報 5	平成 17 年度京都市京北地域水道 特別会計歳入歳出決算	認定					
	9.8	10.6	報 6	平成 17 年度京都市特定環境保全 公共下水道特別会計歳入歳出決 算	認定					
	9.8	10.6	報 7	平成 17 年度京都市病院事業特別 会計決算	認定					
	9.8	10.6	報 8	平成 17 年度京都市水道事業特別 会計決算	認定					
	9.8	10.6	報 9	平成 17 年度京都市公共下水道事 業特別会計決算	認定					
	9.8	10.6	報 10	平成 17 年度京都市自動車運送事 業特別会計決算	認定		×			
	9.8	10.6	報 11	平成 17 年度京都市高速鉄道事業 特別会計決算	認定					

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	公 明	民 主	無
第 6 回 市 会 (定例会)	11.17	12.15	議 165	平成 18 年度京都市一般会計補正 予算	可決		×			
	11.17	12.15	議 166	平成 18 年度京都市地域水道特別 会計補正予算	可決					
	11.17	12.15	議 167	平成 18 年度京都市市街地再開発 事業特別会計補正予算	可決					
	11.17	12.15	議 168	京都市職員退職手当支給条例の 一部を改正する条例の制定につ いて	可決					
	11.17	12.15	議 169	京都市精神保健及び精神障害者 福祉に関する法律の施行に關す る条例の制定について	可決					
	11.17	12.15	議 170	京都市児童館及び学童保育所条 例の一部を改正する条例の制定 について	可決					
	11.17	12.15	議 171	京都市敬老乗車証条例の一部を 改正する条例の制定について	可決					
	11.17	12.15	議 172	京都市消防団員等公務災害等補 償条例の一部を改正する条例の 制定について	可決					
	11.17	12.15	議 173	京都市下京消防署新築工事請負 契約の締結について	可決					
	11.17	12.15	議 174	指定管理者の指定について(伏見 桃山城運動公園)	可決					
	11.17	12.15	議 175	指定管理者の指定について(京都 市上里児童館)	可決					
	11.17	12.15	議 176	指定管理者の指定について(京都 市久我の杜児童館)	可決					
	11.17	12.15	議 177	市道路線の認定について	可決					
	11.17	12.15	議 178	市道路線の廃止について	可決					
	11.17	12.15	議 179	当せん金付証票の発売金額につ いて	可決					
	11.17	12.15	議 180	京都府後期高齢者医療広域連合 規約の設定及び京都府後期高齢 者医療広域連合の設置の協議に ついて	可決		×			
11.17	12.15	議 181	訴えの提起について	可決						

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	公 明	民 主	無
第 6 回 市 会 (定例会)	11.17	12.15	議 182 ~ 186	訴えの提起（裁判上の和解を含む。）について	可決					
	11.17		議 187	訴えの提起（裁判上の和解を含む。）について	12月15日 議案の 撤回を 承認					
	11.17	12.15	議 188 ~ 207	訴えの提起（裁判上の和解を含む。）について	可決					
	12.15	12.15	議 208	京都市人事委員会委員の選任について（津田幹雄）	同意					
	12.15	12.15	議 209	京都市教育委員会委員の任命について（藤原勝紀）	同意					
	12.15	12.15	諮 6	人権擁護委員の推薦について （長谷川彰）	可と 認める					
	11.17	12.15	報 12	控訴の提起について	承認					
	11.17	12.15	報 13	平成 17 年度京都市一般会計歳入歳出決算	認定		×			
	11.17	12.15	報 14	平成 17 年度京都市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算	認定					
	11.17	12.15	報 15	平成 17 年度京都市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算	認定		×			
	11.17	12.15	報 16	平成 17 年度京都市介護保険事業特別会計歳入歳出決算	認定		×			
	11.17	12.15	報 17	平成 17 年度京都市老人保健特別会計歳入歳出決算	認定					
	11.17	12.15	報 18	平成 17 年度京都市中央卸売市場第一市場特別会計歳入歳出決算	認定					
	11.17	12.15	報 19	平成 17 年度京都市中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計歳入歳出決算	認定					
	11.17	12.15	報 20	平成 17 年度京都市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算	認定					
	11.17	12.15	報 21	平成 17 年度京都市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算	認定					
	11.17	12.15	報 22	平成 17 年度京都市駐車場事業特別会計歳入歳出決算	認定		×			
	11.17	12.15	報 23	平成 17 年度京都市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算	認定					

区 分	提出 月日	議決 月日	議案 番号	件 名	審議 結果	自 民	共 産	公 明	民 主	無
第 6 回 市 会 (定例会)	11.17	12.15	報 24	平成 17 年度京都市土地取得特別 会計歳入歳出決算	認定					
	11.17	12.15	報 25	平成 17 年度京都市基金特別会計 歳入歳出決算	認定					
	11.17	12.15	報 26	平成 17 年度京都市市公債特別会 計歳入歳出決算	認定					

(注 1) 自民 = 自由民主党京都市会議員団
 共産 = 日本共産党京都市会議員団
 公明 = 公明党京都市会議員団
 民主 = 民主・都みらい京都市会議員団
 無 = 無所属議員

(注 2) × は議案に対する各会派等の態度 = 賛成, × = 反対

5 平成18年 月別・

分類		1 月	2 月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
00 総 記								1	
10 哲 学									
20 歴史・地理		2	1	1	2				
3 社 会 科 学	0 総 記								
	1 政 治	1	1		2	2	2	1	2
	(18)地方自治	4	3	2	7	7	5	2	4
	2 法 律	1	5	1	1	2	2	4	3
	3 経 済	1		2	1	1	1	1	
	4 財 政	1	2	2	1				2
	5 統 計				2	1	1		
	6 社 会	5	1	4	7	1		4	5
	7 教 育	2	2	3	1			1	
	8 風俗・習慣								
9 国防・軍事				1	1				
小 計		15	14	14	23	15	11	13	16
40 自然科学			2	1		2			
50 工 学		2	2		3		2	1	
60 産 業			1	1	2				
70 芸 術		1			1	1			
80 語 学									
90 文 学									
*別置図書		8	7	8	12	11	14	11	12
合 計		28	27	25	43	29	27	26	28
除 籍 冊 数									

(*別置図書：白書，六法，年鑑，辞書，地図など)

分類別 図書増加数一覽

(単位 : 冊)

9月	10月	11月	12月	受入数 合 計	除 籍 合 計	差 引 増加数	17年末 蔵書数	18年末 蔵書数
1	2			4		4	864	868
				0		0	728	728
1				7		7	2,280	2,287
				0		0	457	457
2	2	3	2	20		20	1,758	1,778
5	4	4	7	54		54	2,601	2,655
2	2		3	26		26	3,059	3,085
	1		1	9		9	1,558	1,567
4	1	1	1	15		15	1,529	1,544
1			3	8		8	282	290
	2	1	4	34		34	2,146	2,180
	2		2	13		13	662	675
				0		0	228	228
				2		2	64	66
14	14	9	23	181	0	181	14,344	14,525
				5		5	381	386
3		1	1	15		15	905	920
2	2		1	9		9	742	751
				3		3	442	445
				0		0	230	230
			2	2		2	436	438
11	7	9	11	121		121	1,841	1,962
32	25	19	38	347				
					0	347	23,193	23,540

6 平成18年 月別・分類別

分類	1 月	2 月	3月	4月	5月	6月	7月
00 総 記							3
10 哲 学						1	
20 歴史・地理	1	8	1	1	2	2	1
3 社 会 科 学	0 総 記	1	1				2
	1 政 治		3	1		2	2
	(18)地方自治		1	1	2	7	4
	2 法 律	6	10	2	2	3	10
	3 経 済	1	3	1	4		
	4 財 政	2		1	1		
	5 統 計		2				
	6 社 会	1		4		2	
	7 教 育						
	8 風俗・習慣						
9 国防・軍事							
小 計	11	20	10	9	14	16	11
40 自然科学							
50 工 学	1	1	1			3	
60 産 業	1		1	1	3	1	
70 芸 術		1	1		1		
80 語 学		3	1		1		1
90 文 学							
* そ の 他	9	4	5		6	4	10
合 計	23	37	20	11	27	27	26

(*その他：雑誌，白書，その他資料類)

図書及び資料貸出状況一覧

(単位：冊)

8月	9月	10月	11月	12月	18年 合計	17年 合計	増減
					3		3
					1		1
	2	2			20	58	38
					4		4
3			1		13	13	0
5	1	9		3	35	81	46
9	10	3	3	6	66	60	6
	3	2	3	2	19	10	9
4	1	2	2	3	18	14	4
					4	8	4
		3	2		12	15	3
	3	1			4	7	3
	3		1	1	5	1	4
					0		0
21	21	20	12	15	180	209	29
					0	3	3
	1	1	6	4	18	45	27
		1			8	13	5
	2				5	13	8
				1	7	3	4
					0	1	1
3	7	1	5	8	62	88	26
24	33	25	23	28	304	433	129

7 平 成 1 8 年

		京 都 市 会 関 係
月	日	事 項
1	6	市会運営委員会理事会
1	11	厚生委員会
1	12	建設消防委員会
1	13	交通水道委員会実地視察
1	16	市会運営委員会
1	20	市会運営委員会
1	23	第1回市会(臨時会)開会
"	"	財政総務委員会
"	"	市会改革検討小委員会
1	25	財政総務委員会, 文教委員会, 交通水道委員会
1	26	厚生委員会, 建設消防委員会
"	"	市会運営委員会理事会
1	27	財政総務委員会, 市会運営委員会
1	30	第1回市会(臨時会)閉会
		京 都 市 会 関 係

年 表

京 都 市 関 係			国 内 国 際 関 係		
月	日	事 項	月	日	事 項
			1	1	資産規模世界最大の三菱東京UFJ銀行が発足
			"	"	福知山市と三和, 夜久野, 大江の3町が合併
			"	"	園部, 八木, 日吉, 美山の4町が合併し, 南丹市が誕生
1	4	市政情報総合案内コールセンター(京都いつでもコール)を開設			
1	7	地下鉄運賃を改定	1	7	全国高校ラグビー大会で伏見工業高校が5年ぶり4度目の優勝
			1	10	ソウル大の調査委員会が同大学の黄禹錫教授のES細胞論文はねつ造だったと発表
			1	13	豪雪のため国土交通省が除雪費を緊急配分
			1	17	女兒4人誘拐殺人事件の宮崎勤被告に最高裁が死刑判決
1	18	新京都市観光振興推進計画を策定	1	18	ライブドアへの強制捜査を受けて売り注文が殺到, 東証が株式売買を全面停止
			1	20	米国産牛肉に牛の脊柱が混入, 政府が輸入再停止を決定
			1	23	ライブドア堀江貴文社長らを証券取引法違反で逮捕
			"	"	日本郵政公社を民営化するための準備企画会社として日本郵政(株)が発足
			1	25	パレスチナ評議会議員選挙でイスラム原理主義組織ハマスが圧勝
京 都 市 関 係			国 内 国 際 関 係		

月	日	事 項
2	6	財政総務委員会
2	7	文教委員会実地視察
2	8	厚生委員会
2	9	建設消防委員会実地視察
2	10	市会運営委員会
2	16	市会運営委員会
2	17	第2回市会(定例会)開会
"	"	普通予算特別委員会, 普通予算特別委員会第1・第2合同分科会, 公営企業等予算特別委員会
2	20	普通予算特別委員会(第1・第2分科会), 公営企業等予算特別委員会
"	"	市会運営委員会理事会
2	21	市会改革検討小委員会
2	22	普通予算特別委員会, 公営企業等予算特別委員会 市会運営委員会
2	23	第2回市会(定例会)続会
2	24	第2回市会(定例会)続会
"	"	普通予算特別委員会, 公営企業等予算特別委員会
2	27	普通予算特別委員会(第1・第2分科会), 公営企業等予算特別委員会
2	28	普通予算特別委員会(第1・第2分科会), 公営企業等予算特別委員会
京 都 市 会 関 係		
月	日	事 項

月	日	事 項	月	日	事 項
2	6	超長期市場公募債を発行(3回目) 集中改革プラン, 組織改革方針, 人材育成方針を策定	2	3	議員年金廃止法が成立
"	"		2	10	第20回オリンピック冬季競技大会(トリノ冬季オリンピック)開幕
2	19	全国教育特区サミットを開催	2	23	トリノ冬季オリンピックのフィギュアスケート女子で荒川静香選手が同種目でアジア初の金メダル
京 都 市 関 係			国 内 国 際 関 係		
月	日	事 項	月	日	事 項

3	1	普通予算特別委員会(第1・第2分科会), 公営企業等予算特別委員会
"	"	市会運営委員会理事会
3	2	普通予算特別委員会(第1・第2分科会), 公営企業等予算特別委員会
"	"	市会運営委員会
3	3	第2回市会(定例会)続会
"	"	普通予算特別委員会(第1・第2分科会), 公営企業等予算特別委員会
3	6	普通予算特別委員会(第1・第2分科会), 公営企業等予算特別委員会
3	7	公営企業等予算特別委員会
3	9	普通予算特別委員会
3	10	厚生委員会, 建設消防委員会, 交通水道委員会
3	13	財政総務委員会, 文教委員会
"	"	市会運営委員会理事会
3	16	財政総務委員会, 文教委員会, 厚生委員会, 建設消防委員会
"	"	普通予算特別委員会, 公営企業等予算特別委員会
"	"	市会運営委員会理事会, 市会運営委員会
3	17	第2回市会(定例会)閉会
"	"	市会運営委員会
京 都 市 会 関 係		
月	日	事 項

3	10	全国成人式サミットを開催	3	1	加悦, 野田川, 岩滝の3町が合併し, 与謝野町が誕生
			3	3	ワールド・ベースボール・クラシック第1回大会が開催
			3	9	日本銀行が量的規制緩和政策の解除を決定
			3	12	公職選挙法違反容疑で南丹市長を逮捕
3	14	京都市民長寿すこやかプランを策定			
			3	16	仏政府の若者雇用促進政策(CPE)に対し, 学生や労組員などによる仏全土での大規模な反対デモが発生
			3	17	ソフトバンクがボーダフォン日本法人買収で英ボーダフォンと合意したと発表
			3	20	ワールド・ベースボール・クラシック第1回大会決勝で日本がキューバを10-6で破り初代世界王者に
3	27	歴史的細街路にのみ接する建築物の制限に関する条例を施行			
"	"	時を超え光り輝く京都の景観作り審議会から市へ, 歴史都市・京都の景観の保全・創出のあり方についての中間取りまとめの報告			
3	31	松井珍男子副市長が退任	3	31	ライブドア偽メール事件で民主党・前原執行部が総退陣
京 都 市 関 係			国 内 国 際 関 係		
月	日	事 項	月	日	事 項

4	10	財政総務委員会
4	11	文教委員会
4	14	市会運営委員会理事会
4	18	文教委員会
4	19	厚生委員会
4	20	建設消防委員会
4	21	交通水道委員会
4	27	建設消防委員会
4	28	市会運営委員会理事会
"	"	市会改革検討小委員会
京 都 市 会 関 係		
月	日	事 項

4	1	上原任副市長が就任	4	1	堺市が政令指定都市に移行
"	"	京都御池中学校・複合施設が開所			
"	"	京都市住宅供給公社に(財)京都市住宅サービス公社を統合			
"	"	文化芸術都市創生条例を施行			
"	"	廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正の一部施行(10月から家庭ごみ有料指定袋制を導入)			
"	"	障害者自立支援法の施行に伴う本市独自の利用者負担の軽減策(「京都方式」)を創設			
"	"	ゼロ・エミッション実践活動を開始			
"	"	災害ボランティアセンターの運用開始			
"	"	宝が池公園スポーツ広場内に子ども専用体育館がオープン			
"	"	京都市女性総合センター(愛称「ウイングス京都」)の名称が、京都市男女共同参画センターに変更			
4	3	公益通報処理窓口を設置	4	4	春の選抜高校野球大会で横浜高校が8年ぶり3度目の優勝
4	7	市立病院に男性専門外来を開設	4	6	小泉首相の在任日数が1,807日となり戦後歴代単独3位に
			4	7	ライブドア偽メール事件で民主党代表を辞任した前原誠司氏の後任に小沢一郎氏が選出
			4	9	京都府知事に山田啓二氏が再選
			"	"	プロ野球阪神タイガースの金本知憲選手が連続フルイニング出場904試合の世界新記録
4	10	自動体外式除細動器(AED)の貸出開始	4	12	文化庁職員らによる奈良県明日香村の高松塚古墳壁画の損傷が発覚
4	18	狐坂高架橋(宝が池通)を供用開始	4	14	悪質な取立てなどの貸金業法違反により、金融庁がアイフルの全店舗に3~25日の業務停止を命令
4	19	子どもの事故防止実践マニュアル、子どもの事故の応急手当マニュアル お届け事業開始	4	17	クボタが尼崎工場周辺の石綿被害の患者と遺族に1人最高4,600万円の救済金を支払う制度を創設と発表
4	21	蘇州市と観光交流に関する覚書を締結	4	26	耐震強度偽装事件で姉齒修次元一級建築士ら8人を逮捕
			4	27	横田めぐみさんの母親、早紀江さんが米下院の公聴会で拉致問題について証言(28日にブッシュ米大統領と面会)
京 都 市 関 係			国 内 国 際 関 係		
月	日	事 項	月	日	事 項
5	1	街路樹里親制度を創設	5	1	日米両政府は沖縄県・普天間飛行場のキャン

5	8	財政総務委員会
5	9	市会運営委員会
5	15	市会運営委員会
5	16	第3回市会(定例会)開会
5	17	市会運営委員会
5	18	第3回市会(定例会)続会
"	"	普通予算特別委員会, 普通予算特別委員会第1・第2合同分科会
5	19	第3回市会(定例会)続会
5	22	普通予算特別委員会(第1・第2分科会)
5	23	厚生委員会, 交通水道委員会
5	24	財政総務委員会, 文教委員会, 建設消防委員会
"	"	市会運営委員会理事会
5	26	市会改革検討小委員会
5	29	財政総務委員会, 文教委員会, 厚生委員会, 建設消防委員会
"	"	普通予算特別委員会
"	"	市会運営委員会理事会, 市会運営委員会
5	30	市会運営委員会
"	"	鈴木マサホ議員が副議長に就任
京 都 市 会 関 係		
月	日	事 項

					プ・シュワブ沿岸部への移設や海兵隊8,000人のグアム移転を2014年までに実現することで最終合意
5	5	ニューヨークで開催された国連持続可能な開発委員会会合で、本市の地球温暖化対策を発表			
5	8	動産のインターネット公売を初めて実施	5	10	トヨタの06年3月期決算発表で同社の売上が米フォードモーターを逆転
5	15	使用済み天ぷら油をリサイクルした「みやこ・めぐるオイル」を100パーセント燃料に使用した市バスの走行実験を開始	5	15	米政府がリビアをテロ支援国家リストから除外し、国交を正常化すると発表
			5	17	耐震強度偽装事件で合同捜査本部が小嶋進・ヒューザー社長を逮捕
			5	20	イラクで旧フセイン政権崩壊から3年1月ぶりに新政権が発足
			5	22	社会保険事務所の年金不正免除問題が発覚
			5	24	日本経団連は奥田碩前会長の後任にキャノンの御手洗富士夫氏を選出
			5	27	インドネシアのジャワ島でM6.3の地震が発生(死者5,700人超)
5	31	歩いて楽しいまちなか戦略推進協議会を設置			
京 都 市 関 係			国 内 国 際 関 係		
月	日	事 項	月	日	事 項
6	1	新築住宅への住宅用火災警報機の設置を義務化(既存住宅は平成23年5月末まで)	6	1	道路交通法の改正により、駐車違反の確認事務の民間委託化を実施

6	6	文教委員会
6	7	厚生委員会
6	8	建設消防委員会
6	9	交通水道委員会
6	12	財政総務委員会
6	19	財政総務委員会
"	"	交通水道委員会他都市調査(～21日)
6	20	文教委員会実地視察
6	21	厚生委員会
6	22	建設消防委員会
6	28	市会改革検討小委員会
京 都 市 会 関 係		
月	日	事 項

		に)	”	”	特殊出生率が1.25%と前年より0.04ポイント低下、過去最低(17年人口動態統計)
			”	”	鉄鋼生産量世界1位のミッタル・スチールが同2位のアルセロールとの合併に合意と発表
			6	3	東京都港区の高層住宅で高校2年の男子生徒がエレベーターに挟まれ死亡
			”	”	モンテネグロがセルビアとの国家連合を解消し、旧ユーゴが完全解体
			6	5	村上ファンドのインサイダー取引容疑で前代表の村上世彰氏を逮捕
6	9	交通事業第2次アクションプログラムを策定	6	9	サッカー・ワールドカップがドイツで開幕
			6	13	日銀の福井総裁が村上ファンドに1千万円の出資をしていたことが判明
			6	14	医療制度改革関連法案成立
			6	15	自殺対策基本法成立
			6	16	がん対策基本法成立
			6	20	政府がイラクで復興支援活動従事の陸上自衛隊の撤収方針を表明(10/9撤収支援部隊帰国)
			”	”	夕張市が財政再建団体の指定を国に申請する方針を表明
			”	”	阪急ホールディングスと阪神電気鉄道は、阪急による阪神株のTOB(株式公開買付け)成立を発表
6	21	京都御池地下街(株)社長の全国公募を発表			
			6	22	奈良県田原本町で母子3人が死亡した医師宅放火事件で高1の長男を放火と殺人容疑で逮捕
6	26	サッカースタジアム検討委員会が西京極陸上競技場兼球技場の全面改築を提言	6	28	日本郵政公社は集配局の再編計画(4696局→3648局)を発表
			”	”	イスラエル軍が2005年9月のガザ地区からの撤退後初めて同地区に本格侵攻、パレスチナ側に300人以上の死者
京 都 市 関 係			国 内 国 際 関 係		
月	日	事 項	月	日	事 項
			7	1	橋本龍太郎元首相死去
			7	2	滋賀県知事選で大学教授の嘉田由紀子氏が現職の国松善次氏らを破って初当選

7	3	財政総務委員会実地視察
7	4	文教委員会他都市調査(～6日), 厚生委員会他都市調査(～6日),
"	"	建設消防委員会他都市調査(～6日)
7	7	交通水道委員会
7	18	文教委員会
"	"	財政総務委員会他都市調査(～20日)
7	19	厚生委員会
7	20	建設消防委員会
7	21	交通水道委員会
7	31	厚生委員会
"	"	市会改革検討小委員会
京 都 市 会 関 係		
月	日	事 項

			7	3	サッカー日本代表の中田英寿選手が自身のホームページ上で引退を発表
			7	5	北朝鮮が弾道ミサイル7発を日本海に向け発射
			"	"	岐阜県庁で裏金の存在が発覚(平成4年度から約17億円)
			7	9	サッカー・ワールドカップ決勝でイタリアがフランスを破り6大会ぶり4回目の優勝, フランス主将のジダンが相手選手への頭突きで退場処分
			7	12	イスラエル軍がヒズボラによる兵士2人の拉致を受け, ベイルートなどへの空爆を開始(8月14日に停戦発効)
			7	13	ニューヨーク商業取引所の原油市場で米国産WTI原油の先物価格が最高値
7	14	2008年関西サミット京都誘致推進協議会設立	7	14	日本銀行がゼロ金利政策の解除を決定
			"	"	石油価格が高騰し, WTI先物価格は終値で1バレル77ドル台の史上最高値を記録
			"	"	パロマ工業社製のガス瞬間湯沸かし器による一酸化炭素中毒が相次いでいることが判明
			7	15	ロシアで初となるサミットがサンクトペテルブルクで開幕
			7	21	ドミニカ移民問題で, 移住者に対し当時の政府の対応についておわびとする首相談話を閣議決定
7	28	子どものための市民憲章懇話会設置	7	27	アメリカ産牛肉の輸入の再開を決定
			7	31	埼玉県ふじみ野市営プールで小学2年の女児が吸水口に吸い込まれ死亡
			"	"	キューバのカストロ国家評議会議長が健康上の理由で国家元首の権限を暫定的に実弟のラウル・カストロ氏に委譲
京 都 市 関 係			国 内 国 際 関 係		
月	日	事 項	月	日	事 項
8	1	防鳥用ネット貸与制度を実施			
"	"	生ごみ処理機, 生ごみコンポスト容器の購入助成を開始			
"	"	京都観光振興会議を設立(府, 市, 会議所)			

8	7	財政総務委員会
8	8	文教委員会
8	9	厚生委員会
8	10	建設消防委員会実地視察
8	11	交通水道委員会
8	18	市会運営委員会理事会
8	21	常任委員会連合審査会, 財政総務委員会
8	22	文教委員会
8	23	厚生委員会
8	24	建設消防委員会, 市会運営委員会
8	25	交通水道委員会
8	28	常任委員会連合審査会
8	29	市会改革検討小委員会他都市調査(～30日)
8	30	市会運営委員会
"	"	川中増次郎議員が逝去
8	31	第4回市会(臨時会)開会
"	"	職員の不祥事に関する調査特別委員会
京 都 市 会 関 係		
月	日	事 項
9	1	市会運営委員会

		等)			
			8	2	ボクシング亀田興毅選手が判定勝ちでWBAライトフライ級王者に
			8	6	長野県知事選で新人の村井仁氏が現職の田中康夫氏を破り当選
			8	10	航空機爆破テロ計画で英治安当局はパキスタン系英国人ら24人を逮捕
			8	14	レバノン停戦発効
8	15	ソウル, 北京, メルボルンに, 観光情報の発信や現地の情報収集などを行う, 海外情報拠点を設置			
			8	16	北海道根室市のカニ漁船が北方領土・貝殻島付近でロシア国境警備隊の警備艇に銃撃・逮捕され, 乗組員4人のうち, 1人が死亡, 3人が連行
			8	21	全国高校野球選手権大会で西東京代表の早稲田実業高校が駒大苫小牧高校を4-3で下し初優勝
8	24	小学校の冷房化推進事業がPFI手法導入により完了	8	24	国際天文学連合が, 惑星の新しい定義を可決。太陽系の惑星から冥王星を除外(矮惑星に格下げ)し, 水金地火木土天海の8個に
"	"	市役所前広場に「こども夢広場」を設置			
8	30	姉妹都市10周年を記念して, プラハ市公式訪問団が入洛(~9/3)	8	30	2016年夏季五輪国内候補都市が東京に決定
8	31	信頼回復と再生のための抜本改革大綱を策定			
"	"	環境局関連, 生活保護業務関連における一連の不祥事で, 市長ら特別職5人を含む計77人を処分			
"	"	京の環境共生推進計画, 地球温暖化対策計画を策定			
京 都 市 関 係			国 内 国 際 関 係		
月	日	事 項	月	日	事 項
9	1	信頼回復と再生のための抜本改革大綱推進本部を設置			
"	"	上下水道局にご意見箱「お客さまの声を上下水道局に」を設置			
"	"	永岡正美元服務監が逝去			

9	7	市会運営委員会
9	8	第5回市会(定例会)開会
"	"	市会改革検討小委員会
9	11	市会運営委員会
9	12	第5回市会(定例会)続会
"	"	公営企業等決算特別委員会
9	13	第5回市会(定例会)続会
9	14	厚生委員会
"	"	公営企業等決算特別委員会
9	15	公営企業等決算特別委員会
"	"	市会運営委員会理事会
9	19	公営企業等決算特別委員会
"	"	職員の不祥事に関する調査特別委員会
9	20	公営企業等決算特別委員会
"	"	職員の不祥事に関する調査特別委員会
9	21	厚生委員会
"	"	公営企業等決算特別委員会
"	"	市会運営委員会
9	22	第5回市会(定例会)続会
"	"	公営企業等決算特別委員会
9	25	公営企業等決算特別委員会
"	"	職員の不祥事に関する調査特別委員会
9	26	公営企業等決算特別委員会
"	"	職員の不祥事に関する調査特別委員会
9	27	公営企業等決算特別委員会
9	28	文教委員会, 厚生委員会, 建設消防委員会
9	29	財政総務委員会, 交通水道委員会
京 都 市 会 都 関 市 係		
月	日	事 項

			9	6	秋篠宮家悠仁親王御誕生
			9	7	ブレア英国首相が1年以内の辞任を表明
			9	12	ローマ法王がイスラム教の聖戦(ジハード)を批判(イスラム諸国などの反発に後日釈明)
			9	15	オウム真理教教祖の麻原彰晃こと松本智津夫被告の死刑が確定
9	19	京(みやこ)・食の安全衛生管理認証制度を開始	9	19	タイで軍事クーデター
			"	"	18年7月1日現在の3大都市圏の都道府県基準地価が16年ぶりに上昇
			9	23	最後の国産M5ロケット(7号機)の打ち上げに成功
			9	26	第90代内閣総理大臣に安部晋三氏が就任
			9	29	政府が拉致問題対策本部を設置
9	30	京都教師塾開講	9	30	戦後初の唯一の国産旅客機YS11が国内の定期旅客輸送から引退
京 都 市 関 係			国 内 国 際 関 係		
月	日	事 項	月	日	事 項
10	1	家庭ごみ有料指定袋制を実施	10	1	阪急ホールディングスと阪神電気鉄道が統合、阪急阪神ホールディングスに
"	"	コミュニティ回収実施団体への補助金支給制度の創設、家庭用蛍光管拠点回収事業を実施			
"	"	障害者地域生活支援センターを開設			
"	"	障害者自立支援法(10月施行分)に伴う本			

10	2	職員の不祥事に関する調査特別委員会
"	"	市会運営委員会理事会
10	3	市会運営委員会理事会
10	5	文教委員会, 厚生委員会, 建設消防委員会
"	"	公営企業等決算特別委員会
"	"	職員の不祥事に関する調査特別委員会
"	"	市会運営委員会
10	6	市民の信頼回復と服務規律に関する調査特別委員会
"	"	市会運営委員会理事会
10	10	財政総務委員会, 文教委員会
10	11	厚生委員会
10	12	建設消防委員会実地視察
10	13	交通水道委員会実地視察
10	16	市民の信頼回復と服務規律に関する調査特別委員会
10	20	市民の信頼回復と服務規律に関する調査特別委員会
10	23	厚生委員会他都市調査(～25日)
"	"	税財政関係特別委員長会議
10	24	文教委員会
10	26	建設消防委員会
10	27	交通水道委員会実地視察
"	"	市会改革検討小委員会
10	30	財政総務委員会
京 都 市 会 都 関 係		
月	日	事 項
11	1	厚生委員会実地視察
11	6	財政総務委員会
11	7	文教委員会

"	"	市独自の利用者負担軽減策を実施 職員の分限免職の基準等に関する要綱を実施	10	2	日本司法支援センター(法テラス)が全国で業務を開始
10	4	産業科学技術振興計画を策定			
"	"	消費生活基本計画を策定			
			10	8	安倍首相が訪中、日本の首脳として1年半ぶりに中国の胡錦濤国家主席らと会談し、「戦略的互惠関係の構築」で合意
			10	9	北朝鮮が地下核実験の実施を発表
			10	10	政府が教育再生会議を設置
10	12	新京都館を開館			
			10	13	政府は北朝鮮籍船の入港全面禁止や輸入全面禁止などの独自の追加制裁措置を閣議決定
			"	"	国連総会は2006年末で任期が終わるアナン事務総長の後任に韓国の潘基文外交通商相を指名
10	18	都心部放置自転車等対策アクションプログラムを策定			
			10	22	長岡京市で3歳男児虐待死事件
			"	"	衆議院補選で自民党が2勝(神奈川16区、大阪9区)
			10	23	東京地検特捜部が前福島県知事を収賄容疑で逮捕
			10	24	富山県の高校で必修科目の未履修問題が発覚。文部科学省の調査で、履修漏れの高等学校数が全国で663校に及ぶことが判明した。
10	26	京都御池地下街の社長候補者にサッポロホールディングス役員の辻田光氏を選定	10	26	日本シリーズで日本ハムが中日を4勝1敗で破り44年ぶり2度目の日本一
10	29	第10回世界歴史都市会議が開催(バラット市(~11/1))			
			10	31	日本の総人口は1億2776万8千人で、1年前より約2万2千人減少(17年国勢調査結果)
京 都 市 関 係			国 内 国 際 関 係		
月	日	事 項	月	日	事 項
11	5	伝統産業活性化推進計画を策定	11	1	住民基本台帳の閲覧制度が改正
			11	5	イラク高等法廷でサダム・フセイン元大統領に人道に対する罪で死刑判決
11	7	今出川通の交通まちづくりとLRT検討協議会を設立	11	7	北海道佐呂間町で竜巻が発生、9人が死亡(最大瞬間風速毎秒83メートル)
"	"	歴史都市・京都創生策Ⅱを策定	"	"	米で中間選挙実施。民主党が12年ぶりに上下

11	8	厚生委員会
11	9	建設消防委員会
"	"	財政総務委員会会議出席(全国和装産地市町村協議会平成18年度全体会議, ~10日)
11	10	市会運営委員会
11	13	市民の信頼回復と服務規律に関する調査特別委員会
11	15	財政総務委員会要望(税財政関係特別委員会党派別要望 17, 29日)
11	16	市会運営委員会
11	17	第6回市会(定例会)開会
"	"	市会改革検討小委員会
11	20	市会運営委員会
11	21	第6回市会(定例会)続会
"	"	普通予算・決算特別委員会合同委員会 普通予算・決算特別委員会第1分科会・第2分科会合同分科会 公営企業等予算特別委員会
11	22	第6回市会(定例会)続会
11	24	普通決算特別委員会(第1・第2分科会)
11	27	普通決算特別委員会(第1・第2分科会)
11	28	普通決算特別委員会(第1・第2分科会)
11	29	普通決算特別委員会(第1・第2分科会)
11	30	普通決算特別委員会(第1・第2分科会)
京 都 市 会 都 関 係		
月	日	事 項
12	1	普通決算特別委員会(第1・第2分科会)
12	4	普通決算特別委員会
12	6	普通決算特別委員会
12	7	普通予算特別委員会(第1・第2分科会)
"	"	公営企業等予算特別委員会
"	"	市会運営委員会理事会

					両院で過半数
				11 10	菅総務大臣が短波ラジオ国際放送で北朝鮮の拉致問題を重点的に扱うようNHKに命令
				11 12	福島県知事選挙で民主・社民推薦の佐藤雄平氏が初当選
11	14	時を超え光り輝く京都の景観づくり審議会が最終答申			
11	15	洛西ニュータウンまちづくりビジョンの策定	11	15	大阪地検特捜部が和歌山県知事を競売入札妨害容疑で逮捕
			"	"	米大リーグのボストン・レッドソックスがポストイングシステムにより西武ライオンズの松坂大輔選手との独占交渉権を獲得(落札額は約60億円)
				11 19	沖縄県知事選挙で自民・公明推薦の仲井眞弘多氏が初当選
				11 22	平成14年2月からの景気拡大期は11月で58箇月に達し、「いざなぎ景気」を超えたと判断(11月の月例経済報告)
11	24	新たな景観政策の素案を発表			
11	25	京都国際マンガミュージアムを開館			
"	"	第1回歴史都市・京都から学ぶジュニア日本文化検定(基礎コース)の実施			
			11	26	京都サンガ3度目のJ2降格決定
			11	29	続発するいじめ事件を受け、教育再生会議が緊急提言
京 都 市 関 係			国 内 国 際 関 係		
月	日	事 項	月	日	事 項
12	1	体験・学習型観光プロジェクト 京都おこしやす大学開講(~3月)			
			12	4	自民党が郵政造反議員11名の復党を決定

12	8	財政総務委員会, 交通水道委員会
12	11	文教委員会, 厚生委員会, 建設消防委員会
"	"	市会運営委員会理事会
12	14	市民の信頼回復と服務規律に関する調査特別委員会
"	"	財政総務委員会, 文教委員会, 厚生委員会, 建設消防委員会
"	"	普通予算特別委員会, 普通決算特別委員会
"	"	市会運営委員会
12	15	第6回市会(定例会)閉会
"	"	市会運営委員会理事会
12	18	財政総務委員会実地視察
12	22	市民の信頼回復と服務規律に関する調査特別委員会
12	27	厚生委員会

			12	8	宮崎県警が安藤忠恕宮崎県前知事を競売入札妨害容疑で逮捕
			"	"	国から地方に権限を移譲する地方分権推進計画の策定等を柱とする地方分権改革推進法が成立
			12	13	グレーゾーン金利廃止を柱とする貸金業規制法の改正案が成立
			"	"	ファイル共有ソフト「Winny」を開発した元東大助手に罰金150万円の有罪判決
			12	14	西武ライオンズ松坂がボストンレッドソックスに入団決定
12	15	いじめ相談ホットラインを24時間対応に	12	15	教育基本法を1947年の制定以来、初めて改正(22日施行)
			"	"	防衛庁から防衛省への昇格関連法が成立(平成19年1月9日昇格)
12	16	北部クリーンセンターがしゅん工(19.1~本格稼働)			
12	20	山ノ本市営住宅共同作業場付属物置に係る損害金支払請求訴訟(第2審)判決で、第1審が取り消され、本市の請求が棄却された。(28日最高裁に上告)			
			12	21	官舎入居問題が報じられた本間正明政府税調会長が辞任
12	26	半鐘山開発計画に係る開発許可取消訴訟の取下げ(住民と開発業者間で損害賠償請求訴訟に関して和解)			
			12	27	佐田行政改革担当大臣が政治団体の事務所経費をめぐり辞任、後任に渡辺喜美内閣府副大臣が昇格
			12	30	イラクの元フセイン大統領に死刑執行